

2014

アニュアルレポート
(ディスクロージャー誌)

プロフィール

ソニーフィナンシャルホールディングス株式会社(SFH)は、ソニー生命保険株式会社(ソニー生命)・ソニー損害保険株式会社(ソニー損保)・ソニー銀行株式会社(ソニー銀行)の3社を中核とする金融持株会社です。

ビジョン

ソニーフィナンシャルグループは、金融の持つ多様な機能(貯める・増やす・借りる・守る)を融合して、お客さま一人ひとりの経済的ニーズに合わせた付加価値の高い商品と質の高いサービスを提供することにより、お客さまから最も信頼される金融サービスグループになることを目指します。

理念

お客さま本位

私たちは、お客さまが安心して豊かに暮らせるお手伝いをさせていただくために、お客さま一人ひとりの「声」を真摯に受けとめ、お客さまに満足される商品とサービスを提供します。

社会への貢献

私たちは、金融サービス事業に特段の公共性が求められることを自覚し、高い倫理観と使命感をもってビジョンを実現し、社会に貢献します。また、社会の一員として、よき市民としての責任を果たします。

独自性の追求

私たちは、常に原点から発想し、慣例等にとらわれず創造と革新を追求します。

自由豁达な組織文化

私たちが目指す金融サービス事業では、社員一人ひとりの貢献が重要であると認識しています。私たちは、個性を活かし、能力を十二分に発揮できる自由豁达な組織文化を支持します。

見直しに関する注意事項

本誌に記載されている、ソニーフィナンシャルグループの現在の計画、見直し、戦略、確信などのうち、歴史的事実でないものは、将来の業績に関する見直しです。将来の業績に関する見直しは、将来の営業活動や業績、出来事・状況に関する説明における「確信」、「期待」、「計画」、「戦略」、「見込み」、「想定」、「予測」、「予想」、「目的」、「意図」、「可能性」やその類義語を用いたものに限定されません。口頭または書面による見直し情報は、広く一般に開示される他の媒体にも度々含まれる可能性があります。これらの情報は、現在入手可能な情報から得られたソニーフィナンシャルグループの経営者の仮定、決定ならびに判断に基づいています。実際の業績は、多くの重要なリスクや不確実な要素により、これら業績見直しと大きく異なる結果となりうるため、これら業績見直しの上に全面的に依拠することは控えるようお願いいたします。また、新たな情報、将来の事象、その他の結果にかかわらず、常にソニーフィナンシャルグループが将来の見直しを見直して改訂するとは限りません。ソニーフィナンシャルグループはいずれもそのような義務を負いません。また、本誌は日本国内外を問わず一切の投資勧誘またはそれに類する行為のために作成されたものではありません。

- 「ライフプランナー」はソニー生命の登録商標です。
- 「SURE」はソニー損保の登録商標です。
- 「MONEYKit」および「外貨ワールド」はソニー銀行の登録商標です。「カーボンオフセット銀行」はソニー銀行の商標です。
- ディスクロージャー誌のタイトルは、2014年版より「アニュアルレポート(ディスクロージャー誌)2014」に変更しています。
- 記載金額は、各表に表示した金額単位未満の端数を切り捨てて表示しています。

目次

ソニーフィナンシャルグループの財務ハイライト		2
ソニーフィナンシャルグループの軌跡		4
社長メッセージ		6
ビジョンと戦略	Today and Tomorrow	8
	ソニーフィナンシャルグループの成長戦略	18
事業概況		28
	事業別ハイライト	29
	生命保険事業	30
	損害保険事業	32
	銀行事業	34
業績分析		36
	SFH連結	37
	生命保険事業	39
	損害保険事業	46
	銀行事業	49
持続可能な社会の実現に向けて		55
	コーポレート・ガバナンス	56
	役員紹介	56
	コーポレート・ガバナンスの状況	60
	経営態勢について	62
	内部統制	66
	コンプライアンス	66
	リスク管理	69
	内部監査	71
	CSR	72
	CSRの考え方	72
	活動事例紹介	73
	地球環境保全活動	79
コーポレート・セクション		81
	会社概要	82
	グループ各社の概要	83
	株式情報	85
財務セクション		87
	SFH連結財務諸表	88
	自己資本の充実の状況等について	117
	ソニー生命の2014年3月末のMCEV	131
用語集		136
開示項目一覧		140
ホームページのご案内		141

「データ集」もあわせてご覧ください。

各事業会社の詳細な財務データについては、別冊「データ集」をご参照ください。

なお「データ集」は、SFHホームページのみの開示とさせていただきます。

http://www.sonyfh.co.jp/ja/financial_info/annualreport.html



ソニーフィナンシャルグループの財務ハイライト

ソニーフィナンシャルホールディングス(連結)

百万円

3月31日に終了した1年間	2009	2010	2011	2012	2013	2014
経常収益	¥ 860,323	¥ 978,991	¥1,002,201	¥1,078,070	¥1,259,041	¥1,319,766
経常利益	34,253	84,373	76,860	74,625	79,252	76,136
当期純利益	30,722	48,126	41,716	32,812	45,064	40,504
包括利益	—	71,066	31,963	60,376	96,225	44,794
3月31日現在						
総資産	5,313,677	6,001,088	6,597,140	7,241,414	8,096,164	8,841,382
純資産	204,897	269,439	294,877	347,800	435,444	467,050
連結自己資本比率(国内基準) ^(注2)	13.32%	12.05%	10.96%	10.14%	9.88%	12.02%
連結ソルベンシー・マージン比率 ^(注3)	—	—	—	1,380.3%	1,520.6%	1,563.8%

ソニー生命(単体)

3月31日に終了した1年間

経常収益	¥ 765,910	¥ 881,798	¥ 900,091	¥ 967,400	¥1,142,274	¥1,197,109
経常利益	32,409	80,099	73,176	69,436	74,659	69,205
当期純利益	33,783	46,138	40,220	31,426	42,444	37,063

3月31日現在

総資産	3,810,929	4,286,540	4,723,332	5,222,846	5,952,750	6,624,903
純資産	140,730	191,312	215,387	264,836	342,333	369,230
単体ソルベンシー・マージン比率 ^(注4)	2,060.5%	2,637.3%	2,900.1%	1,980.4%	2,281.8%	2,358.7%

ソニー損保

3月31日に終了した1年間

経常収益	¥ 61,882	¥ 68,174	¥ 74,166	¥ 80,096	¥ 84,711	¥ 89,864
経常利益	2,178	2,565	2,144	2,859	2,371	3,003
当期純利益(△損失)	△1,556	1,604	1,297	1,299	1,454	1,664

3月31日現在

総資産	86,698	98,340	109,382	118,612	127,421	142,714
純資産	13,678	15,482	16,772	18,009	19,934	21,418
単体ソルベンシー・マージン比率 ^(注4)	993.0%	1,018.5%	981.4%	557.8%	504.2%	527.6%

ソニー銀行(単体)

3月31日に終了した1年間

経常収益	¥ 33,361	¥ 30,500	¥ 29,521	¥ 30,075	¥ 31,351	¥ 33,303
経常利益	414	2,930	3,377	4,033	4,282	5,845
当期純利益(△損失)	△710	1,646	2,054	2,340	879	3,585

3月31日現在

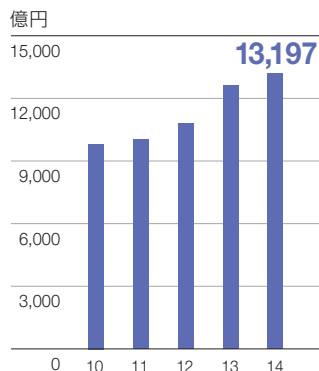
総資産	1,411,956	1,612,186	1,761,830	1,890,503	2,005,081	2,056,704
純資産	46,264	58,989	59,971	62,796	67,811	72,774
単体自己資本比率(国内基準) ^(注5)	13.37%	12.09%	10.84%	11.58%	11.98%	11.72%

(注) 1. 記載金額は、百万円未満の端数を切り捨てています。

2. 連結自己資本比率(国内基準)は、銀行法第52条の25の規定に基づく平成18年(2006年)金融庁告示第20号に定められた算定に基づき算出しています。また、2012年3月末まではソニー生命、Sony Life Insurance(Philippines)、ソニー損保、ソニーライフ・エイゴン生命、SA Reinsuranceを連結の範囲に含めず算出しております。2013年3月末より、ソニー生命、ソニー損保、ソニーライフ・エイゴン生命、SA Reinsuranceを連結の範囲に含めず算出しています。なお、2012年3月末までは平成20年(2008年)金融庁告示第79号を適用しており、2013年3月末は平成24年(2012年)金融庁告示第56号を適用しています。また、2014年3月末より平成25年(2013年)金融庁告示第6号および平成26年(2014年)金融庁告示第7号を適用しています。
3. 連結ソルベンシー・マージン比率は、保険業法施行規則第210条の11の3、第210条の11の4および平成23年(2011年)金融庁告示第23号の規定に基づいて算出しています。
4. ソニー生命およびソニー損保の単体ソルベンシー・マージン比率は2011年3月末までは旧基準、2012年3月末より現行基準を適用しています。
5. 単体自己資本比率(国内基準)は、「銀行法第14条の2の規定に基づき、銀行がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準」(平成18年(2006年)金融庁告示第19号)に基づき算出しています。なお、2012年3月末までは平成20年(2008年)金融庁告示第79号を適用しており、2013年3月末は平成24年(2012年)金融庁告示第56号を適用しています。また、2014年3月末より平成25年(2013年)金融庁告示第6号および平成26年(2014年)金融庁告示第7号を適用しています。

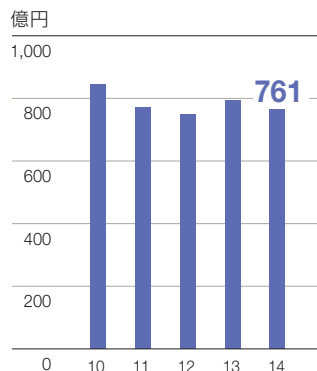
ソニーフィナンシャルホールディングス(連結)

経常収益



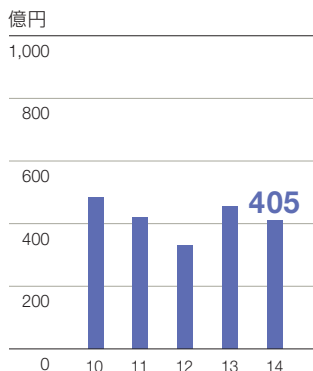
3月31日に終了した1年間

経常利益



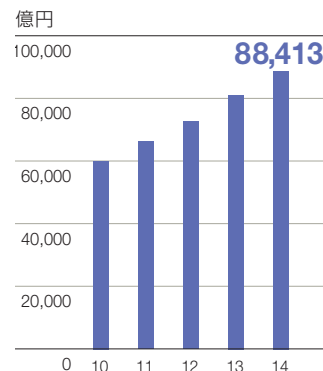
3月31日に終了した1年間

当期純利益



3月31日に終了した1年間

総資産



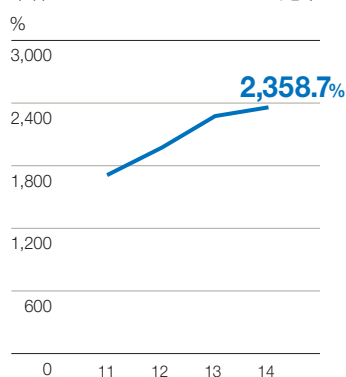
3月31日現在

健全性指標

(3月31日現在)

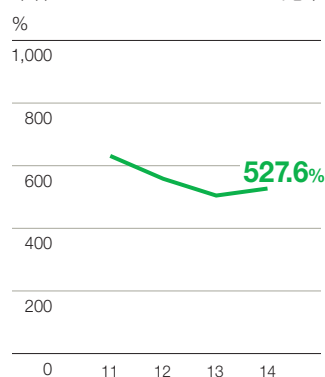
ソニー生命

単体ソルベンシー・マージン比率



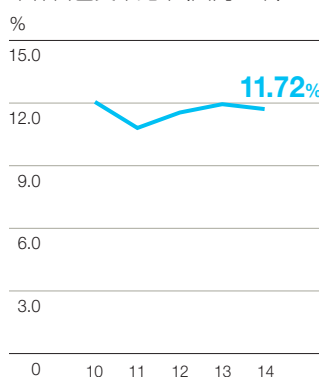
ソニー損保

単体ソルベンシー・マージン比率



ソニー銀行

単体自己資本比率(国内基準)



※ソニー生命およびソニー損保の単体ソルベンシー・マージン比率は、いずれも2012年3月末から適用された現行基準により算出したものです。

※ソニー銀行の単体自己資本比率(国内基準)は、「銀行法第14条の2の規定に基づき、銀行がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準」(平成18年(2006年)金融庁告示第19号)に基づき算出しています。なお、2012年3月末までは平成20年(2008年)金融庁告示第79号を適用しており、2013年3月末は平成24年(2012年)金融庁告示第56号を適用しています。また、2014年3月末より平成25年(2013年)金融庁告示第6号および平成26年(2014年)金融庁告示第7号を適用しています。

格付情報

(2014年7月1日現在)

	㈱格付投資情報センター (R&I)	㈱日本格付研究所 (JCR)	スタンダード & プアーズ (S&P)	ムーディーズ・インベスターズ・サービス (Moody's)
ソニーフィナンシャルホールディングス	発行体格付け AA-			
ソニー生命	保険金支払能力格付け AA	保険金支払能力格付け AA	保険財務力格付け AA-	保険財務格付け Aa3
ソニー銀行		長期発行体格付け AA-	長期カウンターパーティ格付け A+ 短期カウンターパーティ格付け A-1	

ソニーフィナンシャルグループの軌跡

ソニーフィナンシャルグループの中核企業であるソニー生命、ソニー損保、ソニー銀行は、それぞれ独自性のあるビジネスモデルを構築し、着実に業容を拡大してきました。

ソニー生命

- 1970s** 1979年 8月 「ソニー・プルデンシャル生命保険株式会社」(現、ソニー生命) 設立
- 1980s** 1981年 4月 ソニー・プルデンシャル生命、営業開始。ライフプランナー制度を発足
- 1987年 7月 プルデンシャルとの合併契約終了に合意
- 1990s** 1991年 4月 商号を「ソニー生命保険株式会社」に改称
- 1998年 8月 ソニー生命、100% 子会社「Sony Life Insurance (Philippines) Corporation」をフィリピン共和国に設立

2000s

- 2004年 12月 ソニー生命のライフプランナー、ソニー銀行の住宅ローンの申込取次業務を開始
- 2006年 10月 ソニー生命、ソニー株式会社の本社ビル「ソニーシティ」竣工
- 2007年 8月 ソニー生命、「ソニーライフ・エイゴン・プランニング株式会社」(現、ソニーライフ・エイゴン生命) を設立
- 2008年 10月 ソニー生命、北京駐在員事務所を開設 (※2014年7月に閉鎖)
- 2009年 7月 ソニー生命、台北駐在員事務所を開設
- 8月 ソニーライフ・エイゴン・プランニング、商号を「ソニーライフ・エイゴン生命保険株式会社」に改称
- 10月 ソニー生命、変額年金再保険会社「SA Reinsurance Ltd.」をイギリス領バミューダに設立
- 12月 ソニーライフ・エイゴン生命保険株式会社、営業開始

2010s

- 2012年 12月 ソニー生命、100% 子会社 Sony Life Insurance (Philippines) Corporation を Paramount Life & General Insurance Corporation へ事業譲渡



ソニー損保

- 1998年 6月 「ソニーインシュアランスプランニング株式会社」(現、ソニー損保) 設立

- 1999年 9月 商号を「ソニー損害保険株式会社」に改称
- ソニー損保、自動車保険の販売開始 (9月～インターネット、10月～電話)

- 2002年 6月 ソニー損保、ガン重点医療保険SURE〈シュア〉の販売を開始

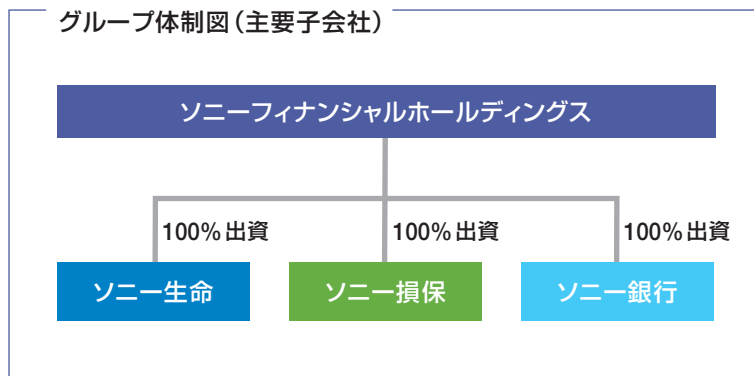
- 2004年 10月 ソニー損保、ソニー銀行の住宅ローン利用者向けの長期火災保険の販売を開始

- 2009年 1月 ソニー損保、アニコム損害保険株式会社と提携し、ペット保険の販売を開始





グループ体制図(主要子会社)



ソニー銀行

2000s

- 2001年 4月 「ソニー銀行株式会社」設立
- 6月 ソニー銀行、営業開始。サービスサイト「MONEYKit」を開設。円預金、投資信託、カードローンの取扱いを開始
- 9月 ソニー銀行、外貨預金の取扱いを開始
- 2002年 3月 ソニー銀行、住宅ローンの取扱いを開始

- 2007年 6月 ソニー銀行、100%子会社「ソニーバンク証券株式会社」を設立

2010s

- 2010年 6月 ソニー銀行、初の対面相談窓口「住宅ローンプラザ」を開設
- 2011年 7月 ソニー銀行、「株式会社スマートリンクネットワーク」の57%株式を取得
- 2012年 8月 ソニー銀行、マネックスグループ株式会社との事業提携強化による金融商品仲介サービスの拡充を目的にソニーバンク証券の全株式を同社へ譲渡

ソニーフィナンシャルホールディングス

- 2004年 4月 金融持株会社として「ソニーフィナンシャルホールディングス株式会社」設立



- 2007年10月 ソニーフィナンシャルホールディングス、東京証券取引所市場第一部に上場



- 2011年 4月 株式の分割、単元株制度の採用

- 2013年11月 「シニア・エンタープライズ株式会社」を完全子会社化し、介護事業に参入

- 2014年 4月 介護事業を統括する持株会社「ソニー・ライフケア株式会社」を設立

社長メッセージ

中核3事業の着実な業容拡大により、 グループの持続的成長の実現を目指します。

ソニーフィナンシャルホールディングスは、2014年4月に創業10周年を迎えました。皆さまの長年にわたるご支援、ご愛顧の賜物と深く感謝申し上げます。

ソニーフィナンシャルグループの中核をなすソニー生命、ソニー損保、ソニー銀行は、創業以来、いずれも高い健全性を維持しながら、多様化するお客さまのニーズに対し、独自性のある販売チャネルを通じ、合理的かつ利便性の高い商品・サービスを提供してまいりました。今後も各社の優位

性を強化することで成長を続け、それぞれの業界におけるプレゼンスを高めていく所存です。

2014年3月期の当社グループの連結業績は、前期に比べ増収減益となりました。生命保険事業においては、標準利率引下げにともなう一部保険商品の保険料率改定の影響により、新契約獲得は前期に比べ減少しましたが、保有契約高は、引き続き堅調に推移しました。損害保険事業、銀行事業においても順調に業容を拡大しました。

さらに当社グループは、2013年11月に介護事業へ進出し、2014年4月に介護事業を統括する持株会社を設立しました。既存の3事業に加え、中長期的に介護事業を第4の柱へと育ててまいります。

このように着実な業容拡大を継続するとともに、経営環境の変化にも揺るがない盤石な収益基盤の維持に努めてまいります。そして安定した収益成長と強固な財務健全性をベースに株主還元を一層強化していく所存です。2014年3月期の1株当たりの配当を、前期比5円増配の30円とし、さらに2015年3月期においては、前期比10円増配の40円を予想しております。

私たちは、今後も高品質なサービスの提供を追求することにより、顧客満足度のさらなる向上と顧客基盤の拡大を図り、グループの持続的成長を推進します。そして企業価値の向上に努めるとともに、社会全体の発展に貢献してまいります。

2014年7月
代表取締役社長

井原勝美

Today and Tomorrow

ソニーフィナンシャルグループの「今とこれから」を紹介いたします。

ソニーフィナンシャルグループの「今」

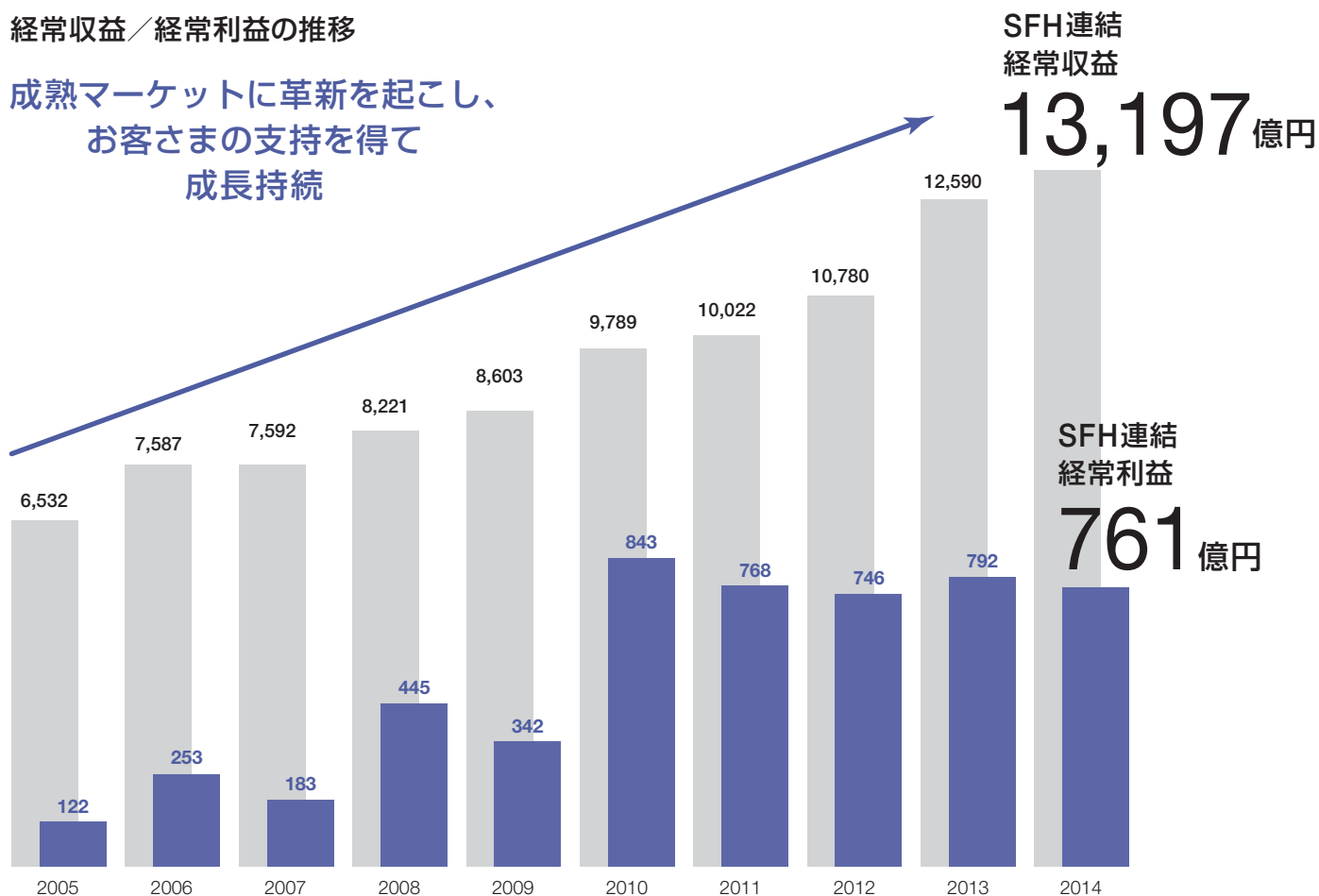
Today

成長力

ソニーフィナンシャルグループの中核企業であるソニー生命、ソニー損保、ソニー銀行は、それぞれの強みを活かすことによって、着実に業容を拡大しています。

経常収益／経常利益の推移

成熟マーケットに革新を起こし、
お客さまの支持を得て
成長持続



2004年4月
持株会社設立

2007年10月
株式公開(東証1部上場)

リーマンショック

金融市場の変動に左右され難く、
安定的な利益創出構造へ変換

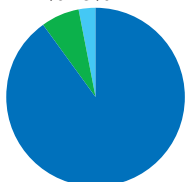
ソニー生命において、ALMの見直しを実施し、利益倍増

※ 3月31日に終了した1年間

事業別構成比率
(2014年3月期)

経常収益

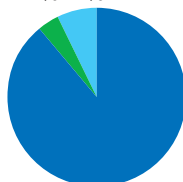
損害保険事業 7% 銀行事業 3%



生命保険事業 90%

経常利益

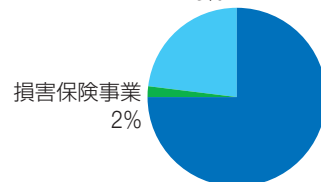
損害保険事業 4% 銀行事業 7%



生命保険事業 89%

総資産

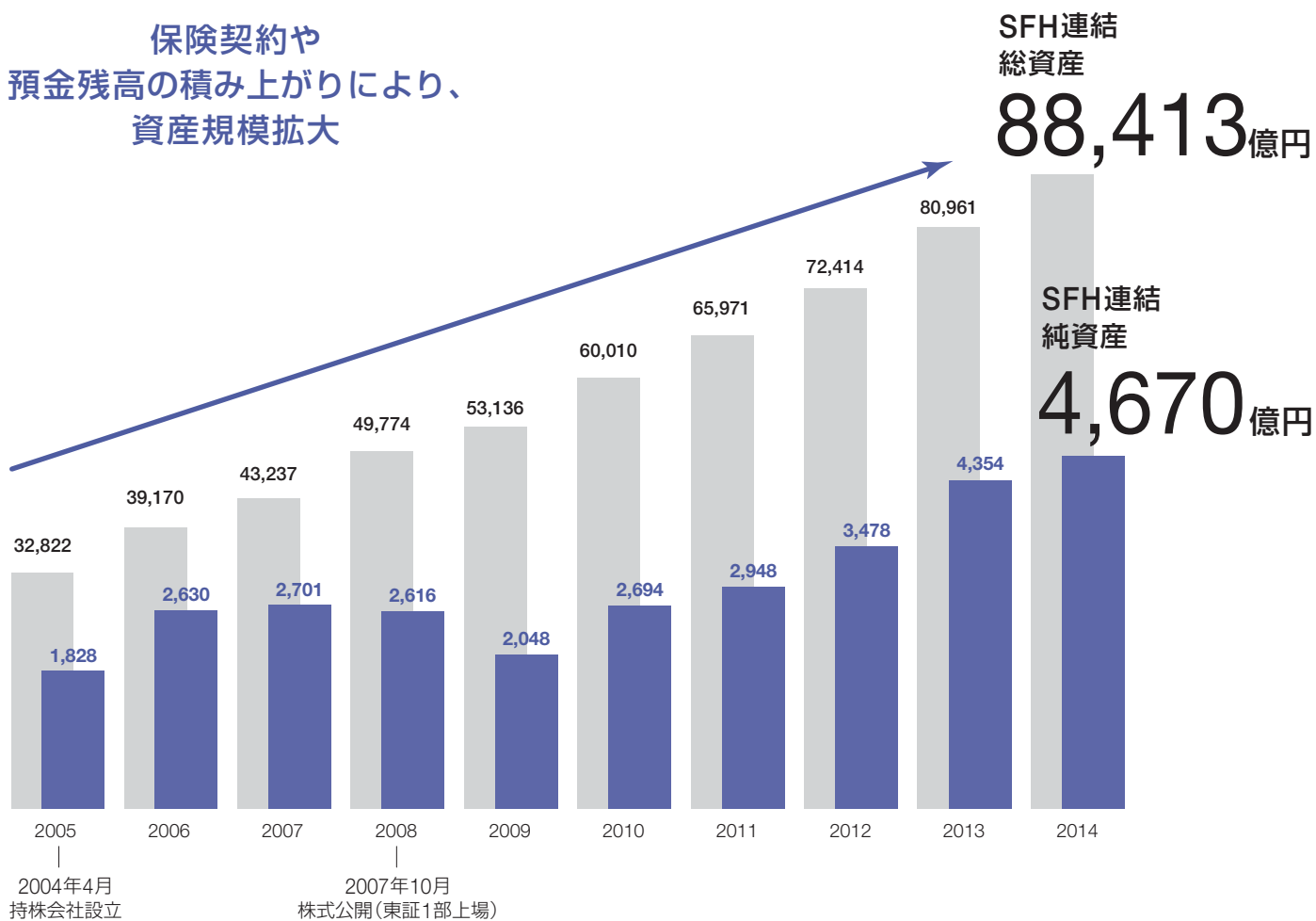
銀行事業 23% 損害保険事業 2%



生命保険事業 75%

総資産／純資産の推移

保険契約や
預金残高の積み上がりにより、
資産規模拡大



※ 3月31日現在

生命保険事業

ソニー生命の「今」

Today

2014
39.0兆円

ソニー生命(単体) 保有契約高*の推移

保有契約高とは、
お客さまに対して生命保険会社が
保障する保険金の総額です。



過去10年間、
死亡保障マーケットが
縮小傾向にある中、
ソニー生命は年率約4%の
着実な成長を実現

※3月31日現在

* 個人保険および個人年金保険の合計

主力商品

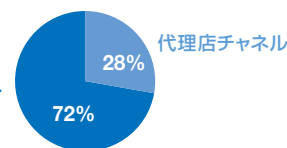
- 死亡保障保険
- 医療・学資・生前給付・介護保険 など

主な販売チャネル

- ライフプランナー(営業社員)
高いコンサルティング能力をもってお客さまと伴走
- パートナー(募集代理店)
お客さまの保険購買スタイルの多様なニーズを捕捉

チャネルシェア

ライフプランナー
チャネル



※2014年3月期新契約年換算保険料(社内管理ベース)

強み

● **ライフプランニングに基づくオーダーメイドの生命保険の設計・販売とコンサルティングフォローを通じた業容拡大**

ライフプランナー
(営業社員)の特徴とは？

- 厳格な基準に基づき優秀な人材を採用。体系的な教育プログラムに沿い育成。
- 生命保険のプロフェッショナルとして高い生産性を誇る。
- アントレプレナーシップ(起業家精神)に根ざしたフルコミッション制の報酬制度。



ライフプランナーによる
コンサルティングの様子

オーダーメイドの生命保険の
設計・販売とは？

- 創業以来、ライフプランニングに基づくコンサルティングを通じて、お客さま一人ひとりに最適・合理的な保険商品を提供。

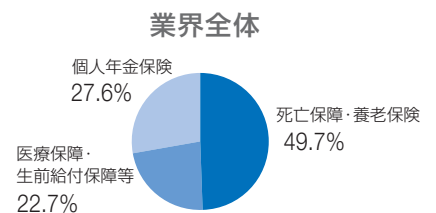
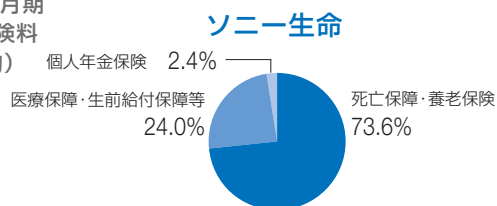
コンサルティング
フォローとは？

- お客さまの生活環境や価値観の変化にともなう、保障内容の見直し、ご契約後のきめ細かいサービスを提供。

● **収益力が高い死亡保障保険を中心とした商品構成**

「万が一」の保障を最も必要とする30代を中心とした子育て世代の多くのお客さまに、死亡保障保険のご契約をいただき、ご家族の経済的な安心をサポート。

2014年3月期
年換算保険料
(保有契約)



(出所) 各社公表資料

● **長期の負債特性に合わせたALMにより、金利リスクを縮減**

● **将来の資本規制に対応した財務健全性**

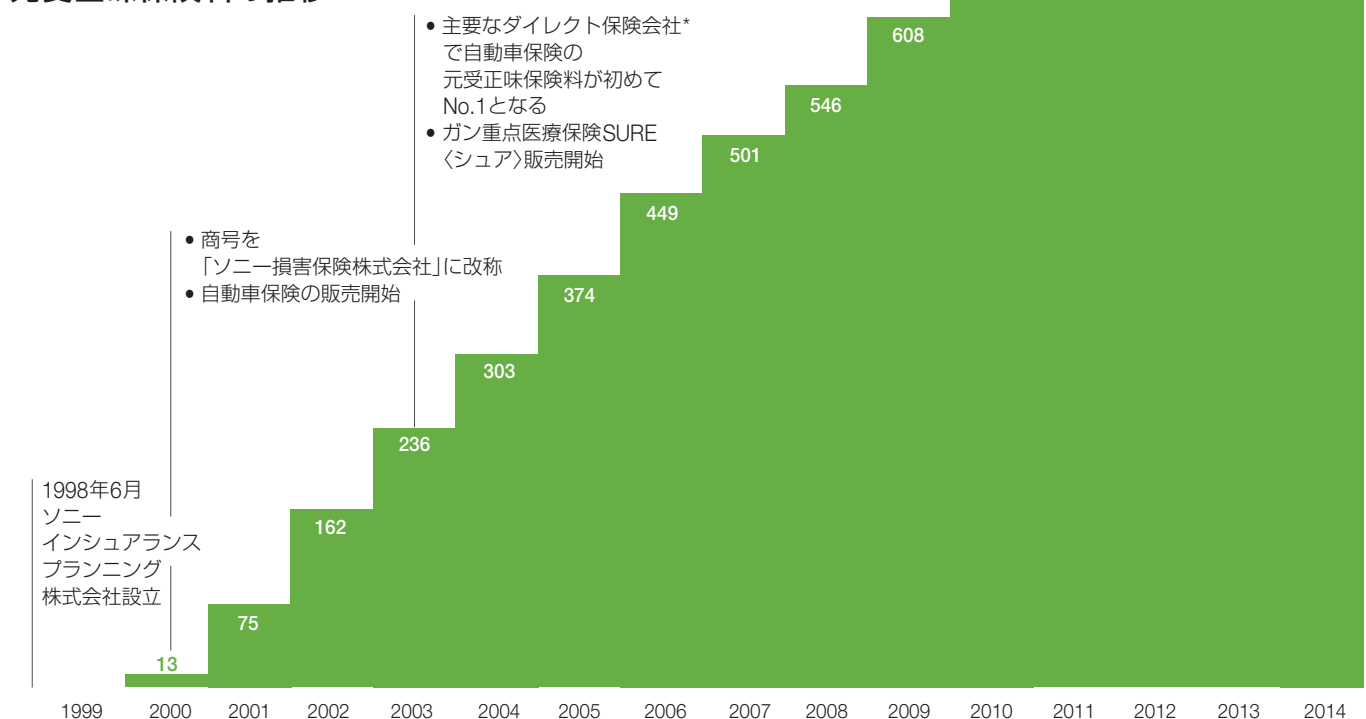
▶ 「生命保険事業」詳細：p30

損害保険事業

ソニー損保の「今」

Today

ソニー損保(単体)
元受正味保険料の推移



2014
873 億円
主要なダイレクト保険会社**で
自動車保険の元受正味保険料が11年連続No.1

* 主要なダイレクト保険会社とは、ここでは、2003年3月期時点で主に通販型で自動車保険を販売している損害保険会社を指します。
** 主要なダイレクト保険会社とは、ここでは、2013年3月期時点で主に通販型で自動車保険を販売している損害保険会社を指します。

※3月31日に終了した1年間

主力商品

- 自動車保険(リスク細分型)
- ガン重点医療保険SURE<シュア>

強み

- ダイレクトビジネスならではの高い収益性
- 合理的な保険料を実現するリスク細分型自動車保険
- 事故対応、カスタマーセンター、ウェブサイトなどにおける高品質なサービス

主な販売チャネル

- インターネット
- 電話



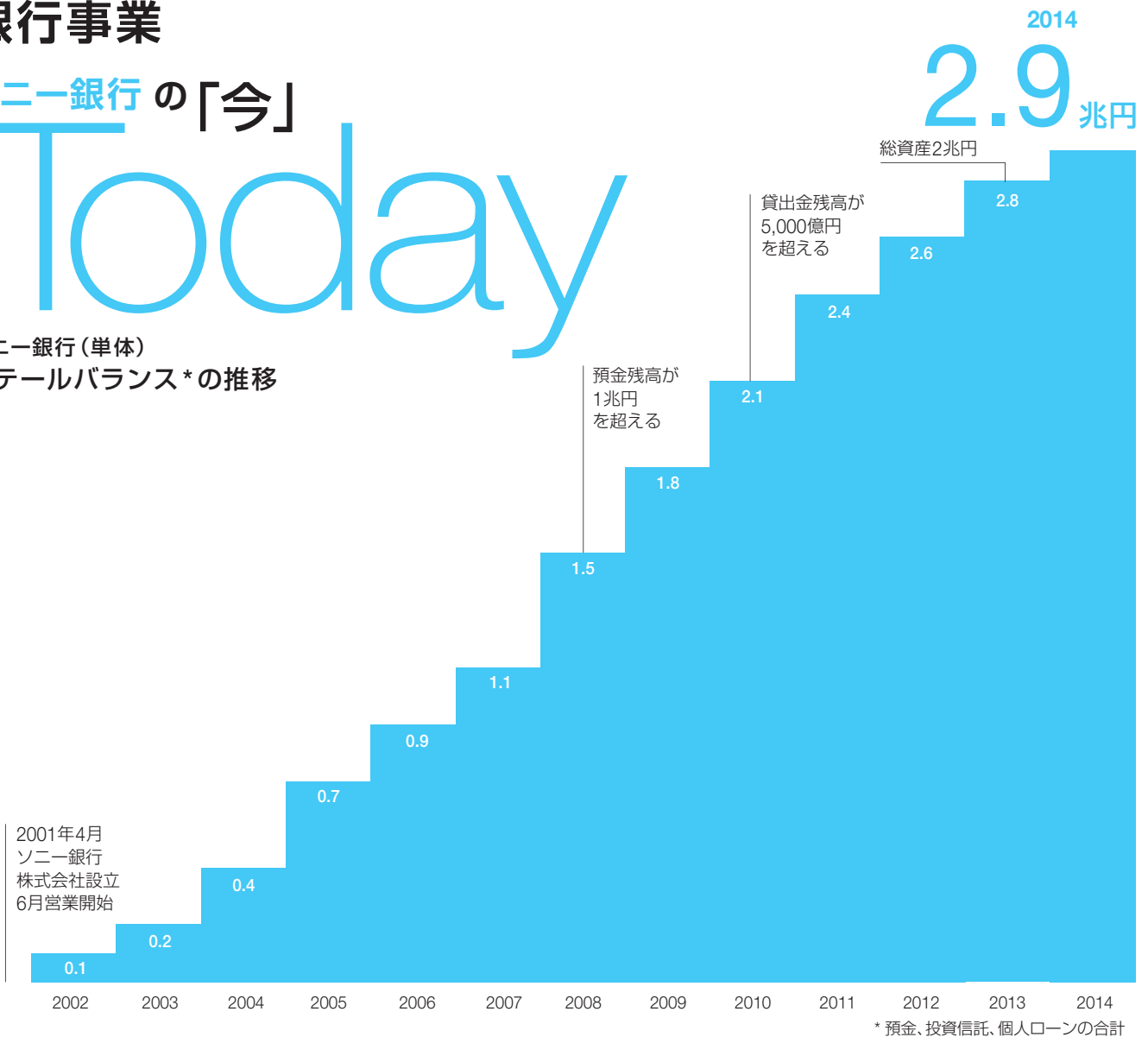
▶ 「損害保険事業」詳細：p32

銀行事業

ソニー銀行の「今」

Today

ソニー銀行(単体)
リテールバランス*の推移



※3月31日現在

主力商品	<ul style="list-style-type: none"> ● 預金(円、外貨) ● 住宅ローン ● 投資信託、外国為替証拠金取引 など
強み	<ul style="list-style-type: none"> ● インターネット銀行ならではの低コスト構造 ● インターネットの特性を活かした利便性と質の高い商品ラインアップ ● 7年連続顧客満足度No.1*のサービス * 2014年1月26日付 日本経済新聞記事
主な販売チャネル	<ul style="list-style-type: none"> ● インターネット



▶ 「銀行事業」詳細：p34

ソニーフィナンシャルグループの

「これから」

Tomorrow

中期経営計画

2015_{年3月期}—2017_{年3月期}

私たちは、2015年3月期から2017年3月期を、グループ各社において次の10年を見据えた新たな成長ステージへ飛躍するための基盤を整備する期間と位置づけて、持続的成長を実現してまいります。

中期経営方針

- 顧客満足度のさらなる向上により、グループの持続的成長を実現
- 経営環境の変化にも揺るぎない盤石な収益基盤を維持
- 安定した収益基盤と強固な健全性をベースに、株主還元を強化

中期経営計画に関するご注意:

ソニーフィナンシャルグループの中期経営計画は、3カ年の計画を一年ごとに更新していくローリング方式を採用しています。したがって、本誌に掲載している経営施策や経営目標数値は今後3年間固定するものではなく、新事業年度を起点に毎年更新されるものです。なお、2017年3月期の経営目標数値は、2014年3月末の経済環境を前提に策定したものです。

中期経営目標

1 グループ各事業とも着実な業容拡大を継続

- 生命保険 ライフプランナーチャンネルの再成長／代理店チャンネルの成長継続
 損害保険 自動車保険の収益性改善と成長継続／医療保険・新種目への注力
 銀行 外貨ビジネス、ローンビジネスのさらなる業容拡大
 介護 2014年4月介護持株会社を設立し着実なスタートアップ～長期視点で第4の柱へ

2 中期経営目標

	2014年3月期実績	2017年3月期目標
連結経常利益	761億円	860億円
連結当期純利益	405億円	560億円
連結修正 ROE	14.2%	約8%*

* 2014年3月期の連結修正ROEは、前期末比で金利上昇の影響を受けて大幅に増加した一方、2017年3月期の連結修正ROEの目標数値には、2015年3月期以降の市場環境の変化は織り込んでいないことにご留意ください。

●連結修正ROE=連結修正利益÷連結修正資本

連結修正利益は以下の合計値です。

- 1) ソニー生命: 年間MCEV増加額+配当額
- 2) ソニー損保: 当期純利益+異常危険準備金繰入額(税後)+価格変動準備金繰入額(税後)
- 3) ソニー銀行: 当期純利益

連結修正資本は以下の合計値です。

- 1) ソニー生命: (前年度末MCEV-配当額+当年度末MCEV)の平均値
- 2) ソニー損保: (純資産の部+異常危険準備金(税後)+価格変動準備金(税後))の期中平均値
- 3) ソニー銀行: 純資産の部の期中平均値

※ MCEV: ヨーロッパの主だった保険会社のCFOフォーラムにより公表されたMCEVディスクロージャーの国際統一基準MCEV Principles©**に準拠したEV。

** Copyright© Stichting CFO Forum Foundation 2008

3 株主還元の強化～2013年3月期—2015年3月期*は3期連続の増配

中長期の収益拡大に応じて安定的に配当を増やす方針のもと、株主還元を継続的に拡充

* 2015年3月期の配当額は予想値です。

ソニーフィナンシャルグループの
「これから」

Tomorrow

グループ各社 中期経営計画

2015年3月期 — 2017年3月期

ソニー生命

● 中期経営戦略および目標

コンサルティングチャンネルの営業力強化	<ul style="list-style-type: none"> ● ライフプランナーチャンネルの陣容拡大による再成長 ● 多様な顧客ニーズを捕捉する代理店チャンネルの展開
さらなる競争優位の獲得	<ul style="list-style-type: none"> ● 競争力の高い死亡保障分野のさらなる強化 ● オペレーション改革のさらなる進化
企業価値の安定成長	<ul style="list-style-type: none"> ● 新契約獲得による企業価値の確実な向上と高い財務健全性の確保 ● 保有契約の増加による着実な利益の伸展

2017年3月期に向けた中期目標

ソニー生命は、販売チャンネルにおける陣容の拡大や生産性のさらなる向上を通じて、保有契約高の拡大を継続し、持続的な企業価値の向上を目指します。

	2014年3月期実績		2017年3月期目標
ライフプランナー在籍数	4,216名	約300名増加 →	4,500名超
保有契約高(個人保険・個人年金保険)	39兆円	CAGR 約4% →	43兆円超
MCEV	1.2兆円	ROEV 7~8% →	1.4兆円超
経常利益	672億円	2015年3月期を起点にCAGR 約5% →	740億円

ソニー損保

● 中期経営戦略および目標

収益性の回復と健全な収益性の維持	<ul style="list-style-type: none"> ● 損害率は2014年3月期で大きく改善 ● 損害率上昇要因に対しては、適時適切対処を実施、収益性の安定と向上を図る
成長の持続と長期安定収益の確保	<ul style="list-style-type: none"> ● 主力の自動車保険はダイレクト市場におけるリーディングポジションを堅持 ● 自動車保険以外の種目の拡大加速～自動車保険への一極集中の構造からの転換
成長の原動力としての顧客満足度の最大化	<ul style="list-style-type: none"> ● さらなるサービス品質の改善によりさらにお客さまから信頼され、支持されるブランドへ

2017年3月期に向けた中期目標

ソニー損保は、トップライン拡大と収益性のさらなる向上により、増収増益を目指します。

	2014年3月期実績		2017年3月期目標
元受正味保険料	873億円	CAGR 約5% ➡	1,000億円
正味事業費率 + E.I. 損害率 ^{*1} の合算率	93.8%	合算率低減 ➡	93%台
経常利益	30億円	CAGR 約12% ➡	42億円
修正経常利益 ^{*2}	42億円	CAGR 約5% ➡	50億円

*1 全種目ベース

正味事業費率 = 保険引受に係る事業費 ÷ 正味収入保険料

E.I. 損害率 = (正味支払保険金 + 支払備金繰入額 + 損害調査費) ÷ 既経過保険料
[除く地震保険、自賠責保険]

*2 修正経常利益 = 経常利益 + 異常危険準備金繰入額

ソニー銀行

● 中期経営戦略および目標

高い顧客満足度を原動力とした業容拡大	<ul style="list-style-type: none"> ● 評価を受けている「カスタマーサポート」「商品力」「WEBサイト」をさらに極める ● 認知の向上と安定的な業容拡大
戦略商品の強化	<ul style="list-style-type: none"> ● 住宅ローンを中心とした個人向けローンのさらなる強化 ● 外貨ビジネスのさらなる拡充
安定した収益力の確保	<ul style="list-style-type: none"> ● ALMの適切な運営による収益の成長性確保 ● 安定的な資金利ざやの維持

2017年3月期に向けた中期目標

ソニー銀行は、お客さまに提供する商品・サービスにおける付加価値向上と適切なALM運営により、持続的な業容の拡大と経済環境に左右されない強靱な収益体質の実現を目指します。

	2014年3月期実績		2017年3月期目標
リテールバランス(円預金・外貨預金・投資信託・個人ローン)	2.9兆円	CAGR 約9%超 ➡	3.8兆円超
業務粗利益(銀行連結)	229億円	CAGR 6%超 ➡	277億円
経常利益(銀行連結)	56億円	CAGR 11%超 ➡	70億円超

ソニーフィナンシャルグループの成長戦略



ソニーフィナンシャルグループの強みに加え、
中期的な戦略や中期目標について、
代表取締役社長の井原がご説明します。

2014年3月期の連結業績

2014年3月期の連結経常収益は、生命保険事業・損害保険事業、銀行事業の3事業において増加し、前期比4.8%増加の1兆3,197億円となりました。連結経常利益は、生命保険事業で減少、損害保険事業および銀行事業で増加した結果、3.9%減少の761億円となりました。また、連結当期純利益は10.1%減少の405億円となりました。

減益の理由は、主力の生命保険事業において、順ざやが増加した一方、標準利率改定の影響による責任準備金繰入額の増加や、変額保険の最低保証に係る責任準備金の繰入によるものです。同事業においては、2013年4月の標準利率改定に対し、一部保険商品の料率改定を実施した影響により、新契約獲得は前期比で減少しましたが、保有契約は堅調に増加しました。加えて、損害保険事業および銀行事業は好調であることから、概ね事業全般において成長基調にあると認識しております。また、ソニー生命のライフプランナー在籍数が増加基調に転じるなど、持続的な成長を実現するための基盤が整ってきているものと考えております。

2015年3月期の見通し

2015年3月期においては、連結経常収益は、生命保険事業における保有契約高の堅調な伸びを見込むものの、2014年3月期に見られた一時払保険料の増加や、市況の回復による特別勘定の運用収益の増加を見込んでいないことから、減収となる見通しです。また、連結経常利益は、2015年3月期の同事業における変額保険の最低保証に係る責任準備金繰入額の増加や、消費増税の影響による費用増加などを勘案し、ほぼ横ばいとなる見込みです。一方、連結当期純利益については、ソニー生命において、2015年3月期より価格変動準備金の積立方針を変更したため、大幅な増益となる見込みです。価格変動準備金の積立方針の変更は、同社においてALM推進によりリスク性資産の圧縮が進んだことを受けて行った見直しによるものです。

このように、市況による影響などを受けるものの、業容の堅調な拡大を予想しております。

ソニーフィナンシャルグループの成長戦略

1. 主要3事業の成長

ソニー生命、ソニー損保およびソニー銀行は、いずれも既存の業界他社と異なるビジネスモデルを実現することで差異化を図り、合理的かつ利便性の高い商品・サービスを個人のお客さまに提供してまいりました。今後も各社の優位性を強化することで成長を続け、それぞれの業界におけるプレゼンスを高めてまいります。

2. グループシナジーの推進

当社グループは、金融の持つ多様な機能（貯める・増やす・借りる・守る）を活かして、個人のお客さまに対する各社の商品販売に向けた連携を拡充できると認識しております。これまでも、ソニー生命のライフプランナーが、ソニー損保の自動車保険やソニー銀行の住宅ローンを販売するなどのグループ内の連携を図っておりますが、今後も各事業間の連携を強化・拡大させることで、顧客開拓や業務の効率化を進めてまいります。

3. 直近参入分野の強化・新規事業分野への進出

介護サービスを通じて高齢者の尊厳を守り、一生涯にわたって安心して豊かに暮らせる社会の実現を目指して、2013年11月に介護事業に参入し、2014年4月には介護事業を統括する持株会社であるソニー・ライフケア株式会社を設立いたしました。

引き続き、既存3事業と連携のある事業領域を中心に、お客さまのご期待に応える商品・サービスを継続的に拡充し、着実な業容拡大に努めてまいります。また、現在参入していない分野で、当社グループの「ビジョン」実現に資するものについては、進出を積極的に検討し、収益源の多様化および収益拡大を進めてまいります。

ソニーフィナンシャルグループの中期経営方針 (2015年3月期—2017年3月期)

ソニーフィナンシャルグループの強みは、グループ各社が提供するサービスの品質の高さにあります。この「質」を高め、顧客満足度を高めることが私たちの成長のエンジンです。中期経営方針においては、この基本に立ち返り、サービス品質を向上させていくことをグループ各社の事業戦略の根幹に据えております。また、リスク管理やALM運営を強化し、絶えず変化する経営環境にも揺るがない盤石な収益基盤を維持してまいります。そして、安定した収益成長と強固な財務健全性をベースに株主還元を一層強化してまいります。

連結経常利益は、今回の中期計画において過去最高益を更新する計画です。また、連結当期純利益は、前述の2015年3月期からのソニー生命における価格変動準備金の積立方針変更にとまなう大幅な増益に加え、各社の着実な業容拡大を見込んだ数値を目標としております。連結修正ROEは、グループ利益の大半を占めるソニー生命のMCEVの増加率の影響を受けております。2014年3月期の連結修正ROEは、前期末比で金利上昇の影響を受けて14.2%と大幅に増加しましたが、2017年3月期の目標値(8%)には、市況の影響を織り込まず、新契約価値の着実な増加による成長を見込んでおります。

SFHの資本政策と配当方針

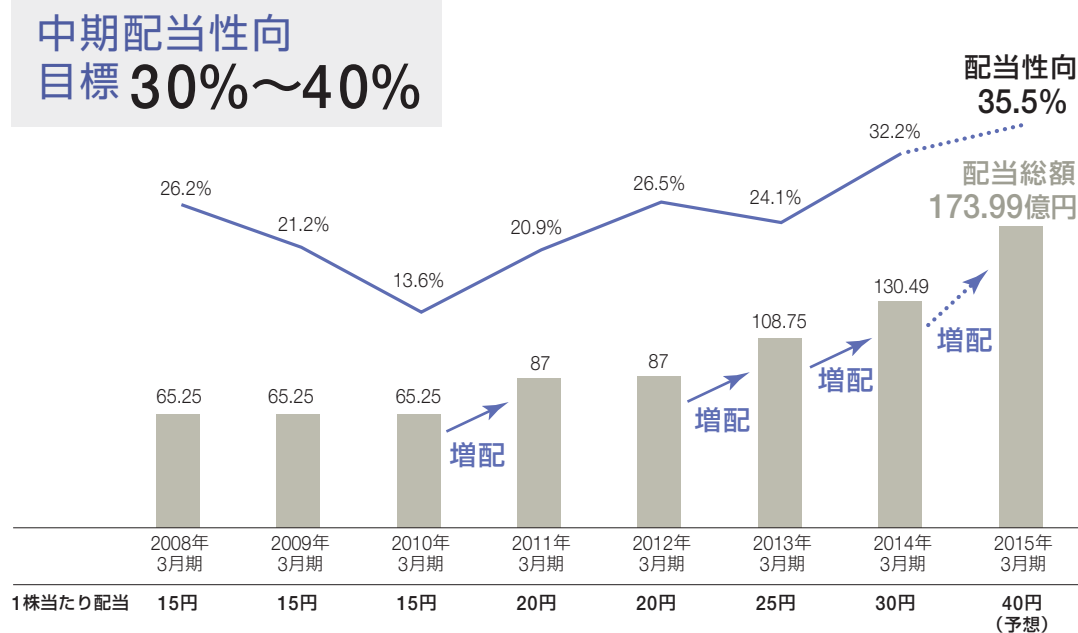
当社は、グループ各社における適切な健全性の確保と成長分野への投資のための内部留保を確保したうえで、中長期の収益拡大に応じ、中長期的に配当を安定的に増やしていく方針です。また、中期的な配当性向としてグループ連結の当期純利益の30～40%の配当性向を目標として掲げています。



2014年3月期は、こうした方針の下、業績なども勘案し、1株当たり5円増配し、30円の年間配当額としました。これで、2013年3月期から2期連続の増配となります。2015年3月期については、1株当たり10円増配し、40円の年間配当額を予想しています。これは、ソニー生命において、ALM推進によりリスク性資産の圧縮が進んだことを受け、価格変動準備金の積立方針を、従来の積立基準を上回る積み立てから基準積立に変更した結果、当期純利益の大幅な増加が見込まれることなどを総合的に勘案したことによります。

今後も引き続き株主還元強化に努めてまいります。

配当推移
(億円)



介護事業への参入



当社グループは、日本の超高齢社会の到来を踏まえ、2014年4月、介護事業を統括する持株会社のソニー・ライフケアを設立しました。有料老人ホームの新規開設および資本提携を含む戦略的アライアンスを推進し、中長期的に既存3事業に次ぐ「第4の柱」へ成長させることを目指します。介護事業への参入を通じて、「お客さまが『一生にわたって』安心して豊かに、尊厳をもって暮らすための基盤を提供する企業グループ」へと、さらに進化していきたいと考えております。

日本の介護市場の概要

超高齢社会の到来

日本の総人口は、2013年12月1日現在で1億2,727万人となり、65歳以上の高齢者人口は過去最高の3,207万人、高齢化率は25.2%に上昇しました。いわゆる「団塊の世代」(1947~1949年生まれの人)が65歳以上になる2015年には3,395万人まで増加し、2042年にピークを迎えます。その後、高齢者人口は減少傾向に転じますが、高齢化率は2060年に39.9%と見込まれており、世界のどの国も経験したことのない超高齢社会の到来が予想されています。

拡大する日本の介護サービス市場

日本では、増大する介護ニーズに対応するため、2000年に公的介護保険制度が導入されました。2013年3月末現在で、要介護(含む要支援)の認定者数は561万人にのぼります。認定を受けた保険加入者は、訪問介護や訪問看護などの訪問系サービス、通所介護や通所リハビリなどの通所系サービス、介護付き有料老人ホームに代表される居住系サービスなど多岐にわたる公的介護サービスを、現在、原則1割の自己負担で利用できます。

高齢者の増加とともに介護保険給付額(除く利用者負担)の累計額も増加基調にあります。2013年3月期は初めて約8兆円を超え、制度スタート時の約2.5倍に達しました。また、民間の介護保険保有契約件数も294万件となり、介護サービスの市場規模拡大がうかがえるとともに、財政負担や今後の制度改正に注目が集まります。

(出所)総務省統計局「人口推計」、厚生労働省「介護保険事業状況報告」および各種審議会資料等、「インシュアランス生命保険統計号」

ソニー生命の成長に向けた取組み

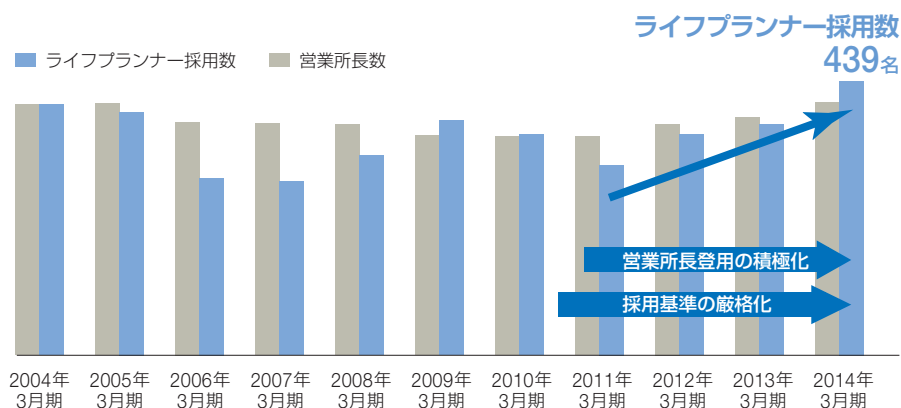
コンサルティングチャネルの 営業力強化

ライフプランナーの採用の強化および生産性の向上

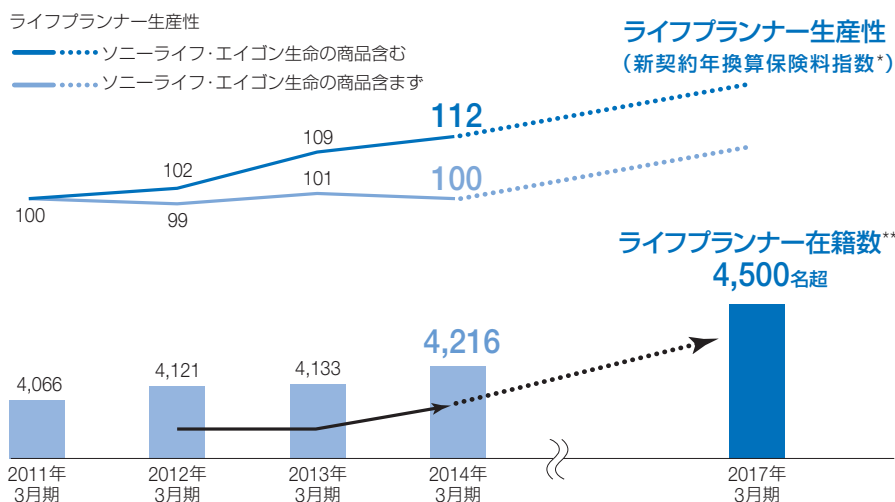
ソニー生命の主要チャネルであるライフプランナーチャネルを通じた販売は、新契約全体の約7割を占め、安定的に成長しています。ソニー生命では、「質の強化」に立ち返り、採用基準の厳格化、ライフプランナーの採用活動を担う営業所長の積極的な登用などの採用態勢の強化、教育態勢の拡充などの施策を展開してきました。

その結果、ライフプランナーの在籍数は、2014年3月末で4,216名となり、2014年3月期の採用数は過去10年で最高の水準を達成しました。また、ライフプランナーの営業活動の生産性についても、2014年3月期にかけて着実に向上させることができました。今後もライフプランナーチャネルの陣容拡大を進めてまいります。

ライフプランナー採用数と営業所長数の推移
(名)



ライフプランナー在籍数と生産性の推移
(名)



* 2011年3月期の新契約年換算保険料(社内管理ベース)での生産性を100として指数化

** 在籍数は嘱託・契約ライフプランナーを含む



代理店チャネルの展開

ソニー生命において、パートナー（募集代理店）を通じた販売はライフプランナーチャネルに次ぐ重要な販売チャネルで、新契約全体の約3割を占めます。2014年3月期の代理店業界の動向としては、保険募集チャネルの多様化や大型化などの環境変化を受け、金融庁より適切な募集体制に向けた措置を講じるよう要請がありました。これにより業界全体では募集人の管理体制などを整備する動きが想定されますが、ソニー生命で影響を受ける範囲は限定的とみています。今後の代理店の成長戦略としては、広域での店舗展開で拡大する来店型代理店や生保プロとも呼ばれる生命保険専門代理店、地域密着型や企業提携型代理店など、様々なタイプの代理店との提携により、多様化するお客さまのニーズを確実に捕捉し、さらなる成長を目指してまいります。

さらなる競争優位の獲得

死亡保障分野の強化

2014年3月期は、2013年4月の標準利率引下げにともなう一部保険商品の保険料率改定の影響により、新契約高は前期比で減少しました。しかし、2015年3月期以降は、創業時から変わらない原点に立ち戻り、新契約高の再成長を図ります。そのために、ライフプランナーの採用数を増やすとともに、教育体系の拡充、資格・評価制度の改定、お客さまの多様なニーズを捉えた商品の拡充などに取組んでまいります。

オペレーション改革

ソニー生命ではオペレーション改革を通して、質の高いサービスを幅広く効率的に提供できる基盤づくりに取組んできました。その一環としてライフプランナーが携行するスマートフォンに営業支援システムのプラットフォームを構築し、お客さまからの着信を受けた担当者がワンタッチでお客さまの情報を把握することを可能としました。このシステムは、コールセンター並みの顧客情報へのアクセスを可能とし、生産性の向上に寄与するものと考えています。加えて、一昨年より進めておりました生命保険の新契約申込手続きのペーパーレス化を全国の支社へ広めた結果、2014年3月期末にはライフプランナーチャネルでは新契約の90%強がペーパーレスのお申し込みとなりました。今後は、お客さまの面前でお申し込みの査定結果（引受条件）を提示し、その場で加入手続きを完了させることや、保全帳票のペーパーレス化による処理時間の大幅な短縮など、さらなるオペレーション改革を進めてまいります。

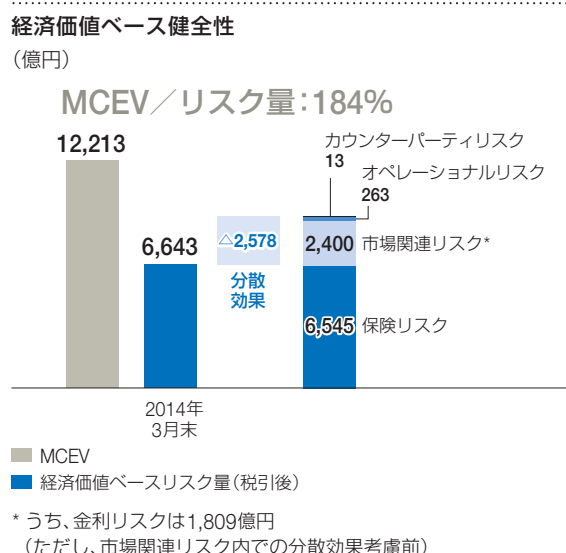
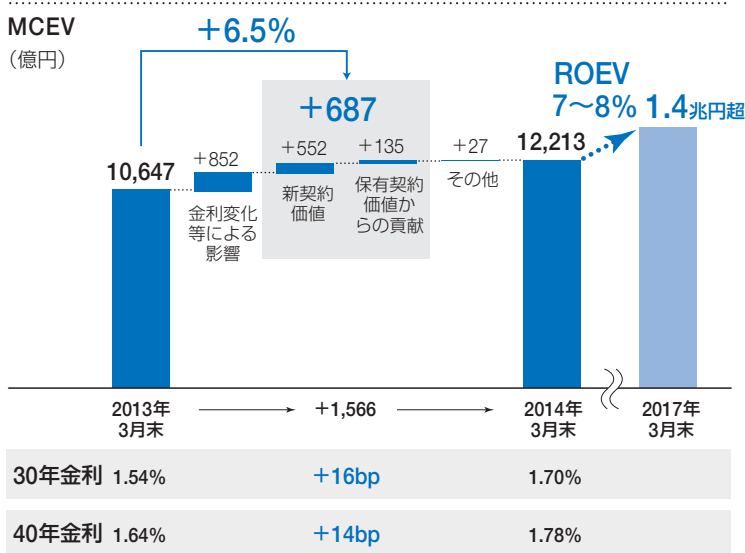
企業価値の安定成長

MCEVと経済価値ベースのリスク量の管理方針

ソニー生命のリスク選好の基本的な考え方は、経済価値ベースで十分な支払能力を確保するとともに、保有契約の増加・保険リスクの積極的な引受けにより、企業価値の安定的・持続的成長を図ることです。資産運用にあたっては、保険負債の特性に見合った資産への投資を優先することで、長期にわたる保険契約の負債に係る金利リスクを低減し、生命保険ビジネスがもたらす企業価値の安定成長を図ります。

ソニー生命の2014年3月末のMCEVは、新契約の獲得などにより着実に増加し、前期末比1,566億円増加の1兆2,213億円となりました。

また、経済価値ベースのリスク量は、2014年3月末で6,643億円(税引後)となり、経済価値ベースの自己資本に相当するMCEVに対して十分低い水準に抑制されています。リスク量の内訳は、保険リスクが6,545億円、市場関連リスクが2,400億円と、保険リスクが大半を占める構成となっています。保険リスクは、生命保険ビジネスによる企業価値向上のための本来的なリスクであり、今後とも新契約獲得や保有契約の成長とともに増加します。また、市場関連リスクは、金利リスクが約1,800億円と大半を占めていますが、新契約獲得などによって高めた企業価値を、金利変動など金融市場の変動により毀損されないよう、引き続き金利リスクの抑制に努めてまいります。今後も経済価値ベースで十分な支払能力を確保しつつ、企業価値の安定的・持続的成長を図ります。



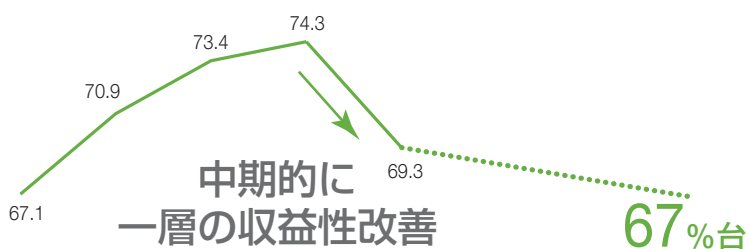
▶ 「事業概況 生命保険事業」 P30もあわせてご覧ください。

ソニー損保の成長に向けた取組み

ソニー損保では、2014年3月期に自動車保険の損害率を改善させることを最優先課題として、保険料率の改定や新ノンフリート等級別料率制度の導入などの施策に取り組みました。その結果、損害率は低下し、収益性が大幅に改善しました。さらに、2014年4月以降の消費税増税による費用の増加の吸収などを目的に、2014年4月に料率改定を実施しました。今後も、損害率の上昇要因に対しては適時適切に対処し、健全な収益性を維持してまいります。

また、今後も主力の自動車保険の成長を持続し、ダイレクト自動車保険市場におけるリーディングポジションを堅持します。加えて、長期的に安定収益を確保するため、自動車保険への一極集中の構造からの転換を図り、医療保険などの自動車保険以外の種目の拡大を加速していきます。さらに、ソニー損保の事故解決サービスやご契約手続きのサービス品質を引き上げ、独自性のあるWeb/スマートフォンサービスの提供などにより、一層お客さまからご支持いただけるよう努めてまいります。

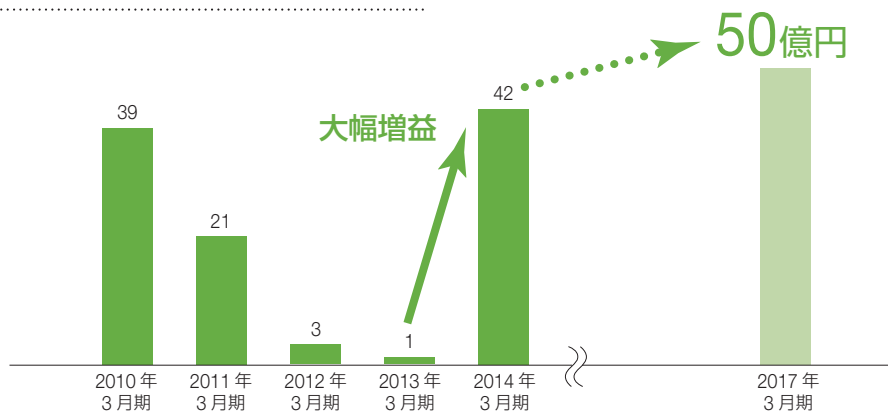
E.1. 損害率の推移
(自動車保険)
(%)



2010年 3月期 2011年 3月期 2012年 3月期 2013年 3月期 2014年 3月期 2017年 3月期

E.1. 損害率 = (正味支払保険金 + 支払備金繰入額 + 損害調査費) ÷ 既経過保険料

修正経常利益の推移
(億円)



修正経常利益 = 経常利益 + 異常危険準備金繰入額

▶ 「事業概況 損害保険事業」 P32もあわせてご覧ください。

ソニー銀行の成長に向けた取組み

ソニー銀行は、日経金融機関ランキングの7年連続1位*など、お客さまから高い評価をいただいております。高い顧客満足度を原動力に、戦略商品である住宅ローンと外貨ビジネスを強化し、持続的な業容の拡大を図ります。

個人向けローンについては、住宅ローン残高を順調に伸ばし、2014年3月期は円預金ベースの預貸率が約70%まで上昇しました。今後は、お客さまの信用力に応じた金利設定やサービスサイトの情報ツールの充実、カードローンの再開などにより、商品性の強化・多様化に取り組めます。また、ソニー生命のライフプランナーや不動産業者との連携を強化し、住宅ローンの新規貸出額を伸ばし、貸出残高を積み上げていきます。

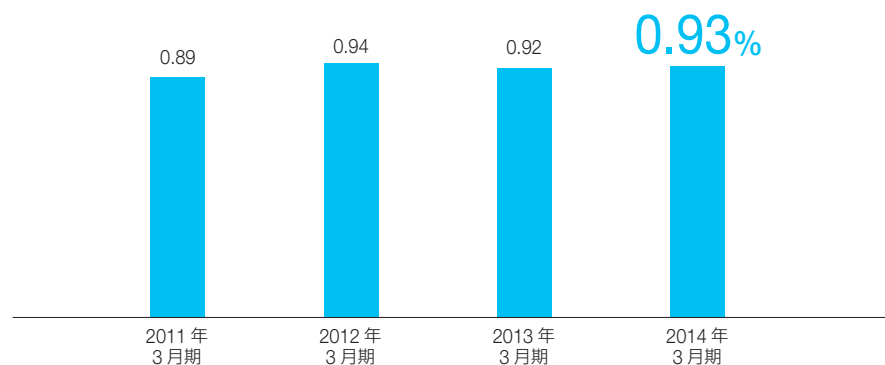
外貨ビジネスについては、ソニー銀行では「外貨ワールド」の「貯める、ふやす」の資産運用機能に加え、多通貨機能搭載の決済サービスやWeb外貨海外送金サービスなどの「使う」機能を一層強化し、外貨預金残高の拡大をまいります。

さらに、収益力の強化も図ります。具体的には、上記の戦略商品の強化により業容拡大を継続させる一方で、外貨を含めた決済機能の拡充により、外貨預金の構成比を高めて収益力を向上させます。銀行の本業である資金収支を中心としたコアベースの業務粗利益を引き続き増加させることができるよう、ALM運営を強化します。

* 2014年1月25日付日本経済新聞記事



資金利ざやの安定的推移 (%)



▶ 「事業概況 銀行事業」 P34もあわせてご覧ください。

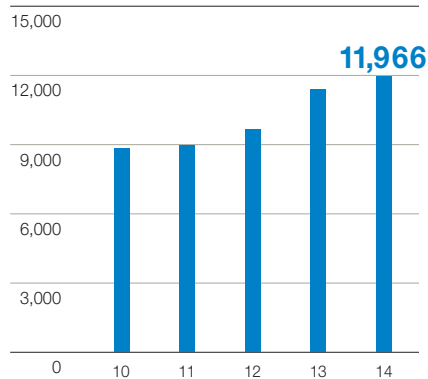
事業概況

事業別ハイライト

生命保険事業 ▶ 詳細：p30

経常収益

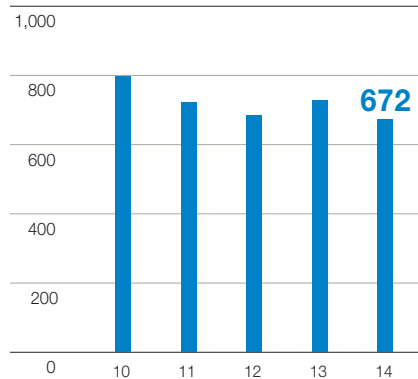
億円



※3月31日に終了した1年間

経常利益

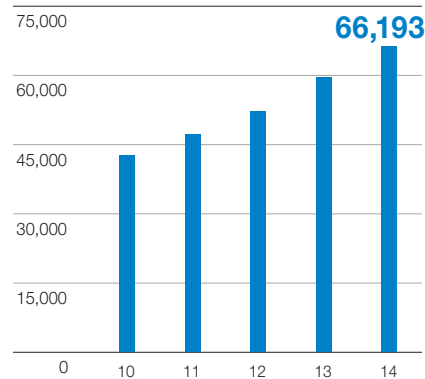
億円



※3月31日に終了した1年間

総資産

億円

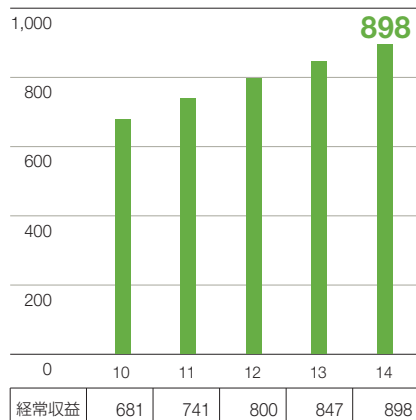


※3月31日現在

損害保険事業 ▶ 詳細：p32

経常収益

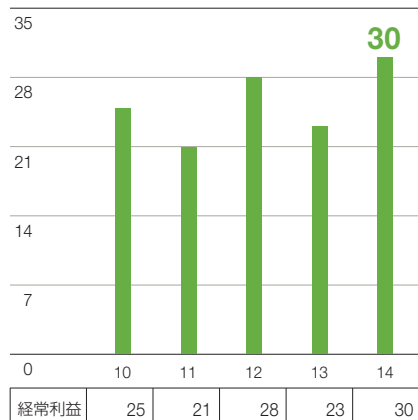
億円



※3月31日に終了した1年間

経常利益

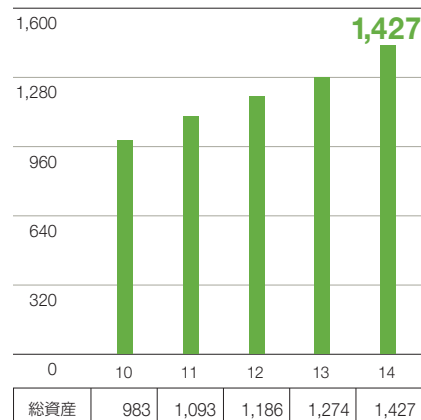
億円



※3月31日に終了した1年間

総資産

億円

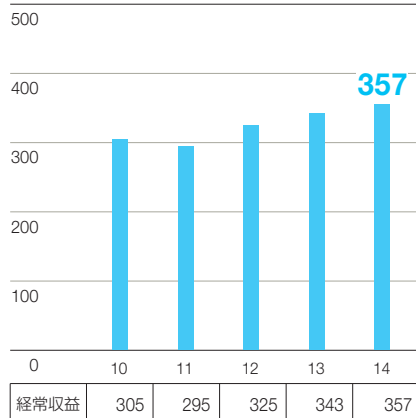


※3月31日現在

銀行事業 ▶ 詳細：p34

経常収益

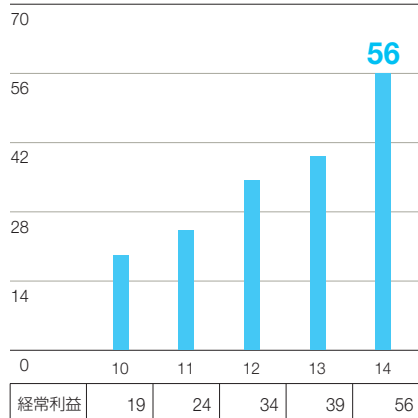
億円



※3月31日に終了した1年間

経常利益

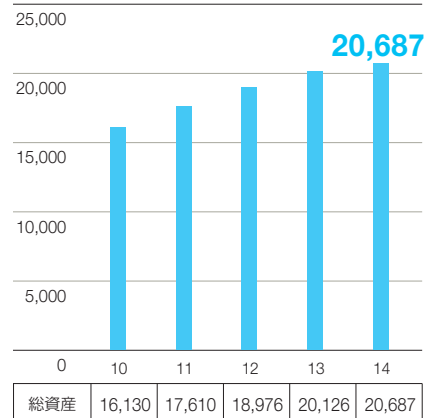
億円



※3月31日に終了した1年間

総資産

億円



※3月31日現在

(注) 各事業の数値は連結調整前のものです。

生命保険事業

事業を取巻く環境

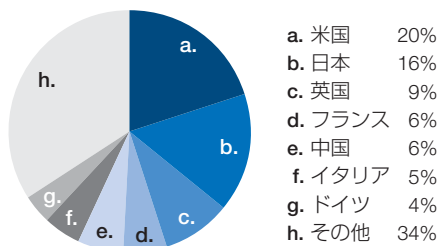
日本の生命保険市場は保険料収入ベースで米国に次いで世界第2位の規模を誇り、世界シェアの約16%を占めています。その市場規模は1990年代後半から減少傾向にあるものの、2014年3月末の個人保険における保有契約高は857兆円、うち死亡保障は8割超の729兆円*と、巨大な市場規模を維持しています。

日本の保険商品の販売動向においては、少子高齢化の進展により、保障ニーズが死亡保障から医療・介護保障などの第三分野商品や個人年金保険へシフトしており、これらの分野での販売競争は激しくなっています。また、2014年3月期においては、2013年4月の標準利率の引き下げにともない、各社が貯蓄性商品を中心に保険料を値上げする動きも見られました。

販売面では、銀行窓口販売の拡大や、代理店の多店舗化・大型化など、販売チャネルの多様化が進んでいます。一方で、こうした販売形態の多様化も踏まえ、より一層の顧客保護の必要性から、保険募集に係る体制の再整備が求められています。

生命保険料収入の国別シェア

2013年
2.6兆米ドル



(出所) Swiss Re. sigma No 3 / 2014, World insurance in 2013, update June 2014

ソニー生命の取組み

ソニー生命は、このような競争環境においても、ライフランナー（営業社員）とパートナー（募集代理店）を通じたコンサルティングセールスを強化する取組みなどを通じ、死亡保障を中心とした保険商品の販売を伸ばしてきました。2014年3月期においては、保険料率改定による需要前倒しの反動により、新契約高が前期比で減少しましたが、解約・失効率の低下などにより、保有契約高は着実に伸長しました。この結果2014年3月末において、ソニー生命は保有契約高ベース**で、大手生命保険会社に準ずる業界5位に位置しています。

資産運用においては、引き続き新契約獲得により増加する金利リスクを抑えるため、超長期国債への投資を継続しています。2013年4月に日銀の異次元金融緩和による超低金利を経験するも、市場変動に耐えられる資産ポートフォリオを構築し、高い財務健全性を確保しました。

引き続き、ソニー生命は、ライフプランナーおよび代理店チャネルの体制を強化し、新契約獲得による業容の拡大を図るとともに、高い財務健全性を維持し、日本の生命保険市場におけるプレゼンスを高めていきます。

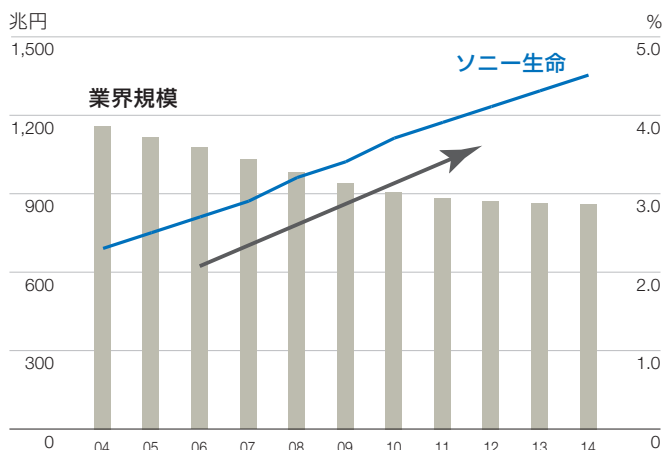
* (出所) 一般社団法人生命保険協会ホームページ「生命保険事業概況」

** 個人保険 (2014年3月末実績)

業界全体の保有契約高*とソニー生命シェア

3月31日現在

■ 保有契約高(左軸)
— ソニー生命シェア(右軸)



※ 個人保険を対象

(出所) 「インシュアランス」および各社公表資料



業界ポジション

新契約高

* 転換増減を除いたベース

順位	会社名	億円、%	
		実績	シェア
1	A社	80,623	11.9
2	B社	65,598	9.7
3	C社	56,764	8.4
4	ソニー生命	38,142	5.6
5	D社	37,132	5.5
6	E社	35,637	5.3
7	F社	35,096	5.2
8	G社	32,023	4.7
9	H社	31,980	4.7
10	I社	30,168	4.5

保有契約高

順位	会社名	億円、%	
		実績	シェア
1	A社	1,508,545	17.6
2	B社	1,280,948	14.9
3	C社	929,696	10.8
4	D社	789,719	9.2
5	ソニー生命	386,280	4.5
6	E社	347,485	4.1
7	F社	337,357	3.9
8	G社	319,168	3.7
9	H社	310,953	3.6
10	I社	259,408	3.0

(注) 1. いずれも個人保険/2014年3月末実績

2. かんぽ生命：民営化時の既契約は簡易生命保険管理機構に承継されており、上記の保有契約高は新会社分のみの数値。

(出所) 各社公表資料に基づき当社作成

直近のトピックス

2014年1月：

『学資保険(無配当)』を発売

ソニー生命では、これまで販売してきた有配当の学資保険に加えて、将来の配当の可能性よりも、できるだけ保険料負担を軽くしたいというお客さまのニーズにお応えして、2014年1月より『学資保険(無配当)』を発売しました。

『学資保険(無配当)』では、従来の大学進学時の教育資金などをお支払いするⅠ・Ⅱ型に加えて、大学在学中に毎年学資金を分割してお支払いするⅢ型を追加したほか、保険料の短期払いのプランも提供しています。学資保険の商品ラインナップの拡充により、これまで以上に幅広いお客さまのニーズにお応えし、充実したプランをお選びいただけるようになりました。

2014年5月：

『特殊養老保険』を発売

従来、法人の弔慰金・退職金への備えとして、保険金額が一定である『養老保険』が活用されてきました。しかし、法人における死亡退職金制度には、勤続年数とともにその金額が増額するものも多く、これまでの『養老保険』では、死亡保険金額と実際の退職金との間にかい離が生じるケースがありました。そこでソニー生命は、これまで以上に法人の弔慰金・退職金ニーズにおける制度設計に資する商品として、保険期間の後半から経過年数に応じて保険金額が増加していく『特殊養老保険』を2014年5月より発売しました。

損害保険事業

事業を取巻く環境

ソニー損保の主力商品である自動車保険は、国内の損害保険市場で最も構成比の大きい保険種目で、業界全体の保険料収入の約半分を占めています。また、日本の自動車保険市場の保険料収入の約9割は、代理店経由の販売が主体の大手損害保険会社（大手社）によるものです。

2014年3月期の業界全体の自動車保険の保険料収入は、各社の損害率改善に向けた継続的な保険料引き上げや新車販売が好調に推移したことなどにより、前期を上回る結果となりました。収益面においても、新ノンフリート等級別料率制度導入にともない、保険金請求が抑制されたことなどにより、大手社を中心に大きく改善しています。

しかしながら、将来的な自動車保有台数は人口減少や若年層の車離れなどにより漸減する見通しであり、今後は消

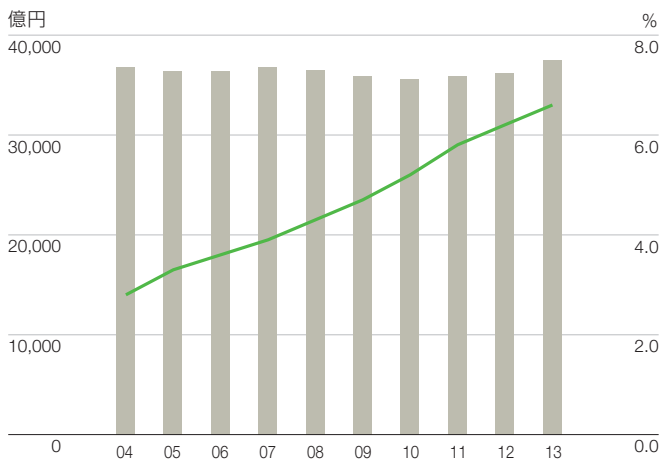
費税増税にともなう支払保険金や事業費の増加による収益悪化が懸念されるなど、市場環境は厳しい状況といえます。

こうした環境において、ソニー損保を含むダイレクト型損害保険会社（ダイレクト保険会社）は、大手社と比較して割安な保険料体系がお客さまに支持され、各社の積極的な広告活動による認知度の高まりもあって保険料収入は順調に増加しており、ダイレクト保険会社全体の自動車保険市場におけるシェアは年々拡大しています。今後も、増税や厳しい雇用・所得環境などによりお客さまの価格志向は強まることが想定され、ダイレクト保険会社全体の市場シェアの拡大は続くことが見込まれます。一方で新規参入社を中心としたダイレクト保険会社各社の低価格戦略や広告投資の増加なども続いており、ダイレクト保険会社間の競争はより一層厳しくなることが想定されます。

自動車保険市場と主なダイレクト保険会社のシェア

3月31日に終了した1年間

■ 元受正味保険料（損害保険会社全社合計値で、自動車保険市場と示す。）（左軸）
 ▲ 主なダイレクト保険会社のシェア（右軸）

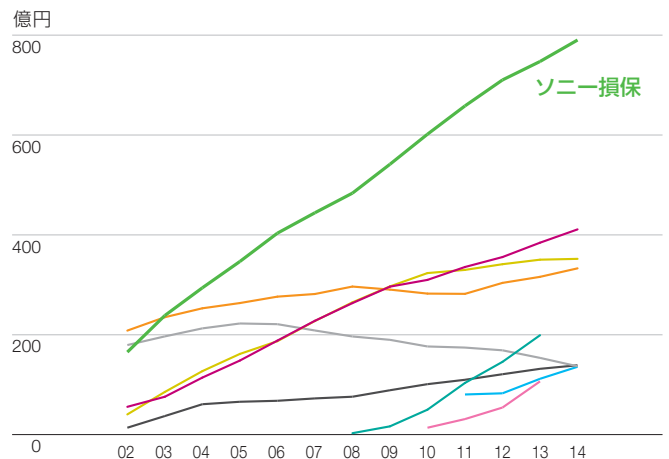


※グラフは、各社の公表資料などからソニー損保が作成。

主なダイレクト保険会社の自動車保険元受正味保険料の推移

3月31日に終了した1年間

— ソニー損保 — A社 — B社 — C社 — D社 — E社
 — F社 — G社 — H社



※グラフは、各社の公表資料などからソニー損保が作成。

2014年3月期については、2014年6月25日までに公表された数値を表示しています。



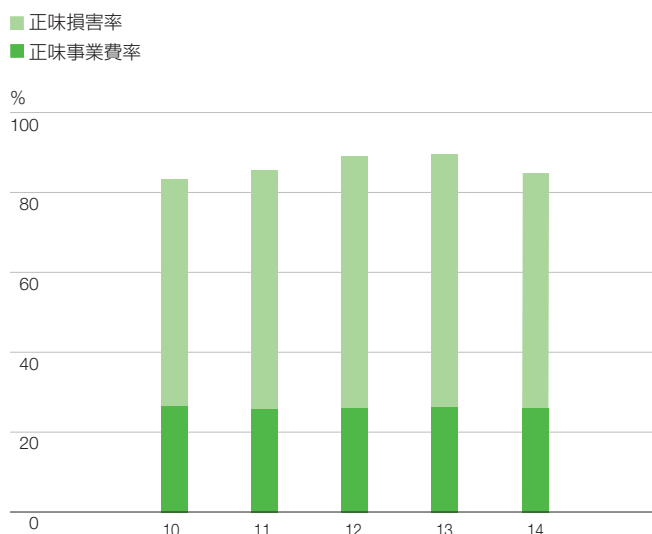
ソニー損保の取組み

ソニー損保は、ダイレクト自動車保険市場において、2003年3月期に元受正味保険料No.1*となつて以来、日本国内のダイレクト自動車保険市場をリードする会社として存在感を強めてきました。2014年3月期の保険料収入も、新規契約のインターネット割引額を拡大したことなどが奏功し、堅調に推移しました。また、保険料率の改定や新ノンフリート等級別料率制度導入により損害率が低下し、収益も改善しています。

今後も、自動車保険においてソニー損保の特長である合理性や先進性、独自性をさらに追求するとともに、自動車保険のみならず医療保険などについても商品やサービスの顧客価値を高め、一層多くのお客さまからの信頼と支持を得られるよう取組みを進めます。

*2003年3月期時点で自動車保険を主にダイレクトで販売している損害保険会社の自動車保険料収入より(ソニー損保調べ)

ソニー損保のコンパインド・レシオ(正味損害率+正味事業費率) 3月31日に終了した1年間



正味損害率 = (正味支払保険金 + 損害調査費) ÷ 正味収入保険料
 正味事業費率 = 保険引受に係る事業費 ÷ 正味収入保険料

直近のトピックス

2013年8月:

ご契約者優待サービスの拡充

ご契約者向けに提供しているご契約者優待サービス『クラブオフサービス』について、ソニー損保での自動車保険または医療保険のご契約が2年目以降となるお客さまを対象に、同サービスのVIP会員向けメニューを無料で提供することにしました。

2014年4月:

自動車保険の商品改定を実施

保険始期日が2014年4月1日以降の自動車保険のご契約を対象に改定を行いました。

2014年4月:

ご契約者アプリの提供開始

ご契約者向けに、スマートフォンからの各種サービスのご利用をより快適にすることを目的とした無料アプリ『ご契約者アプリ』の提供を開始しました。

銀行事業

事業を取巻く環境

日本の個人金融資産は、約1,600兆円にのぼり、世界第2位の規模となっています。資産の内訳は過半が現金・預金であり、他の先進国と比較しても多くを占めています。少子高齢化の加速やお客さまのライフスタイルやニーズの変化にともない、この個人金融資産の運用ニーズは多様化し、近年、インターネット専門銀行が、そのコスト競争力とサービスの利便性を背景に成長してきました。

インターネット専門銀行の預金残高の個人金融マーケット全体に占める割合は1%強と未だ小さく、今後の業容の拡大余地は大きいと思われます。しかし、インターネット専門銀行以外の大手銀行もインターネットやスマートフォンチャネルの利便性を強化し、また地方銀行による積極的な価格攻勢の動きもあり、個人金融マーケットにおける競争

は、一層の激化が見込まれます。

ソニー銀行の取組み

ソニー銀行では、住宅ローンと外貨ビジネスに注力しつつ、高い顧客満足度を強みに業容を拡大してきました。

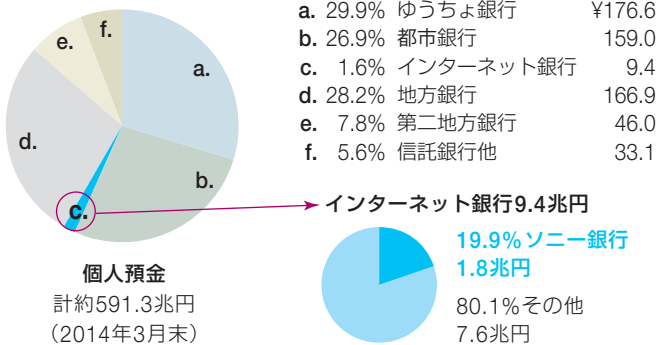
日本の住宅ローン残高は、景気回復期待と消費増税前の駆け込み需要による住宅供給の拡大を背景に堅調に推移しました。一方、2013年4月からの日銀の量的・質的金融緩和や不透明な世界情勢によるリスク回避の流れから、金利水準は低迷し、銀行間の住宅ローン金利引き下げ競争は激化しています。そのような環境下においてもソニー銀行の残高は着実に増加しており、今後も、商品性の改善や販売チャネルの強化などを通じて成長を維持します。

外貨ビジネスにおいては、ソニー銀行は外貨預金、外国

個人金融マーケット拡大の余地

3月31日に終了した1年間

兆円

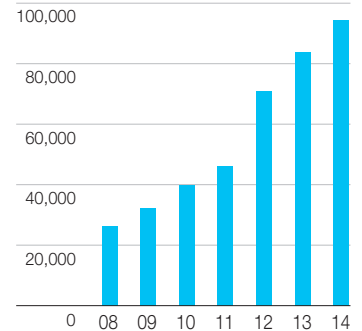


(出所) 日本金融通信社「ニッキンレポート」および各社開示情報に基づき作成。信用金庫、信用組合、労働金庫、農業協同組合などは含まない。

国内のインターネット専門銀行預金残高

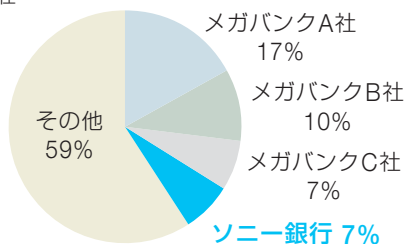
億円

3月31日現在



国内銀行全体の外貨預金残高のシェア

2014年3月31日現在

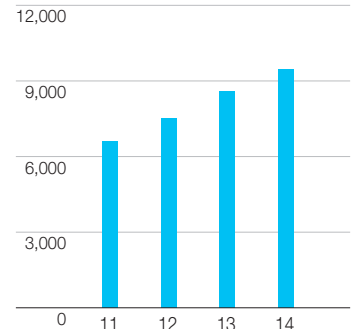


(出所) 日本銀行統計(個人預金未残)

ソニー銀行の住宅ローン残高

億円

3月31日現在





為替証拠金取引（FX）を中心に合理的な料率と利便性の高いサービスで取引高を伸ばしてきました。ソニー銀行の外貨預金残高は、国内銀行全体の7%（2014年3月現在）を

占めます。さらに、決済機能の強化により利便性を向上させ、顧客基盤の拡大を図ります。

直近のトピックス

2013年5月：

ソニー銀行への外貨送金における被仕向け送金手数料を無料化

2013年10月：

新サービス『外貨預金の積立購入』取扱いを開始

『外貨預金の積立購入』は、お客さまが指定した積み立て日に、円普通預金口座から自動的に外貨を購入し、外貨普通預金口座に預け入れるサービスです。指定した日に一定額の円貨額から外貨を継続して購入するため、外貨の購入レートを平準化する効果があります。本サービスのご利用により、お客さまは購入時期の分散を図りつつ、12通貨を対象に、500円の少額から無理のない通貨分散投資を始めることが可能となりました。

2013年12月：

『ペーパーレス口座開設』取扱いを開始

ソニー銀行は、お客さまからの口座開設手続き時間短縮のご要望にお応えし、サービスサイトへ必要事項を入力す

るだけで口座開設申込手続きが完了するサービスの取扱いを開始しました。お客さまは口座開設申込書と本人確認書類の郵送が不要となり、より簡単でスピーディーに口座開設が可能となります。キャッシュカードは、本人限定受取郵便にて最短5日でお届けします。

2013年12月：

クレジット決済機能を拡充した新『ソニーカード』の取扱いを開始

ソニー銀行は、三井住友カード(株)と提携し、従来の『ソニーカード』に代わり、クレジット決済機能を拡充した新『ソニーカード』の取扱いを開始しました。さらに、2014年1月からは、決済サービスの強化を目的に、同社との口座振替サービスも開始しました。



2014年3月期業績分析

SFH連結

損益の状況

2014年3月期におけるわが国経済は、デフレ脱却に向けた経済政策の効果もあり、企業業績の着実な回復や、雇用・所得環境の改善が見られ、緩やかな景気回復が続きました。また、金融情勢においては、日銀の量的・質的金融緩和政策を受け、国内株式市場は底堅い値動きが継続し、外国為替市場は総じて円安基調で推移しました。一方、国内長期金利は一時的に上昇したものの、概ね低位で推移しました。

このような環境下において、当社グループは、質の高いサービスの提供を通じ、お客さまから最も信頼される金融サービスグループになることを目指し、多様化するお客さまニーズに対し、さまざまな施策に取り組んでまいりました。

その結果、2014年3月期の経常収益は、生命保険事業、損害保険事業、および銀行事業のすべての事業で増加し、前期比4.8%増の1兆3,197億円となりました。経常利益は、生命保険事業で減少、損害保険事業および銀行事業で増加した結果、前期比3.9%減の761億円となりました。

また、特別損益として、特別損失95億円を計上（前期は、特別損失92億円を計上）しています。主な特別損失の内容は価格変動準備金の繰入によるものです。

経常利益から特別損失、契約者配当準備金繰入額、法人税等合計を差し引いた当期純利益は、経常利益の減少に加え、復興特別法人税を1年間前倒しで廃止する改正税法が公布されたことにもない、繰延税金資産の一部を取り崩した影響もあり、前期比10.1%減の405億円となりました。

セグメントの業績は、次のとおりです。

●**生命保険事業** 生命保険事業においては、保有契約高の堅調な推移により保険料等収入は前期比3.8%増の9,609億円となりました。資産運用収益は一般勘定における利息及び配当金等収入の増加により、前期比6.1%増の2,123億円となりました。その結果、経常収益は前期比4.8%増の1兆1,966億円となりました。経常利益は、順ざやが増加した一方、標準利率改定の影響による責任準備金繰入額の増加や、変額保険の最低保証に係る責任準備金の繰入により、前期比7.6%減の672億円となりました。

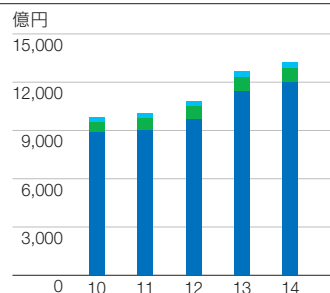
●**損害保険事業** 損害保険事業においては、主力の自動車保険を中心とした保有契約件数の増加などにより正味収入保険料が前期比6.0%増の886億円となりました。その結果、経常収益は前期比6.1%増の898億円となりました。経常収益の増加に加え、自動車保険の料率改定や新ノンフリート等級別料率制度の導入による事故率の低下などにより損害率が低下したことにより、経常利益は前期比26.7%増の30億円となりました。

●**銀行事業** 銀行事業においては、顧客の活発な外貨取引を背景に外国為替売買益が増加したこと、および住宅ローン残高の積み上がりにより貸出金利息が増加したことから、経常収益は前期比4.3%増の357億円となりました。経常利益は、経常収益の増加に加え、資金調達費用の減少や債券関連取引等に係る損益の改善もあり、前期比42.6%増の56億円となりました。

経常収益

3月31日に終了した1年間

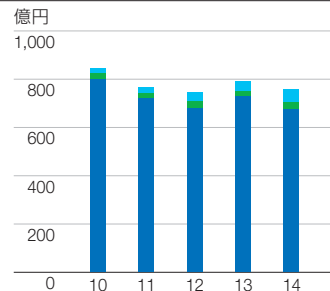
■ 生命保険事業
■ 損害保険事業
■ 銀行事業



経常利益

3月31日に終了した1年間

■ 生命保険事業
■ 損害保険事業
■ 銀行事業



財産の状況

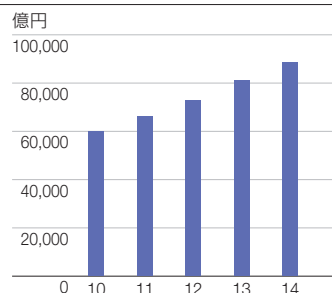
2014年3月期末における総資産は、前期末比9.2%増の8兆8,413億円となりました。主な勘定残高は、国債を中心とした有価証券が10.0%増の6兆8,221億円、貸出金が8.6%増の1兆2,116億円、金銭の信託が0.5%増の3,258億円です。

負債の部合計は、前期末比9.3%増の8兆3,743億円となりました。主な勘定残高は、保険契約準備金が11.8%増の6兆2,633億円、預金が1.8%増の1兆8,899億円です。

純資産の部合計は、前期末比7.3%増加し、4,670億円となりました。純資産の部のうち、その他有価証券評価差額は、36億円増加し920億円となりました。

総資産

3月31日現在



キャッシュ・フローの状況

2014年3月期における営業活動によるキャッシュ・フローは、主に生命保険事業における保険料等収入により6,017億円の収入超過となり、前期に比べ208億円の収入増加となりました。この収入増加の主な要因は、銀行事業において預金増加幅の縮小があったものの、同事業の住宅ローンなどの貸出金の増加幅が縮小したことによるものです。

投資活動によるキャッシュ・フローは、主に生命保険事業における有価証券取得による支出により、5,493億円の支出超過となり、前期に比べ8億円の支出減とほぼ横ばいとなりました。これは主に、生命保険事業における有価証券取得による支出が増加したものの、銀行事業において有価証券売却・償還による収入が増加したことによるものです。

財務活動によるキャッシュ・フローは、主に配当金の支払いにより135億円の支出超過、前期に比べ85億円の支出増となりました。

以上の結果、2014年3月期末の現金及び現金同等物の残高は、前期末から388億円増加し、2,402億円となりました。

リスク管理債権の状況

3月31日現在	百万円	
	2013	2014
債権の区分		
破綻先債権	¥ 150	¥ 308
延滞債権	1,534	1,403
3カ月以上延滞債権	—	—
貸出条件緩和債権	2,220	1,880
合計	¥3,905	3,592

連結ソルベンシー・マージン比率

3月31日現在	百万円	
	2013	2014
(A) 連結ソルベンシー・マージン総額	¥996,999	¥1,077,568
資本金又は基金等	340,543	367,877
価格変動準備金	32,344	41,657
危険準備金	59,625	63,744
異常危険準備金	7,164	8,451
一般貸倒引当金	834	790
その他有価証券評価差額(税効果控除前) x 90%(マイナスの場合100%)	123,898	128,179
土地の含み損益x85%(マイナスの場合100%)	△2,012	75
未認識数理計算上の差異及び未認識過去勤務費用の合計額(税効果控除前)	—	△2,938
繰延税金資産の不算入額	—	—
配当準備金未割当部分	464	174
税効果相当額(不算入額控除後)	70,604	78,868
負債性資本調達手段、保険料積立金等余剰部分	371,470	400,056
少額短期保険業者に係るマージン総額	—	—
控除項目	7,938	9,369
(B) 連結リスクの合計額	131,126	137,808
$\sqrt{[(R_1^2+R_5^2)+R_8+R_9]^2+(R_2+R_3+R_7)^2}+R_4+R_6$		
保険リスク相当額 (R ₁)	21,871	22,512
一般保険リスク相当額 (R ₅)	9,865	10,386
巨大災害リスク相当額 (R ₆)	643	649
第三分野保険の保険リスク相当額 (R ₈)	8,307	8,368
少額短期保険業者の保険リスク相当額 (R ₉)	—	—
予定利率リスク相当額 (R ₂)	29,122	29,694
最低保証リスク相当額 (R ₇)	11,474	12,896
資産運用リスク相当額 (R ₃)	80,671	84,744
経営管理リスク相当額 (R ₄)	4,987	5,576
連結ソルベンシー・マージン比率 (A) / {(1/2) × (B)}	1,520.6%	1,563.8%

(注) 1. 上記は、保険業法施行規則第210条の11の3、第210条の11の4および平成23年(2011年)金融庁告示第23号の規定に基づいて算出しています。

2. 最低保証リスク相当額は、標準的方式を用いて算出しています。

SFHの連結業績は、**生命保険事業**、**損害保険事業**、**銀行事業** から構成されています。
ここでは、各事業別に2014年3月期の業績概況をご説明します。

生命保険事業

SFHの生命保険事業は、SFHの100%子会社であるソニー生命と、ソニー生命が50%出資するソニーライフ・エイゴン生命保険およびSA Reinsurance(持分法適用関連会社)で構成されています。

以下では、SFHの生命保険事業の大宗を占めるソニー生命の単体業績についてご説明します。

新契約高

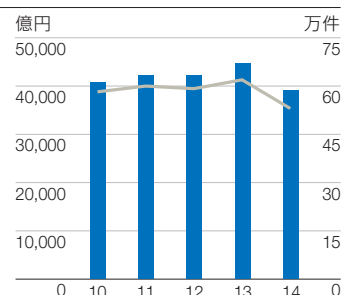
新契約高は新たにご契約いただいた保障金額の合計額です。

3月31日に終了した1年間	億円		
	2013	2014	増減
新契約高	¥44,546	¥38,893	△12.7%
個人保険	43,966	38,142	△13.2%
個人年金保険	579	750	29.6%
新契約年換算保険料	732	639	△12.7%
医療保障・生前給付保障等	183	134	△26.7%
新契約件数(万件)	62.0	53.3	△14.0%

新契約高と新契約件数
(個人保険+個人年金保険)

3月31日に終了した1年間

■ 新契約高(左軸)
— 新契約件数(右軸)



ポイント 新契約高は、外貨建保険や一時払養老保険により増加したものの、主に家族収入保険、積立利率変動型終身保険の販売が減少したことにより減少しました。新契約年換算保険料は、外貨建保険や一時払養老保険により増加したものの、積立利率変動型終身保険と学資保険が減少したことにより減少しました。第三分野保険では、一時払終身介護保険が減少したことにより減少しました。

保有契約高

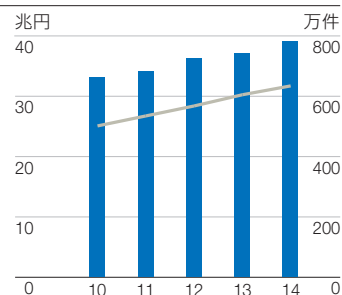
保有契約高とは、個々のお客さまに対してソニー生命が保障している金額の合計額をいいます。

3月31日現在	億円		
	2013	2014	増減
保有契約高	¥377,790	¥390,950	3.5%
個人保険	373,663	386,280	3.4%
個人年金保険	4,127	4,669	13.1%
保有契約年換算保険料	6,699	6,969	4.0%
医療保障・生前給付保障等	1,586	1,670	5.3%
保有契約件数(万件)	604.1	633.0	4.8%

保有契約高と保有契約件数
(個人保険+個人年金保険)

3月31日現在

■ 保有契約高(左軸)
— 保有契約件数(右軸)



ポイント 新契約の獲得と解約・失効率の低下により、保有契約高は増加しました。ソニー生命の保有契約高(個人保険と個人年金保険の合計)は、開業以来、33年間、順調に伸展を続けています。

商品の販売状況(構成比)

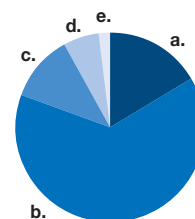
3月31日に終了した1年間	2013	2014	増減
終身保険	18.3%	16.4%	△1.9pt
定期保険	65.6%	64.2%	△1.4pt
養老保険・学資保険・個人年金保険	7.4%	11.4%	4.0pt
変額保険	4.2%	6.1%	1.9pt
医療・その他の保険	4.5%	1.9%	△2.6pt

保険種類別新契約高状況

(個人保険+個人年金保険、保険金額ベース)

2014年3月期

- a. 16.4% 終身保険
- b. 64.2% 定期保険
- c. 11.4% 養老保険・学資保険・個人年金保険
- d. 6.1% 変額保険
- e. 1.9% 医療・その他の保険



ポイント 2014年3月期における新契約の約9割を死亡保障性商品*が占めています(保険金額ベース)。

*ここでの死亡保障性商品は、新契約高の合計額から、養老保険・学資保険・個人年金保険、医療保険の新契約高を除いたものを表します。

解約・失効率

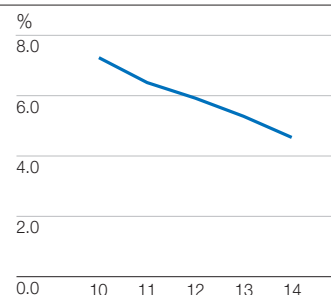
解約・失効率は、契約高の減額または増額および復活を含めない解約・失効高を年度始の保有契約高で除した率のことです。

3月31日に終了した1年間	2013	2014	増減
解約・失効率	5.31%	4.61%	△0.70pt

ポイント 定期保険を中心に一段と低下しました。

解約・失効率
(個人保険+個人年金保険、
保険金額ベース)

3月31日に終了した1年間

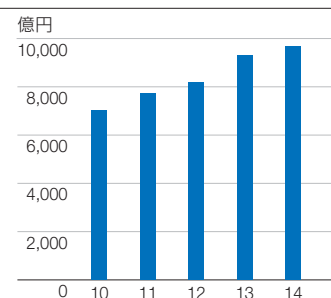


保険料等収入と保険金等支払金

3月31日に終了した1年間	2013	2014	増減
保険料等収入	¥9,258	¥9,609	3.8%
保険金等支払金	2,939	3,272	11.3%
保険金	710	774	8.9%
給付金	468	555	18.6%
年金	95	107	12.5%
解約返戻金	1,618	1,784	10.2%

保険料等収入

3月31日に終了した1年間



ポイント 2014年3月期にお客さまから払い込まれた保険料等収入は、保有契約高の堅調な推移により増加しました。

資産運用

ソニー生命では、ALM (Asset Liability Management、資産・負債の総合管理) の考え方にに基づき、保険負債の持つ特性を把握し、それに見合った資産に優先的に投資することを運用方針としています。具体的には、生命保険契約という長期の負債に対して、残存期間の長い超長期の国債を中心に投資することによって、保険負債が持つ金利変動にともなうリスクの適切なコントロールを図っています。一方、株式等のリスク性の資産については、限定的に投資することとしています。

3月31日現在	2013		2014	
	金額	割合	金額	割合
公社債	¥45,610	84.4%	¥51,900	86.7%
株式	311	0.6%	332	0.6%
外国公社債	620	1.1%	798	1.3%
外国株式等	254	0.5%	269	0.4%
金銭の信託	3,061	5.7%	3,053	5.1%
約款貸付	1,450	2.7%	1,541	2.6%
不動産	703	1.3%	665	1.1%
現預金・コールローン	1,033	1.9%	326	0.5%
その他	977	1.8%	956	1.6%
合計	¥54,021	100.0%	¥59,843	100.0%

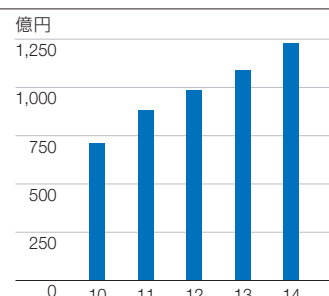
ポイント 2014年3月期も引き続き、超長期債への投資を推進したことから公社債の割合が高まり、金銭の信託で運用されている公社債も含めた実質ベースの公社債比率は2014年3月末で91.8%となりました。今後も保険負債の持つ金利リスクを適切にコントロールするため、保険料収入などから生じる新たな資金の大半を超長期債に投資していきます。

利息及び配当金等収入

利息及び配当金等収入とは、資産運用収益の中心となる収益で、主なものは、預貯金利息、有価証券利息・配当金、不動産賃貸料、貸付金利息などです。

3月31日に終了した1年間	百万円		増減
	2013	2014	
預貯金利息	¥ 0	¥ 0	△39.8%
有価証券利息・配当金	92,167	106,187	15.2%
うち公社債利息	87,634	98,588	12.5%
うち株式配当金	536	397	△25.9%
うち外国証券利息配当金	3,746	6,740	79.9%
貸付金利息	5,450	5,691	4.4%
不動産賃貸料	10,854	10,250	△5.6%
その他共計	¥108,539	¥122,160	12.5%

利息及び配当金等収入
3月31日に終了した1年間



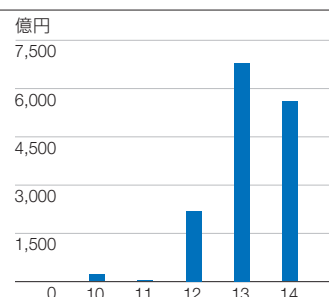
有価証券の含み損益

有価証券の含み損益*とは、帳簿価額と時価の差額のことをいいます。時価が帳簿価額を上回る場合、資産を時価で売却すれば、売却益が得られることから、さまざまなリスクに対する備えの機能を持っているといえます。有価証券の含み損益の一部は、ソルベンシー・マージン比率(44ページ参照)の計算上、ソルベンシー・マージン総額(分子)に算入されます。

*有価証券の含み損益は、有価証券のうち時価のあるものについて、満期保有目的債券の含み損益およびその他有価証券評価差額の合計値を記載しています。また、有価証券の合計額については、金銭の信託内の有価証券を含んでいます。

3月31日現在	億円		増減
	2013	2014	
一般勘定における有価証券の含み損益	¥6,750	¥5,547	△1,203
満期保有目的債券の含み損益	5,517	4,303	△1,214
その他有価証券の含み損益	1,232	1,243	10
うち国内公社債の含み損益	1,116	1,108	△8
うち国内株式の含み損益	62	89	27
うち外国証券の含み損益	42	35	△7

有価証券の含み損益
3月31日現在



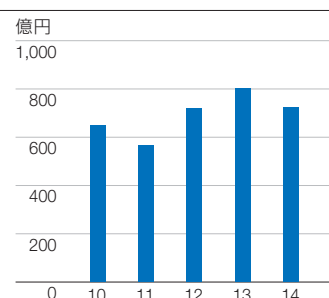
ポイント 国内公社債の含み損益が減少したことにより、一般勘定における有価証券の含み損益が減少しました。

基礎利益

基礎利益とは、1年間の保険本業の収益力を示す指標のひとつです。ここでいう保険本業とは、お客さまからお預かりしている保険料をはじめ、運用収益から保険金・給付金・年金などを支払うこと、また将来の支払いに備えるために責任準備金を積み立て、運用することなどを指します。この基礎利益に有価証券売却損益などのキャピタル損益と臨時損益を加えたものが、損益計算書上の経常利益となります。

(注)ソニー生命をはじめ株式会社の形態をとる生命保険会社の多くは、主に無配当保険を販売しています。一方、相互会社の形態をとる生命保険会社では、ほとんどの商品が有配当保険であり、お預かりする保険料は、契約者配当の財源に相当する割り増しがなされ、基礎収益に計上されるとともに、基礎利益の中に先の契約者配当の財源が含まれています。そのため、同じ規模の株式会社と相互会社とを比較した場合、相互会社の基礎利益は相対的に大きくなります。

基礎利益
3月31日に終了した1年間



3月31日に終了した1年間			億円
	2013	2014	増減
基礎利益	¥800	¥723	△9.6%

ポイント 基礎利益は、順ざやが増加した一方、標準利率改定の影響による責任準備金繰入額の増加や、変額保険の最低保証に係る責任準備金の繰入により、2013年3月期に比べて減少しました。

経常利益等の明細(基礎利益)

3月31日に終了した1年間			百万円
	2013	2014	
基礎利益 (A)	¥ 80,045	¥ 72,365	
キャピタル収益	2,420	2,130	
金銭の信託運用益	—	—	
売買目的有価証券運用益	—	—	
有価証券売却益	2,420	773	
金融派生商品収益	—	172	
為替差益	—	1,183	
その他キャピタル収益	—	—	
キャピタル費用	3,351	949	
金銭の信託運用損	—	—	
売買目的有価証券運用損	—	—	
有価証券売却損	1,587	528	
有価証券評価損	327	—	
金融派生商品費用	226	—	
為替差損	1,176	—	
その他キャピタル費用	34	420	
キャピタル損益 (B)	△931	1,180	
キャピタル損益含み基礎利益 (A)+(B)	79,114	73,545	
臨時収益	—	—	
再保険収入	—	—	
危険準備金戻入額	—	—	
個別貸倒引当金戻入額	—	—	
その他臨時収益	—	—	
臨時費用	4,454	4,340	
再保険料	—	—	
危険準備金繰入額	4,223	4,110	
個別貸倒引当金繰入額	21	6	
特定海外債権引当勘定繰入額	—	—	
貸付金償却	—	—	
その他臨時費用	209	223	
臨時損益 (C)	△4,454	△4,340	
経常利益 (A)+(B)+(C)	¥ 74,659	¥ 69,205	

(注) 1. 2014年3月期の基礎利益 (A) の中には、インカム・ゲインに係る金銭の信託運用益5,311百万円が含まれています。また、その他キャピタル費用には、外貨建商品の為替変動に係る責任準備金等繰入額227百万円及び投資事業組合の減損損失193百万円の合計額を、その他臨時費用には、追加責任準備金繰入額223百万円を記載しています。

2. 2013年3月期の基礎利益 (A) の中には、インカム・ゲインに係る金銭の信託運用益5,259百万円が含まれています。また、その他キャピタル費用には、投資事業組合の減損損失34百万円、その他臨時費用には、追加責任準備金繰入額209百万円を記載しています。

順ざや

生命保険会社は、ご契約者にお支払いいただいた保険料の一部を、将来の保険金などのお支払いに備えて責任準備金として積み立てていますが、この責任準備金は、一定の利率により毎年運用されることを前提としています。この利率のことを「予定利率」といいます。平均予定利率を実際の運用利回りが上回ることを「順ざや」といい、下回ることを「逆ざや」といいます。「逆ざや」は運用環境の悪化などの理由により生じます。

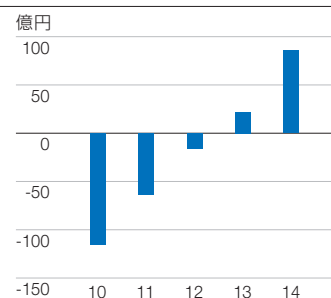
	億円		
3月31日に終了した1年間	2013	2014	増減
順ざや額	¥21	¥84	300.0%
平均予定利率	2.27%	2.18%	△0.09pt
運用利回り（一般勘定）	2.12%	2.20%	0.08pt
基礎利益上の運用収支等の利回り	2.31%	2.35%	0.04pt

ポイント 順ざや額は、平均予定利率の低下と、基礎利益上の運用収支等の利回りの上昇により、前期に比べて63億円増加の84億円となりました。

順ざや

3月31日に終了した1年間

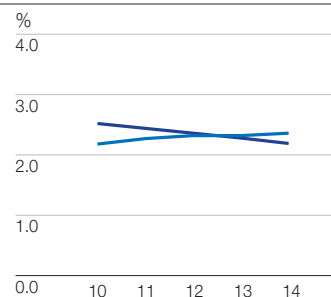
※順ざや額のマイナスは逆ざや額を表します。



平均予定利率に対する基礎利益上の運用収支等の利回り

3月31日に終了した1年間

■ 基礎利益上の運用収支等の利回り
■ 平均予定利率



順ざや額の計算式

$$\begin{aligned} & (\text{基礎利益上の運用収支等の利回り}^*1 - \text{平均予定利率}^*2) \\ & \quad \times \\ & \quad \text{一般勘定責任準備金}^*3 \\ & \quad \parallel \\ & \quad \text{順ざや額} \end{aligned}$$

*1「基礎利益上の運用収支等の利回り」とは、基礎利益に含まれる一般勘定の運用収支から契約者配当金積立利息繰入額を控除したものの一般勘定責任準備金に対する利回りのことです。

*2「平均予定利率」とは、予定利息の一般勘定責任準備金に対する利回りのことです。

*3「一般勘定責任準備金」は、危険準備金を除く一般勘定部分の責任準備金について、以下の方式で算出しています。

$$(\text{期始責任準備金} + \text{期末責任準備金} - \text{予定利息}) \times 1/2$$

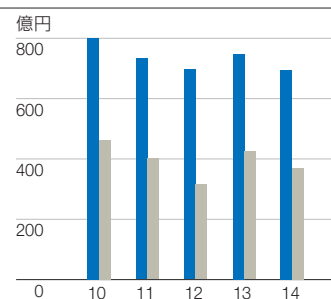
経常収益／経常利益／当期純利益

	億円		
3月31日に終了した1年間	2013	2014	増減
経常収益	¥11,422	¥11,971	4.8%
経常利益	746	692	△7.3%
当期純利益	424	370	△12.7%

経常利益と当期純利益

3月31日に終了した1年間

■ 経常利益
■ 当期純利益



ポイント

経常収益：保有契約高の堅調な推移による保険料等収入の増加や、一般勘定における利息及び配当金等収入の増加などにより、増加しました。

経常利益：順ざやが増加した一方、標準利率改定の影響による責任準備金繰入額の増加や、変額保険の最低保証に係る責任準備金の繰入により、減少しました。

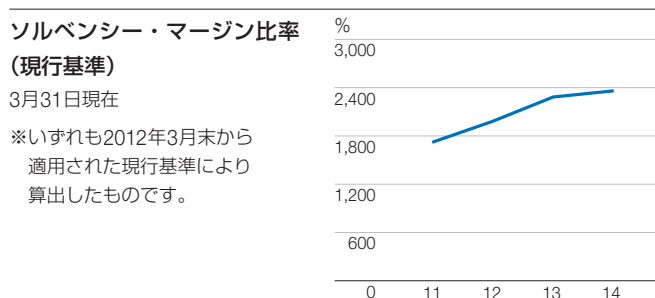
当期純利益：経常利益の減少に加え、保有有価証券の残高の増加にともなう価格変動準備金繰入額の増加などにより、減少しました。

ソルベンシー・マージン比率

ソルベンシー・マージンとは、「支払余力」という意味です。生命保険会社は、将来の保険金などの支払いに備えて責任準備金を積み立てているため、通常予想できる範囲のリスクについては十分対応できます。しかし、大災害や株の大暴落など環境の変化によって予想外の出来事が起こる場合があります。そのような通常の予測を超えて発生するリスクに対応できる「支払余力」を有しているかどうかを判断する行政監督上の指標のひとつが、ソルベンシー・マージン比率です。

3月31日現在	2013	2014	増減
ソルベンシー・マージン比率	2,281.8%	2,358.7%	76.9pt

ポイント ソルベンシー・マージン比率は前期末に比べ76.9ポイント増加し、2,358.7%となり、引き続き高い水準を維持しています。



3月31日現在	百万円	
	2013	2014
(A) ソルベンシー・マージン総額	¥ 872,502	¥ 954,157
資本金等	252,363	274,027
価格変動準備金	32,264	41,556
危険準備金	59,561	63,671
一般貸倒引当金	0	0
その他有価証券の評価差額 x 90% (マイナスの場合100%)	114,602	118,354
土地の含み損益 x 85% (マイナスの場合100%)	△2,012	75
繰延税金資産の不算入額	—	—
配当準備金未割当部分	464	174
税効果相当額	70,604	78,868
全期チルメル式責任準備金相当額超過額	372,561	400,056
負債性資本調達手段等	—	—
全期チルメル式責任準備金相当額超過額及び負債性資本調達手段等のうち、マージンに算入されない額	△27,907	△ 20,626
控除項目	—	△ 2,000
(B) リスクの合計額 $\sqrt{(R_1 + R_8)^2 + (R_2 + R_3 + R_7)^2} + R_4$	76,472	80,904
保険リスク相当額 (R ₁)	21,871	22,512
第三分野保険の保険リスク相当額 (R ₈)	8,307	8,368
予定利率リスク相当額 (R ₂)	29,054	29,616
最低保証リスク相当額 (R ₇)	11,474	12,896
資産運用リスク相当額 (R ₃)	27,592	30,023
経営管理リスク相当額 (R ₄)	1,966	2,068
(C) ソルベンシー・マージン比率 [(A) / {1/2 x (B)}] x 100	2,281.8%	2,358.7%

(注) 1. 上記の数値は、保険業法施行規則第86条、第87条および平成8年(1996年)大蔵省告示第50号の規定に基づいて算出しています。

2. 最低保証リスク相当額は標準的方式を用いて算出しています。

不良債権

リスク管理債権の状況

3月31日現在	百万円	
	2013	2014
債権の区分		
破綻先債権	¥—	¥—
延滞債権	—	—
3カ月以上延滞債権	—	—
貸出条件緩和債権	—	—
合計	¥—	¥—

債務者区分に基づいて区分された債権

3月31日現在	百万円	
	2013	2014
債権の区分		
破産更生債権及びこれらに準ずる債権	¥ —	¥ —
危険債権	—	—
要管理債権	—	—
正常債権	147,608	156,815
合計	¥147,608	¥156,815

ポイント ソニー生命の資産査定状況は以上のとおりで、リスク管理債権（貸付金のうち「返済状況が正常でない債権」）は一切ありません。また、債権を債務者区分に基づいて区分すると、すべて正常債権に分類されます。

2014年3月末のソニー生命の「貸付金残高*」は1,542億円です。うち「保険約款貸付」は1,541億円、「一般貸付」が0.3億円です。残高の大半は、回収可能な解約返戻金などを限度とした「保険約款貸付」となっています。

*生命保険会社は、資産運用の一環として貸付を行い、利息収入を得ています。貸付には、お客さまサービスとしての「保険約款貸付」と、保険約款貸付以外の貸付である「一般貸付」があります。この貸付金の総合計額が「貸付金残高」です。

ソニーライフ・エイゴン生命における個人年金保険の銀行窓口販売

ソニー生命では、日本の少子高齢化の進展による個人年金ニーズに対応するため、オランダのエイゴングループとの折半出資による合併会社、ソニーライフ・エイゴン生命を設立し、2009年12月より変額個人年金の販売を開始しました。ソニーライフ・エイゴン生命は、ソニー生命のライフプランナーおよび金融機関19社*の提携代理店を通じて、老後に向けた資産形成ニーズに応える個人年金保険のラインアップを提供しています。*2014年7月1日現在

3月31日に終了した1年間	2013	2014	増減
新契約件数(件)	7,357	28,893	292.7%
新契約高(百万円)	¥ 51,175	¥167,547	227.4%
3月31日現在			
保有契約件数(件)	10,232	38,221	273.5%
保有契約高(百万円)	¥ 76,155	¥236,482	210.5%

ポイント 営業開始から5年目を迎えた2014年3月期の業績は前期に比べて大幅に伸展しました。

損害保険事業

SFHの損害保険事業は、SFHの100%子会社であるソニー損保から構成されています。

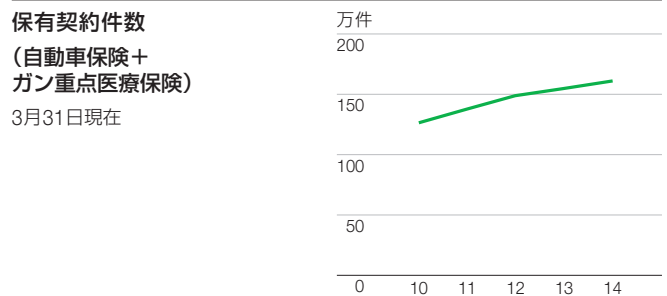
以下では、SFHの損害保険事業を構成しているソニー損保の単体業績についてご説明します。

保有契約件数

3月31日現在	2013	2014	万件 増減
保有契約件数 (自動車保険+ガン重点医療保険)	155	161	4.0%

ポイント 保有契約件数は、主力の自動車保険を中心に堅調に増加しました。

保有契約件数 (自動車保険+ ガン重点医療保険)



正味収入保険料

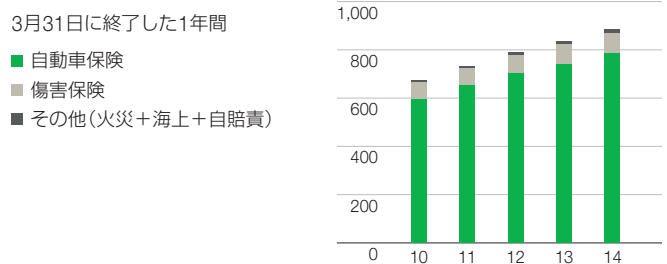
正味収入保険料とは損害保険会社の最終的な売上を示すものとして一般的に使用されているもので、ご契約者からお預かりした保険料(元受正味保険料)から、再保険料を加減(受再正味保険料を加え、出再正味保険料を控除)した額をいいます。

3月31日に終了した1年間	2013	2014	億円 増減
正味収入保険料	¥835	¥886	6.0%
自動車保険	741	784	5.8%
傷害保険*	81	86	5.8%
その他(火災+海上+自賠責)	13	15	16.1%

* ガン重点医療保険を含む

ポイント 正味収入保険料は、主力商品の自動車保険を中心に保有契約件数が伸びた結果、増加しました。

正味収入保険料



正味損害率

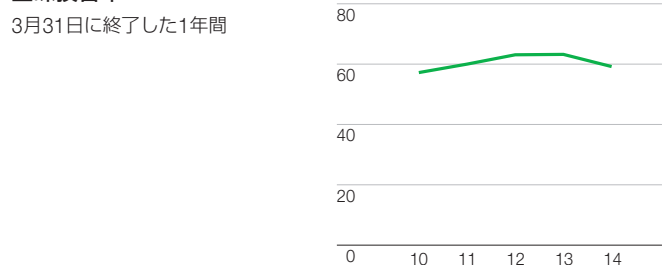
正味損害率とは、保険金としてお支払いした額(正味支払保険金)と損害調査に要した費用(損害調査費)の合計額の、正味収入保険料に対する割合をいいます。

3月31日に終了した1年間	2013	2014	増減
正味損害率	63.2%	59.3%	△3.9pt
自動車保険における正味損害率	66.6%	62.4%	△4.3pt
傷害保険*における正味損害率	27.0%	27.2%	0.2pt

* ガン重点医療保険を含む

ポイント 正味損害率は、自動車保険の料率改定や新ノンフリート等級別料率制度導入による事故率の低下などにより、低下しました。

正味損害率

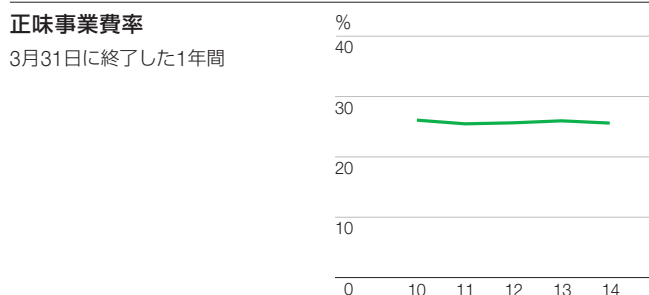


正味事業費率

正味事業費率とは、保険の募集や維持管理のために使用した費用の、正味収入保険料に対する割合をいいます。これらの費用の中には会社運営に係る費用や新商品の開発費用なども含まれています。

3月31日に終了した1年間	2013	2014	増減
正味事業費率	26.0%	25.6%	△0.4pt
コンバインド・レシオ (正味損害率+正味事業費率)	89.2%	84.9%	△4.3pt

ポイント 正味事業費率は、自動車保険の保険料の増収に加え、契約獲得費用を適切にコントロールしたことから、低下しました。

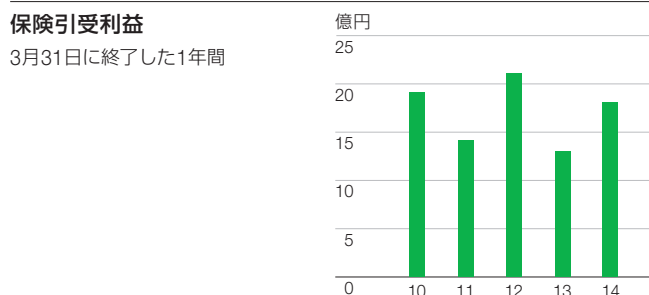


保険引受利益

保険引受利益とは、保険の引き受けに関して、どれだけの利益を出しているかを示すものです。保険引受収益（正味収入保険料など）から、保険引受費用（正味支払保険金や損害調査費など）と保険引受に係る営業費及び一般管理費を控除し、その他収支（自賠責保険などに係る法人税相当額など）を加減して計算されます。

3月31日に終了した1年間	2013	2014	増減
保険引受利益	¥13	¥18	34.0%

ポイント 保険引受利益は、正味収入保険料の増加および正味損害率の低下などにより、増加しました。



経常収益／経常利益／当期純利益

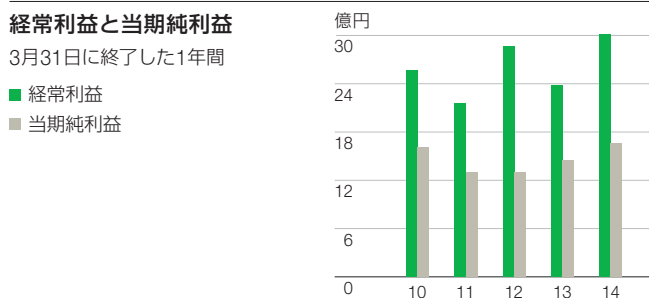
3月31日に終了した1年間	2013	2014	増減
経常収益	¥847	¥898	6.1%
経常利益	23	30	26.7%
当期純利益	14	16	14.4%

ポイント

経常収益：自動車保険を中心に正味収入保険料が増加したことから、増加しました。

経常利益：経常収益の増加に加え、自動車保険の料率改定や新ノンフリート等級別料率制度導入による事故率の低下などにより損害率が低下したことから、増加しました。

当期純利益：経常利益が増加したことにより、増加しました。



総資産の構成／運用方針

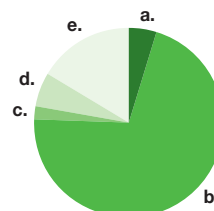
ソニー損保の運用方針は、市場環境、資産運用リスクなどを勘案したうえで、中長期的に安定した運用収益を確保するため、主に円貨建債券による運用を行うことを基本としています。

3月31日現在	2013	2014	増減
総資産	¥1,274	¥1,427	12.0%
現金及び預貯金	84	69	△18.1%
有価証券	886	1,012	14.2%
有形固定資産	11	31	167.5%
無形固定資産	75	82	10.2%
その他	216	231	7.1%

総資産の構成

2014年3月31日現在
1,427億円

- a. 4.8% 現金及び預貯金
- b. 70.9% 有価証券
- c. 2.2% 有形固定資産
- d. 5.8% 無形固定資産
- e. 16.2% その他



単体ソルベンシー・マージン比率

単体ソルベンシー・マージン比率は、損害保険会社にとって、保険金などの支払い能力を示す重要な指標です。

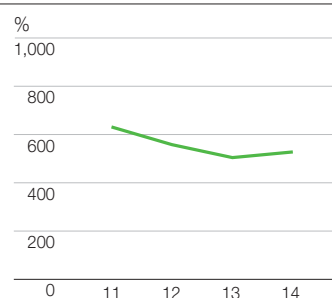
3月31日現在	2013	2014	増減
単体ソルベンシー・マージン比率	504.2%	527.6%	23.4pt

ポイント 前期末に比べ23.4ポイント上昇し、527.6%となり、引き続き健全な水準を維持しています。

単体ソルベンシー・マージン比率 (現行基準)

3月31日現在

※いずれも2012年3月末から適用された現行基準により算出したものです。



3月31日現在	2013	2014
(A) 単体ソルベンシー・マージン総額	¥27,370	¥30,118
資本金または基金等	19,507	21,171
価格変動準備金	80	101
危険準備金	63	73
異常危険準備金	7,164	8,451
一般貸倒引当金	—	—
その他有価証券の評価差額(税効果控除前)	554	320
土地含み損益	—	—
払戻積立金超過額	—	—
負債性資本調達手段等	—	—
払戻積立金超過額及び負債性資本調達手段等のうち、マージンに算入されない額	—	—
控除項目	—	—
その他	—	—
(B) 単体リスクの合計額 $\sqrt{(R_1 + R_2)^2 + (R_3 + R_4)^2} + R_5 + R_6$	10,855	11,416
一般保険リスク (R ₁)	9,865	10,386
第三分野保険の保険リスク (R ₂)	—	—
予定利率リスク (R ₃)	67	77
資産運用リスク (R ₄)	485	662
経営管理リスク (R ₅)	331	353
巨大災害リスク (R ₆)	643	649
(C) 単体ソルベンシー・マージン比率 [(A) / {(B) x 1/2}] x 100	504.2%	527.6%

(注)「単体ソルベンシー・マージン比率」とは、保険業法施行規則第86条(単体ソルベンシー・マージン)および第87条(単体リスク)ならびに平成8年(1996年)大蔵省告示第50号の規定に基づいて算出された比率です。

不良債権

ソニー損保の資産査定状況は、以下のとおり健全です。

リスク管理債権の状況

3月31日現在	2013	2014
債権の区分		
破綻先債権	¥—	¥—
延滞債権	—	—
3カ月以上延滞債権	—	—
貸出条件緩和債権	—	—
合計	¥—	¥—

債務者区分に基づいて区分された債権

3月31日現在	2013	2014
債権の区分		
破産更生債権及びこれらに準ずる債権	¥—	¥—
危険債権	—	—
要管理債権	—	—
正常債権	—	—
合計	¥—	¥—

銀行事業

SFHの銀行事業は、SFHの100%子会社であるソニー銀行、ソニー銀行の57%出資子会社であるスマートリンクネットワークおよびスマートリンクネットワークの100%子会社であるSmartLink Network Hong Kong Limitedから構成されています。

※ SmartLink Network Hong Kong Limitedは、2014年3月期第4四半期より連結範囲に含まれました。

経常収益／経常利益／当期純利益（連結ベース）

3月31日に終了した1年間	億円		
	2013	2014	増減
連結経常収益	¥343	¥357	4.3%
連結経常利益	44	56	26.5%
連結当期純利益	32	34	5.2%

ポイント

連結経常収益：顧客の活発な外貨取引を背景に外国為替売買益が増加したこと、および住宅ローン残高の積み上がりにともない貸出金利が増加したことから、増加しました。

連結経常利益：連結経常収益の増加に加え、資金調達費用の減少や債券関連取引等に係る損益の改善もあり、増加しました。

連結当期純利益：2013年3月期においてソニーバンク証券の譲渡にともない税効果により利益押し上げがあったため、2014年3月期は微増にとどまりました。

以下では、SFHの銀行事業の大宗を占めるソニー銀行の単体業績についてご説明します。

業務粗利益

業務粗利益は、資金運用収支、役務取引等収支、その他業務収支で構成されています。

資金運用収支は、貸出金利息および有価証券利息などの運用収入と、預金利息などの調達コストの収支をいいます。ソニー銀行は、お客さまからお預かりした預金を、住宅ローンを中心とした貸出や有価証券で運用しています。

役務取引等収支は、住宅ローンに係る手数料、証券関連手数料や受入為替手数料などの手数料収入と、ATM利用手数料や為替手数料などの手数料支払いとの収支です。

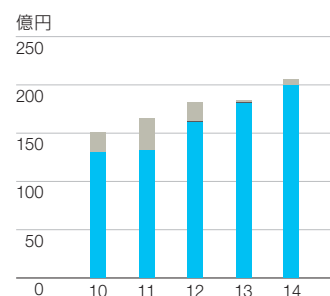
その他業務収支には、資金運用収支や役務取引等収支に含まれない、外国為替売買損益や国債等債券売買損益、金融派生商品収支（有価証券などのヘッジ目的で保有しているスワップなど金融派生商品に係る損益）が含まれています。

3月31日に終了した1年間	億円		
	2013	2014	増減
業務粗利益	¥185	¥207	11.7%
資金運用収支	181	199	10.1%
役務取引等収支	1	△0	—
その他業務収支	2	7	171.1%

業務粗利益

3月31日に終了した1年間

- 資金運用収支
- 役務取引等収支
- その他業務収支



ポイント

資金運用収支：住宅ローンを中心とした堅調な貸出金利息の増加と資金調達費用の減少により、増加しました。

役務取引等収支：投資信託関連手数料は増加したものの、クレジットカード業務に係る手数料収入が減少したほか、住宅ローンの積み上げにともない、団体信用生命保険手数料の支払いが増加したことにより、減少しました。

その他業務収支：顧客の活発な外貨取引を背景に外国為替売買益が増加したことに加えて、債権関連取引等に係る損益も改善したことにより、増加しました。

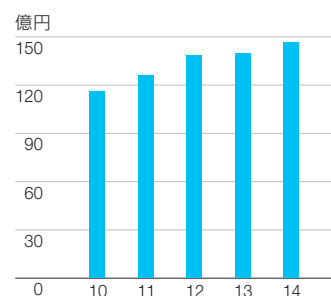
営業経費

	億円		
3月31日に終了した1年間	2013	2014	増減
営業経費	¥139	¥146	5.2%

ポイント ビジネスの拡大にともない人件費を中心に増加しました。

営業経費

3月31日に終了した1年間



経常収益／経常利益／当期純利益

	億円		
3月31日に終了した1年間	2013	2014	増減
経常収益	¥313	¥333	6.2%
経常利益	42	58	36.5%
当期純利益	8	35	307.8%

ポイント

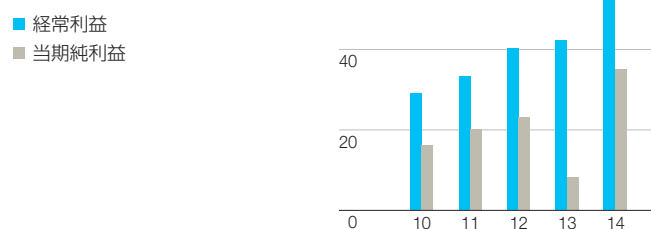
経常収益：顧客の活発な外貨取引を背景に外国為替売買益が増加したこと、および住宅ローン残高の積み上がりにとともに貸出金利が増加したことから、増加しました。

経常利益：経常収益の増加に加え、資金調達費用の減少や債券関連取引等に係る損益の改善もあり、増加しました。

当期純利益：2013年3月期にソニーバンク証券の譲渡に係る特別損失（27億円）を計上したことや、経常利益の増加にとともに、増加しました。

経常利益と当期純利益

3月31日に終了した1年間



口座数

	万件		
3月31日現在	2013	2014	増減
口座数	92	97	5.3%

ポイント 商品・サービスの充実に加え、「ATM利用手数料0円」のPRなどにより認知度の向上を図り、新規のお客さまの獲得に努めた結果、お客さまの口座数は着実に増加しました。

預かり資産残高(預金と投資信託の合計)

	億円		
3月31日現在	2013	2014	増減
預かり資産残高 (預金と投資信託の合計)	¥19,743	¥20,075	1.7%

	億円		
3月31日現在	2013	2014	増減
預金残高	¥18,574	¥18,900	1.8%
円預金	14,672	15,264	4.0%
外貨預金	3,902	3,635	△6.8%
投資信託残高	1,169	1,174	0.5%

ポイント

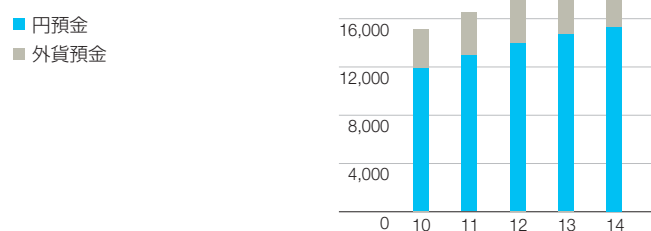
円預金：外貨預金からの振替えもあり、残高は増加しました。

外貨預金：為替相場の円安地合いで利益確定の売りによる円預金への振替えが進み、残高は減少しました。

投資信託：市況回復にとともに販売額は増加したものの、NISA開始に向けた一時売却などが増加したことから、残高は横ばいとなりました。

預金残高

3月31日現在



貸出金残高

	億円		
3月31日現在	2013	2014	増減
貸出金残高	¥9,702	¥10,574	9.0%
住宅ローン	8,603	9,493	10.3%
その他	1,098	1,081	△1.6%

ポイント 住宅ローン残高の順調な伸びにより、貸出金残高は増加しました。

住宅ローンビジネスは、低金利下において金利引き下げ競争が激化しているものの、提携住宅ローンが提携先の拡充により着実に実績をあげたことに加え、2013年11月から金利プランの金利引き下げ幅を拡大した効果もあり、好調に推移しました。

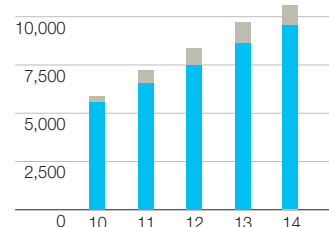
その他の残高には、法人融資、カードローン、および目的別ローンが含まれます。法人融資残高は、2014年3月末で1,022億円でした。

貸出金残高

3月31日現在

■ 住宅ローン
■ その他

億円



有価証券残高

有価証券の運用は、国債を中心に金利リスクをとった運用と、投資適格の事業債を中心に信用リスクをとった運用を行っています。

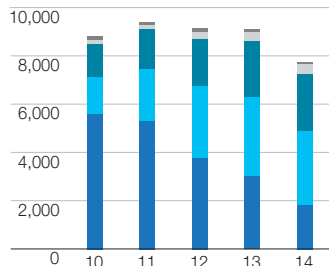
	億円		
3月31日現在	2013	2014	増減
有価証券残高	¥9,088	¥7,738	△14.9%
国債	1,940	968	△50.1%
地方債	612	567	△7.3%
社債	2,024	1,595	△21.2%
株式	20	20	0.0%
外国証券	4,420	4,550	2.9%
その他の証券	70	35	△49.7%

有価証券残高
(格付け別)

3月31日現在

■ AAA
■ AA
■ A
■ BBB
■ その他

億円



ポイント 保有する有価証券の格付けは、AA格以上が全体の63.0%を占めています。なお、株式に計上している20億円は、スマートリンクネットワークへの出資金です。

*格付けについては、ムーディーズ・インベスターズ・サービス (Moody's)、スタンダード・アンド・プアーズ (S&P)、格付投資情報センター (R&I)、日本格付研究所 (JCR)、フィッチ・レーティングス (Fitch) の5社の格付けをもとに、バーゼルⅢ標準的手法の基準により分類しています。

総資産の構成

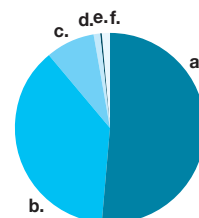
	億円		
3月31日現在	2013	2014	増減
総資産	¥20,050	¥20,567	2.6%
貸出金	9,702	10,574	9.0%
有価証券	9,088	7,738	△14.9%
現金預け金	619	1,712	176.5%
金銭の信託	181	204	12.7%
コールローン	100	60	△40.0%

ポイント 貸出資産の拡大にともない、総資産は増加しました。

総資産の構成

2014年3月末
20,567億円

- a. 51.4% 貸出金
b. 37.6% 有価証券
c. 8.3% 現金預け金
d. 1.0% 金銭の信託
e. 0.3% コールローン
f. 1.3% その他



単体自己資本比率

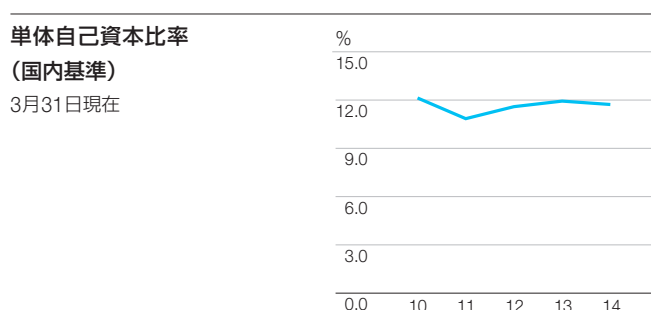
自己資本比率は、銀行の健全性を示す重要な指標です。なお、2014年3月末より、バーゼルⅢベースへ移行しています。*

3月31日現在	2013	2014	増減
単体自己資本比率(国内基準)	11.98%	—	—

3月31日現在	2013	2014	増減
単体自己資本比率(国内基準)	—	11.72%	—

* バゼルⅢの適用については、53ページの表下の注記をご参照ください。

ポイント 引き続き健全な財務基盤を維持しています。



ソニー銀行の単体自己資本比率(国内基準)

3月31日現在		百万円
基本的項目(Tier 1)		2013
資本金		¥ 31,000
資本準備金		21,000
その他利益剰余金		12,506
計	(A)	64,506
	うちステップ・アップ金利条項付の優先出資証券	—
補完的項目(Tier 2)		
一般貸倒引当金		834
負債性資本調達手段等		22,000
うち期限付劣後債務及び期限付優先株		22,000
計	(B)	22,834
準補完的項目	計	(C)
		—
自己資本総額	(A) + (B) + (C)	(D)
		87,340
控除項目	計	(E)
		—
自己資本額	(D) - (E)	(F)
		87,340
リスク・アセット等	資産(オン・バランス)項目	690,590
	オフ・バランス取引等項目	5,398
	オペレーショナル・リスク相当額を8%で除して得た額	32,853
	計	(G)
		728,843
自己資本比率(国内基準)	(F) / (G) (%)	11.98
(参考) Tier 1比率(国内基準)	(A) / (G) (%)	8.85

	百万円	
	2014	
		経過措置による 不算入額
3月31日現在		
コア資本に係る基礎項目		
普通株式又は強制転換条項付優先株式に係る株主資本の額	¥ 68,091	¥ —
うち、資本金及び資本剰余金の額	52,000	—
うち、利益剰余金の額	16,091	—
コア資本に係る基礎項目の額に算入される引当金の合計額	790	—
うち、一般貸倒引当金コア資本算入額	790	—
適格旧資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	20,000	—
コア資本に係る基礎項目の額 (イ)	88,881	—
コア資本に係る調整項目		
無形固定資産(モーゲージ・サービシング・ライセンスに係るものを除く)の額の合計額	—	1,768
うち、のれん及びモーゲージ・サービシング・ライセンスに係るもの以外の額	—	1,768
コア資本に係る調整項目の額 (ロ)	—	—
自己資本		
自己資本の額((イ)-(ロ)) (ハ)	88,881	—
リスク・アセット等		
信用リスク・アセットの額の合計額	720,454	—
うち、経過措置によりリスク・アセットの額に算入される額の合計額	△27,892	—
うち、無形固定資産(のれん及びモーゲージ・サービシング・ライセンスに係るものを除く)	1,768	—
うち、他の金融機関等向けエクスポージャー	△29,661	—
うち、上記以外に該当するものの額	—	—
オペレーショナル・リスク相当額の合計額を8%で除して得た額	37,483	—
リスク・アセット等の額の合計額 (ニ)	757,937	—
自己資本比率		
自己資本比率((ハ)/(ニ)) (%)	11.72	—

(注)「銀行法第14条の2の規定に基づき、銀行がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準」(平成18年(2006年)金融庁告示第19号)に定められた算式に基づき、単体ベースについて算出しております。なお、ソニー銀行は、国内基準を適用のうえ、信用リスク・アセットの算出においては標準的手法を採用しております。また、2013年3月期は平成24年(2012年)金融庁告示第56号を適用しており、2014年3月期は平成25年(2013年)金融庁告示第6号および平成26年(2014年)金融庁告示第7号を適用しております。

不良債権

個人向け貸出については小口分散を図るとともに、所定の与信審査基準などに則った審査ならびに貸出後の管理を実施しています。法人向け貸出については、信用度に応じて与信上限枠を設け、特定の債務者向け与信に偏重しない運用基準とするほか、営業部門とは独立した審査部門による審査、さらには審議機関での議論を経て融資実行する態勢としており、厳格な管理・審査体制を敷いています。

リスク管理債権の状況

3月31日現在	2013	2014
債権の区分		
破綻先債権	¥ 150	¥ 308
延滞債権	1,534	1,403
3カ月以上延滞債権	—	—
貸出条件緩和債権	2,220	1,880
合計	¥3,905	¥3,592

金融再生法に基づく資産査定額

3月31日現在	2013	2014
債権の区分		
破産更生債権及びこれらに準ずる債権	¥ 714	¥ 847
危険債権	1,094	980
要管理債権	2,222	1,882
正常債権	978,005	1,064,528
合計	¥982,036	¥1,068,238

ポイント 不良債権に関する各数値は、引き続き低い水準を維持しています。

不良債権比率*(金融再生法開示債権ベース)

3月31日現在	2013	2014
不良債権比率	0.41%	0.35%

* 不良債権(金融再生法開示債権)／総与信額

持続可能な
社会の実現に向けて

コーポレート・ガバナンス

CSR

持続可能な社会の実現に向けて

持続可能な社会の実現に向けて — コーポレート・ガバナンス

役員紹介

(2014年7月1日現在)



取締役 8. 5. 3. 2. 7. 1. 4.

代表取締役社長

い ほん か つ み
1. 井原 勝美

ソニー生命保険(株)代表取締役社長
ソニー損害保険(株)取締役
ソニー銀行(株)取締役

専務取締役

わ た な べ ひ ろ と し
2. 渡辺 寛敏

ソニー生命保険(株)取締役
ソニー損害保険(株)取締役
ソニー銀行(株)取締役

常務取締役

い と う ゆ た か
3. 伊藤 裕

ソニー生命保険(株)取締役
ソニー損害保険(株)取締役
ソニー銀行(株)取締役
ソニー・ライフケア(株)取締役

取締役

し ま お か ま さ み つ
4. 嶋岡 正充

ソニー生命保険(株)代表取締役

い し い し げ る
5. 石井 茂

ソニー銀行(株)代表取締役社長

に わ あ つ お
6. 丹羽 淳雄

ソニー損害保険(株)代表取締役社長

な が さ か た け み
7. 長坂 武見

ソニー(株)業務執行役員SVP^(注2)
経理担当

(注) 1. 主な兼職を氏名の下に記載しています。
2. SVPはシニア・バイス・プレジデントの略です。
3. 山本功氏、国谷史朗氏は、東京証券取引所の定めに基づく「独立役員」です。



9.

6.

取締役(社外役員)

やまもと いさお
8. **山本 功** (注3)

起業投資(株)代表取締役

くにや しろう
9. **国谷 史朗** (注3)

弁護士法人大江橋法律事務所
代表社員



監査役

11.

10.

12.

常勤監査役(社外役員)

さの ひろし
10. **佐野 宏**

ソニー生命保険(株)監査役

ソニー損害保険(株)監査役

ソニー銀行(株)監査役

監査役(社外役員)

これなが ひろとし
11. **是永 浩利**

ソニー(株)経理センター

経理1部 統括部長

監査役

こいずみ みつひろ
12. **小泉 光廣**

ソニー生命保険(株)常勤監査役

社外取締役について

(2014年7月1日現在)

山本 功

略歴	1981年 ㈱野村総合研究所 入社
	1991年 ㈱野村総合研究所 事業戦略室室長
	1996年 メリルリンチ日本証券(株) 投資銀行部門ディレクター
	1999年 メリルリンチ日本証券(株) 投資銀行部門マネージングディレクター
	2002年 メリルリンチ日本証券(株) 投資銀行部門共同責任者、マネージングディレクター
	2003年 ㈱SIGインスティテュート 代表取締役社長
	2006年 ジャパン ケーブルキャスト(株) 取締役 ㈱マスチューン(現 ㈱みんかぶ) 監査役
	2007年 ㈱マスチューン(現 ㈱みんかぶ) 取締役(現在)
	2009年 起業投資(株) 代表取締役(現在)
	2011年 当社 取締役(現在)
	2012年 ビルコム(株) 取締役(現在)

選任理由 長年にわたる証券アナリスト業務および財務・M&Aのアドバイザー業務の経験を有しており、また、SFHと特別の利害関係もないことから、社外取締役および独立役員として、職務を適切に遂行していただけるものと判断しております。

国谷 史朗

略歴	1982年 弁護士登録、大江橋法律事務所 (現 弁護士法人大江橋法律事務所) 入所
	1997年 サンスター(株) 監査役
	2002年 弁護士法人大江橋法律事務所 代表社員(現在)
	2006年 日本電産(株) 監査役
	2012年 ㈱ネクソン 取締役(現在) ㈱荏原製作所 取締役(現在)
	2013年 当社 取締役(現在) 武田薬品工業(株) 監査役(現在)

選任理由 弁護士としての専門的な知識・経験を有し、また、SFHと特別の利害関係もないことから、社外取締役および独立役員として、職務を適切に遂行していただけるものと判断しております。

社外取締役からのメッセージ

弁護士としての経験に基づき、事業運営・決定に ずれがないか一步離れた目で判断してまいります。

私は弁護士として30年余りさまざまな案件を扱ってきました。金融、保険、電気、ガス、通信、車、エレクトロニクス、不動産、化学、空港、テーマパーク、再生医療、中央・地方官庁などです。失敗し大きな問題になった投資、M&A、深刻な争い、倒産も経験しました。このような経験に基づいて、社外取締役として、会社の事業運営、決定などに法令、常識からのずれがないかを一步離れた目で判断したいと考えています。経営判断と意思決定の合理性、妥当性を検討するのは当然ですが、その判断の前提となる情報が提供されているか、事実認識に誤りがないかが重要です。十分な情報が社内、役員間で共有されているかを意識したいと思います。

SFHは、風通しが良く、明るく真面目で、率直な議論ができる会社だと感じます。先日行われた設立10周年記念パーティーでも、OB、現役の役員、幹部、社員が分け隔てなく会社の歴史、現状、将来を語り合っている姿を見て、良い雰囲気だと思いました。

SFHは、創業以来10年間比較的順調に伸びてきた会社だと思いますが、現状に甘んじず、これで良いのかと問いかけていきます。会社のさらなる成長が社会貢献につながるとの信念のもと、創造的かつ健全な事業運営を行ってまいります。社外取締役として、多くのクリエイティブな提案を求めていくとともに、議論の場においては、SFHの社員、役員とは異なる客観的な視点から率直に発言したいと思います。



国谷 史朗

社外取締役

社外監査役について

(2014年7月1日現在)

佐野 宏

略歴	1969年 (株)三井銀行(現 (株)三井住友銀行) 入行
	1994年 (株)さくら銀行(現 (株)三井住友銀行)法務部長
	2001年 さくら債権回収サービス(株)(現 SMBC債権回収(株)) 専務取締役
	2004年 当社 常勤監査役(現在) ソニー生命保険(株) 監査役(現在)
	2005年 ソニー損害保険(株) 監査役(現在)
	2010年 ソニー銀行(株) 監査役(現在)

選任理由 企業法務・企業審査に関する高い見識と幅広い分野にわたる業務経験を有していることから、これらの経験を活かして社外監査役としての役割を果たしていただけるものと判断しております。

是永 浩利

略歴	1988年 ソニー(株)入社
	2007年 同社 経理部門 企画・業務管理部 担当部長
	2008年 同社 経理部門 連結経理部 担当部長
	2012年 同社 経理部門 経理1部 統括部長
	2014年 同社 経理センター 経理1部 統括部長(現在) 当社 監査役(現在)

選任理由 ソニー(株)において長年、経理業務に従事し、財務および会計に関する相当程度の知見を有していることから、これらの経験を活かして社外監査役の役割を果たしていただけるものと判断しております。

社外監査役からのメッセージ

社外監査役として保険契約者、預金者および 株主保護のため経営の監視に努めてまいります。

SFHIは設立後10年を経ましたが、その間、私は常勤の社外監査役として経営の監視に努めるとともに、その成長を見守ってきました。

当社は、保険会社と銀行の持株会社ですが、経営陣の中には親会社ソニーでの役職の経験など、金融機関以外での経験が豊富な方もおります。しかしながら当社経営陣は、消費者の立場に立った商品・サービスを提供するとの信念を持ち合わせ、金融事業においても顧客志向の事業運営を心掛けております。

私は、経営判断に誤りはないかをチェックする業務など、銀行の法務部長としての経験を活かし、社外監査役として取締役会や経営会議といった会議に出席するほか、日常業務においても保険契約者や預金者保護に欠ける点はないか、会社の健全性が保たれているかといったことを中心に監視、検証を行ってきました。

10年間の監査活動を通じて感じていることは、当社経営陣は他の金融機関経営者のような経験は少ないものの、既存の金融機関経営者以上に真剣に経営に取り組んでおり、お客さまのため金融の持つ多様な機能（貯める・増やす・借りる・守る）を融合したサービス提供に努めていることです。

当社グループのソニー生命・ソニー損保は高いソルベンシー・マージン比率を持ち、ソニー銀行も高い自己資本比率を有し、いずれも高い健全性を維持していますが、わが国経済は、安倍政権によるデフレ脱却に向けた経済政策、特に日本銀行の黒田総裁による量的・質的金融緩和により金融環境も大きな変化を遂げつつあり、社外監査役として引き続き保険契約者、預金者および株主保護のため経営の監視に努めてまいります。



佐野 宏

常勤監査役

コーポレート・ガバナンスの状況

ソニーフィナンシャルグループでは、「ビジョン」と「経営理念」を経営戦略の策定や経営の意思決定の基本方針としています。そして、「ビジョン」に掲げた「お客さまから最も信頼される金融サービスグループになること」を実現するため、傘下のグループ各社の沿革、規模、業態などの差異を踏まえた上で、グループ各社の持つ事業特性・情報などを有効活用し、グループ全体の経営を行うことを目指しています。その前提として、何より業務の健全性および適切性を確保することが最重要課題であると認識しており、グループ全体のコンプライアンスとリスク管理を重視した経営組織体制を構築しています。

内部統制システムの構築

SFHは、会社の業務の適正を確保するために、取締役会において会社法に基づいた「内部統制システム構築の基本方針」を定め、当方針に基づいて内部統制システムを構築し、運用しています。なお、2014年3月期に新規策定した当社グループ方針（グループの内部監査に係る基本方針、グループ内取引等の管理に関する基本方針など）および重要な既存方針（グループの財務報告に係る内部統制に関する基本方針、グループの利益相反管理方針）の追加、および

一部表現の修正などのため、2013年12月に、内部統制システム構築の基本方針の一部を改定しました。

SFHは、財務報告にかかわる内部統制の強化を目的に、金融商品取引法に基づく「内部統制報告制度」を導入しています。SFHは、上場会社として適正な財務情報の開示を行うために、必要となる組織体制および運用ルールを構築し、運用しています。

内部統制システム構築の基本方針

1. 取締役および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

- (1) 取締役会は、法令等遵守の基本方針として行動規範を定め、当社の役員、社員および子会社に周知する。
- (2) 取締役会は、法令等遵守の具体的な手引書としてコンプライアンス・マニュアル、具体的な実践計画としてコンプライアンス・プログラムを定める。
- (3) 取締役会は、コンプライアンス担当部署を設置し、コンプライアンス・プログラムの推進に取り組む。コンプライアンス担当部署は、定期的にコンプライアンス・プログラムの進捗状況を取締役に報告する。
- (4) 取締役会は、「反社会的勢力排除に関するグループ基本方針」を定め、反社会的勢力に対しては毅然とした態度で対応するものとし、同方針を実現するために必要な態勢を整備する。
- (5) 取締役会は、社内通報制度を定め、その利用方法を当社の役員、社員および子会社に周知する。社内通報制度は、経営方針、事業活動あるいはその他の行為が法令等に違反している（あるいは違反のおそれがある）と確信した場合に社員等の通報者が専用窓口で直接通報することができ、かつ、その通報者に対する不利益な措置が禁止されることを定める。
- (6) 取締役会は、グループの情報セキュリティポリシーを定め、顧客情報を含むグループの情報資産等の管理を適切に行うための態勢を整備する。
- (7) 取締役会は、グループの利益相反管理方針を定め、顧客の利益が不当に害されるおそれのある取引の適切な管理を行うため、所要の態勢を構築する。
- (8) 取締役会は、他の業務執行部門から独立した内部監査担当部署を設置する。内部監査担当部署は、監査役および会計監査人と連携・協力のうえ、独立および客観的立場から内部統制システムの整備・運用状況を監視、検証し、定期的に内部監査の状況を取締役に報告する。
- (9) 取締役会は、グループの内部監査に係る基本方針および内部監査の基本方針として内部監査規則を定め、当社の役員、社員および子会社に周知する。

2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

当社は記録保管規則を定め、取締役会、経営会議および決裁の記録等取締役の職務の執行に係る文書を、法令および当該規則等に従い適切に保存し管理します。

3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- (1) 取締役会は、当社グループのリスク管理の基本方針として、リスク管理基本規則を定め、当社の役員、社員および子会社に周知する。
- (2) 取締役会は、リスク管理担当部署を設置し、当社および子会社の規模、特性、業務内容に応じて異なるリスクを適切に管理する。リスク管理担当部署は、定期的にリスク管理の状況を取締役に報告する。
- (3) 取締役会は、当社グループの直面するリスクに見合った十分な自己資本を確保し適切な資本配賦等を行うため、子会社の自己資本充実度を評価し、必要に応じて、自己資本充実に向けた施策を実施する。
- (4) 取締役会は、当社グループの危機発生時に迅速な対応と適切なリスク軽減措置を講じる体制を整備するため、グループの事業継続リスク管理に関する基本方針およびコンティンジェンシー・プランを定め、当社の役員、社員および子会社に周知する。

4. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- (1) 取締役会は、決裁規則、組織・分掌規則等の社内規定を定め、職務の執行を効率的に行うために適切な態勢を構築する。
- (2) 取締役会は、経営会議を設置するとともに、会社の重要な日常業務の執行に係る協議および決定については、同会議に委任する。
- (3) 取締役会は、事業計画管理規則を定め、単体および連結の中期事業計画・年度事業計画を策定・管理し、また定期的に事業計画の進捗状況を確認する。

5. 財務報告の信頼性を確保するための体制

当社は、グループの財務報告に係る内部統制に関する基本方針に基づき、財務報告の信頼性を確保するために必要な体制を整備する。

6. 当社および子会社、並びに当社の親会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

- (1) 当社は、株主権の行使のほか、金融持株会社として子会社との間で経営管理契約を締結し、当該契約に基づく経営管理を行うことにより、グループおよび子会社の業務の適正を確保する。
- (2) 当社は、グループ内取引等の管理に関する基本方針に基づき、子会社がグループ経営に重大な影響を与える可能性のあるグループ内取引等を開始する場合は、事前にそれらの取引等の適切性・適法性を当該子会社と審議・検討のうえ、取締役会において決議または報告を行う。また、当社および子会社は、少数株主保護のため、親会社であるソニー株式会社（支配株主）およびそのグループ会社と取引等を行う際は、当該取引等の必要性および当該取引等の条件が第三者との通常の取引の条件と著しく相違しないことを十分に確認する。
- (3) 当社の内部監査部門は、子会社の内部統制システムが適切に整備されているかに留意し、子会社の内部監査および外部監査の結果を監視し検証する。
- (4) 当社および子会社は、親会社に当社グループの経営情報を必要に応じて提供し、また、親会社内部監査担当部署との連携を行う。

7. 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項

取締役は、監査役からその職務を補助すべき社員の配置要請があった場合には、当該社員を速やかに任命する。

8. 前号の使用人の取締役からの独立性に関する事項

監査役の職務を補助すべき社員の任免および人事考課については監査役の同意を必要とする。

9. 取締役および使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制

- (1) 取締役および社員は、監査役から事業の報告を求められた場合は、速やかに報告する。
- (2) 取締役および社員は、社内通報制度を利用した通報を受理したときは、ただちに監査役に報告する。

10. その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

代表取締役は、監査役との相互認識と信頼関係を深めるように努め、監査役監査の環境整備に必要な措置をとる。

経営態勢について

SFHは、取締役会設置会社、監査役会設置会社であり、社外取締役を選任し、監査役と社外取締役が連携して経営を監視することにより、コーポレート・ガバナンスの強化を図っています。

また、SFHは親子上場における上場子会社であるため（SFHの親会社はソニー株式会社（以下、ソニー）であり、SFH株式の60%を保有）、少数株主の権利保護について「支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針」を定めています。

（注）SFHは、東京証券取引所の規程に基づき、「コーポレート・ガバナンス報告書」および「支配株主に関する事項について」を作成し、開示しております。これらの資料は、東京証券取引所およびSFHのホームページ（<http://www.sonyfh.co.jp>）にてご覧いただけます。

取締役会について

（2014年7月1日現在）

SFHは純粋持株会社であるため、SFH単体の経営のみならず、グループ経営の推進、グループ・ガバナンスの確立という目的に沿って、取締役会を構成しています。

現在の取締役会メンバー9名のうち、業務執行取締役3名のほか、グループ子会社の代表取締役3名は、グループ全体の効率的な事業運営に資するべく、SFHの取締役（非常勤）を兼任しています。

また、ソニーフィナンシャルグループの経営に対する総合的な助言を得るために、ソニーフィナンシャルグループ外からも取締役を招聘しており、1名は親会社であるソニーの業務執行役員を兼任しています。SFHは、親子上場会社の子会社でもあるため、2名の社外取締役を選任し、その社外取締役を東京証券取引所が一般株主保護のために確保を義務づけている「独立役員」に指定しています。

グループ子会社における取締役会については、グループ戦略の実効性を高めることと、各社の健全な事業経営の管理を目的に、SFHの代表取締役1名および業務執行取締役2名が、グループ子会社の取締役を兼任しています。

2014年3月期の社外役員の取締役会・監査役会への出席状況

	氏名	取締役会	監査役会
社外取締役	山本 功	14回 すべてに出席	—
	国谷 史朗	取締役就任後*、 11回中、 10回出席	—
社外監査役	佐野 宏	14回 すべてに出席	12回 すべてに出席
	是永 浩利	監査役就任後**、 11回 すべてに出席	監査役就任後**、 10回 すべてに出席

* 国谷史朗氏は、2013年6月に取締役に就任しました。

** 是永浩利氏は、2013年6月に監査役に就任しました。

監査役監査、内部監査、会計監査について

（2014年7月1日現在）

監査役監査

SFHの監査役会は監査役3名から構成されており、うち2名は社外監査役です。監査役は、監査役会で策定された監査の方針、監査計画、監査の方法および監査業務の分担などに基づき、取締役の職務の執行を監査しています。

監査役は、取締役会その他重要な会議への出席、取締役および使用人などから受領した報告内容の検証、会社の業務および財産の状況に関する調査などを行うと同時に、社外取締役、内部監査担当役員および内部監査担当社員と緊密な連携をとり、経営に対する監督機能の強化に取り組んでいます。

内部監査

SFHは内部監査部門として、監査部を設置しています。監査部は、担当役員（代表取締役社長）直轄の組織として他の業務執行ラインから分離されており、独立的かつ客観的な立場から内部監査を実施しています。

⇒ 詳細は71ページをご覧ください。

会計監査

SFHの会計監査業務を執行した公認会計士の所属および監査業務にかかわる補助者の構成は、以下のとおりです。

所属する監査法人名	あらた監査法人
会計監査業務にかかわる補助者の構成	公認会計士5名 その他5名

取締役・監査役の報酬等の決定について

SFHは「取締役の報酬等の決定に関する方針」、「監査役の報酬等の決定に関する方針」を定めています。

また、SFHは、SFHの取締役および子会社の代表取締役の報酬等を決定するプロセスを明確化するために「報酬等諮問委員会規則」を定め、審議機関として、SFHの社外取締役を含む取締役若干名で構成される「報酬等諮問委員会」を設けています。「報酬等諮問委員会」は、必要の都度、SFHおよび子会社の取締役会から諮問を受け、審議結果をそれぞれの取締役会に答申しています。取締役の個人別報酬等については、取締役会での諮問決議に基づき報酬等諮問委員会で審議を行い、その答申を受けて決定します。監査役の個人別報酬等については、監査役の協議により決定します。

なお、社外取締役を除き、業務執行を行わない取締役および非常勤監査役に対しては、原則として報酬を支給しないものとしています。

1. 業務執行取締役

基本方針	●主な職務は、SFHおよび当社グループ全体の経営責任者として企業価値を持続的に向上させることにあることから、業務執行取締役に対する報酬は、優秀な人材を確保することとともに、業績向上に対するインセンティブとして有効に機能させることを主眼として固定部分・業績連動部分のバランスを勘案し決定する。
報酬	●代表取締役社長などの役位に応じた固定部分と、SFHおよび当社グループ全体の業績および職務に応じた業績連動部分から構成される。 ●業績連動部分はSFHおよび当社グループ全体の経営目標の達成状況と職務の遂行状況などにより基準額に対して0%から200%の範囲で変動させる。
水準	●優秀な経営人材を確保するために、相応しい報酬水準とする。具体的決定にあたっては第三者による企業経営者の報酬に関する調査結果などを勘案する。
退職慰労金	●在任年度ごとに報酬の一定割合相当額を引き当て、退任時に累積額を支給する。なお、引当額の一定割合については、SFHの株式数に置き換えて擬似的に株式数を付与し、退任時に累積株式数を株式時価に換算して支給する。

2. 社外取締役

基本方針	●主な職務は、業務執行取締役による職務執行の監督および監視をもって経営の透明性・客観性を高めることにあることから、社外取締役に対する報酬は優秀な人材を確保することとともに、その監督・監視機能を有効に機能させることを主眼に固定報酬として決定する。
報酬	●役割に応じた固定額とする。
水準	●優秀な経営人材を確保するために、相応しい報酬水準とする。具体的決定にあたっては、第三者による企業経営者の報酬に関する調査結果などを勘案する。
退職慰労金	●支給しない。

3. 監査役

基本方針	●主な職務は、業務監査および会計監査を行うことで会社経営の透明性・客観性を確保することにあることから、監査役に対する報酬は優秀な人材を確保することとともに、その監査機能を有効に機能させることを主眼に固定報酬として決定する。
報酬	●役割に応じた固定額とする。
水準	●優秀な人材を確保するために、相応しい報酬水準とする。具体的決定にあたっては、第三者による監査役の報酬に関する調査結果などを勘案する。
退職慰労金	●役割に応じた固定額とする。

●2014年3月期の役員報酬等

2014年3月期のSFH役員に対する報酬等の内容は、以下のとおりです。

	対象となる 役員の数 (人)	役員報酬 等の総額 (百万円)	報酬等の種類別の総額	
			基本報酬	退職慰労金 引当金
取締役(社内)	2	151	122	29
取締役(社外)	3	16	16	—
監査役(社内)	—	—	—	—
監査役(社外)	1	21	20	1
計	6	189	158	31

(注) 報酬等の種類とは、基本報酬、ストックオプション、賞および退職慰労金等を言います。なお、SFHにおいては、役員に対する報酬として賞与の支給およびストックオプションの付与はこれまでにいずれも行っておりません。

報酬等に関する事項について

以下は、平成24年(2012年)3月29日金融庁告示第21号(銀行法施行規則第19条の2第1項第6号等の規定に基づき、報酬等に関する事項であって、銀行等の業務の運営又は財産の状況に重要な影響を与えるものとして金融庁長官が別に定めるものを定める件)に従い記載しています。

1. 対象役員及び対象従業員等の報酬等の決定及び報酬等の支払その他の報酬等に関する業務執行の監督を行う委員会その他の主要な機関等の名称、構成及び職務に関する事項

SFHでは、「報酬等諮問委員会」を設けています(63ページ参照)。2014年3月期において、「報酬等諮問委員会」は、3名の取締役によって構成されました。構成員には、社外取締役2名が含まれており、「報酬等諮問委員会」が業務執行部門に対して監視・牽制機能を発揮するための措置がとられています。

「報酬等諮問委員会」は、必要の都度、SFHおよび子会社の取締役会から諮問を受け、審議結果をそれぞれの取締役会に答申しています。

2. 対象役員及び対象従業員等の報酬等の体系の設計及び運用の適切性の評価に関する事項

対象役員の報酬等の決定に関する方針および適用範囲については、63ページをご覧ください。

「報酬等諮問委員会」では、報酬等の全体の水準が、ソニーフィナンシャルグループの財務の健全性の現状および将来の見通しと整合的であり、将来の自己資本の充分性に重要な影響を及ぼさないことを確認しています。加えて、報酬体系の運用状況の監視を通じ、報酬額が短期的な収益獲得に過度に連動し、過度の成果主義を反映するといった問題が生じていないことなどについても確認しています。

3. 対象役員及び対象従業員等の報酬等の体系とリスク管理の整合性並びに対象役員及び対象従業員等の報酬等と業績の連動に関する事項

これらについては、連結業績指標の目標に対する達成状況や財務の健全性などを総合的に勘案したうえで決定されています。詳細は、63ページをご覧ください。

4. 対象役員及び対象従業員等の報酬等の種類、支払総額及び支払方法に関する事項

SFHにおいては、役員に対する報酬等として基本報酬および退職慰労金を支払っていますが、賞与の支給およびストックオプションの付与は行っていません。また、支払方法については、固定部分・業績連動部分の両方により構成される基本報酬を現金により支給しています。また、退職慰労金についても、現金により支給しています。

報酬等の種類、支払総額および対象となる役員の数については、63ページをご覧ください。

5. 前各号に掲げるもののほか、報酬等の体系に関し参考となるべき事項

SFHでは、「対象従業員等」の該当者はいません。「対象従業員等」の範囲については以下のとおりです。

(1)「主要な連結子法人等」の範囲について

主要な連結子法人等の範囲は、ソニー銀行、スマートリンクネットワーク、SmartLink Network Hong Kong Limited、株式会社リブラ、およびシニア・エンタープライズです。

(注) SmartLink Network Hong Kong Limitedは、2014年3月期第4四半期より連結範囲に含まれています。

株式会社リブラは、2014年3月期第1四半期より連結範囲から外れました。

(2)「高額な報酬等を受ける者」の範囲について

SFHでは、対象役員のうち、従業員を兼務しており、従業員として賃金を支給されている者はいません。

SFHまたは主要な連結子法人等から対象役員が1年間に受領する報酬等の平均額を上回る報酬等を受ける者を、「高額な報酬等を受ける者」として選定しています。平均額の算出には、業務執行取締役の想定年間報酬を使用しています。期中退任した業務執行取締役については、期中退任しなかったと仮定した場合に1年間に受領する報酬等を算定しています。この基準によると、2014年3月期においては該当者はいません。

議決権行使にかかわる環境整備について

SFHは、株主の議決権行使を容易にするための環境整備の一環として、次の取組みを行っています。

- 株主総会開催日の分散
(他社の株主総会集中日を避けて開催)
- 株主総会招集通知のSFHのウェブサイトへの掲載
- 株主総会招集通知の一部英訳
- 議決権電子行使プラットフォームの利用
- 議決権行使結果のSFHのウェブサイトへの掲載

親会社ソニー株式会社との関係について

(2014年7月1日現在)

資本関係

SFHは、2004年4月にソニーからの会社分割により設立した金融持株会社です。2007年10月にSFH株式を東京証券取引所市場第一部へ上場したことにともなう国内外における株式の募集および売出しにより、ソニーのSFHへの出資比率は60%となっています。この資本関係により、SFHの取締役、監査役の選任・解任や合併などの組織再編、重要な資産・事業の譲渡、定款の変更および剰余金の配当など、株主の承認が必要となるすべての事項に関して、他の株主の意向や利益にかかわらず、ソニーの影響を受ける可能性があります。

人的関係

ソニーフィナンシャルグループでは、経営に対する総合的な助言を得るためおよび監査体制を強化するために、ソニーフィナンシャルグループ外からも役員を招聘していますが、うちSFH取締役1名、監査役1名は、ソニーの業務執行役員、従業員を兼務しています。また、SFHはソニーから従業員として出向者1名を受け入れています。なお、SFHの連結子会社においてもソニーの従業員2名が監査役に就任しています。兼任役員の就任はソニーフィナンシャルグループからの要請に基づくものであることから、兼任役員は独自の経営判断を行える状況にあると考えています。

なお、SFHは、親会社からの独立性を一層高める観点から、ソニーグループと特別の関係のない社外取締役2名を選任し、東京証券取引所の定める独立役員に指定しています。

事業活動における独立性の確保

ソニーフィナンシャルグループは、ソニーグループの金融以外の事業とは事業上の関連性が薄いこと、金融庁の監督下にある認可事業として保険業法および銀行法などに基づき事業を行っていることなどから、経営・事業活動においてソニーグループから一定の独立性が確保されていると認識しています。

また、ソニーはSFHの主要株主としての認可を金融庁より取得しており、SFHの経営理念を尊重すべきであることを十分に認識しています。

「ソニー」の商号・商標使用

SFHおよびソニーフィナンシャルグループ各社は、ソニーとの間で商号・商標使用許諾契約を締結しており、これに基づき「ソニー」の名称を使用することを許諾されています。ただし、これらの契約においては、SFHに対するソニーの保有議決権割合が半数以下になること、ソニーフィナンシャルグループ各社に対するSFHの保有議決権割合が減少することなどが、ソニーによる上記契約の解除権の発生要件となっています。また、これらの契約に基づき、ソニーフィナンシャルグループ各社は、ソニーに対しブランドロイヤリティを支払っています。その金額規模はソニーフィナンシャルグループの経営基盤に重大な影響を及ぼすものではありません。

ソニーフィナンシャルグループはその商号・商標の使用において、ブランド認知度の向上、信頼度の向上および社員の意識高揚などのメリットがあると考えます。

ソニー株式会社（支配株主）との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

ソニーフィナンシャルグループは、ソニーグループと協力関係を保ちながら事業展開する方針ですが、一方で独自の経営方針および経営戦略に基づいて独立した活動を展開しており、事業分野が異なることから、一定の独立性が確保されていると考えています。

親会社であるソニー株式会社（支配株主）との取引等を行う際は、当該取引等の必要性および当該取引等の条件が第三者との通常の取引の条件と著しく相違しないことを十分に確認するものとしています。

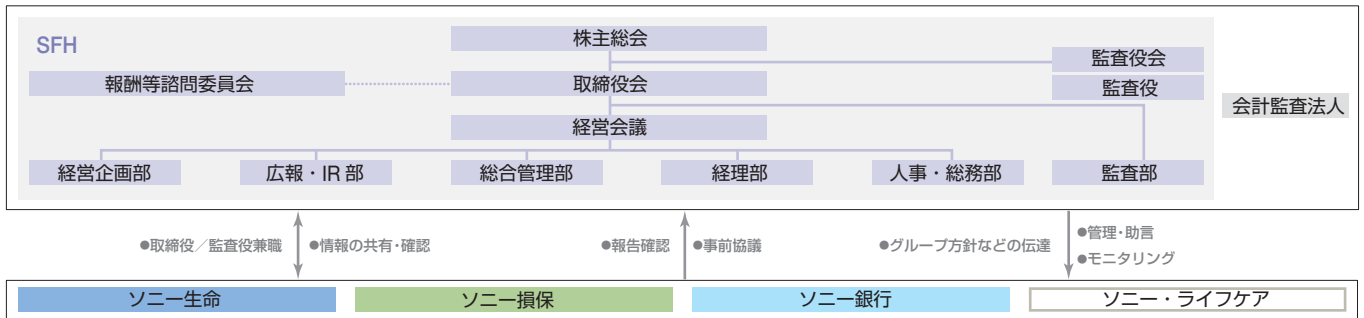
ソニー株式会社（支配株主）との取引等を行う際における少数株主の保護の方策の履行状況

SFHは、ソニーとの取引等について、当該取引等の必要性および条件が第三者との通常の取引の条件と著しく相違しないことを確認しています。

内部統制

SFHでは、取締役会において決定された重要事項に関する業務執行が適切に行われることを担保するため、経営機構、行動規範、職務分掌などの社内規程（取締役会規則、経営会議規則、決裁規則、行動規範、コンプライアンス・マニュアル、社内通報規則等）を定めて、運用しています。

ソニーフィナンシャルグループの内部統制（2014年7月1日現在）



コンプライアンス

コンプライアンスについての基本的考え方

業務の運営を健全かつ適切に維持するためには、すべての役員・従業員が、SFHの経営理念ならびに関係法令等への理解を深め、関連するさまざまな法令・規則を遵守するとともに、高い倫理観のもと、透明性のある適切な業務運営を遂行する必要があります。SFHはこれを「コンプライアンス」と定義し、経営の最重要課題のひとつとして位置づけるとともに、各役員・従業員が法令等に基づく各自の義務・責任を十分に認識し理解する態勢を構築しています。

また、SFHは、保険会社や銀行等を子会社とする金融持株会社であり、グループ会社のコンプライアンス状況を把握し、必要と判断される場合にはグループ会社への助言等を行うことが求められます。コンプライアンスにかかる責任は、まずはグループ会社自身にあり、各社は自らの責任において、それぞれの業態・規模等に応じた態勢を構築してコンプライアンスの実効性を高めていくべきではありませんが、SFHは、グループ経営の観点からグループ会社のコンプライアンス態勢を常に把握し、その推進を図る役割を担っています。

SFHおよびグループ会社のコンプライアンス態勢

●SFHのコンプライアンス態勢

SFHでは、取締役会において、「コンプライアンス・マニュアル」*および「コンプライアンス・プログラム」**を策定し、その遵守状況・進捗状況について逐次把握し、SFHおよびグループ会社のコンプライアンス態勢の構築に率先して取り組んでいます。

SFHの経営会議は、取締役会の付託を受け、コンプライアンスに関する必要な施策の策定およびその実施にかかる指示等を各担当部門に対し行っています。

また、総合管理部は、SFHのコンプライアンス諸施策の企画、立案、推進を統括するとともに、グループ会社のコンプライアンス状況のモニタリングを行っています。

* コンプライアンスを実現するためのSFHのコンプライアンス態勢、役員・従業員が周知しておくべき経営理念等ならびに遵守すべき法令等を掲げたもの。また、法令等に抵触する、すなわち、コンプライアンス違反行為等を発見した場合の対処方法、コンプライアンス状況の確認方法等についても定めています。

** コンプライアンスを実現するため、コンプライアンス状況の確認、研修、その他にかかる事項についての具体的な実践計画として、原則として年度ごとに策定しています。

●SFHおよびグループ会社のコンプライアンス態勢

SFHおよびグループ会社は、自らの責任においてそれぞれの業態・規模等に応じた実効性のあるコンプライアンス態勢を構築しています。

●コンプライアンス連絡会議

SFHとグループ会社間のコンプライアンス関連事項にかかる事前協議や、コンプライアンス推進状況、法務関連事項にかかる情報交換等を目的とし、定期的に「コンプライアンス連絡会議」を開催しています。本会議は、総合管理部を事務局とし、本会議のメンバーは、その議題に応じ、SFHならびにグループ会社の担当役員、部長、担当者等により構成されています。また本会議における討議結果は、取締役会等に報告されています。

社内通報制度

SFHおよびグループ各社の役員、社員、それらの会社の業務に従事する派遣社員および協力会社の従業員は、ソニーグループ、SFHおよびグループ会社の方針および事業活動そ

の他の行為が、法令等あるいはソニーグループ、SFH、またはグループ会社の内部規則等に違反している（あるいは違反のおそれがある）と確信する場合、社内通報制度を利用して通報することができます。情報提供者は、SFHおよびグループ会社に設置されている通報窓口か、ソニーグループの窓口であるソニーの「コンプライアンス・ホットライン」のうち、適切な窓口を選択して通報を行い、SFHでは情報提供者を保護するための適切な措置を講じ、報告された情報を厳重に管理したうえで所要の対応を行っています。

また、ソニーの「コンプライアンス・ホットライン」が窓口として受理した通報およびSFH以外のソニーグループ会社に関連し影響を与える通報などについては、ソニーと連携を図り適切な対応を行っています。

利益相反管理方針（概要）

SFHは、その傘下のグループ会社において、お客さまの利益が不当に害されることのないよう、銀行法、保険業法および金融商品取引法に基づき、「利益相反管理方針」を定め、所要の態勢を構築しています。

利益相反管理方針の概要

I. 基本方針

当社グループは、銀行法、保険業法および金融商品取引法に基づき、当社グループ会社のお客さまとソニーグループ金融会社等との間、あるいは、当社グループ会社のお客さまとソニーグループ金融会社等のお客さまとの間に利益相反またはそのおそれがある場合において、当社グループ会社とお客さまとの取引により、お客さまの利益が不当に害されることのないよう、態勢を構築します。

*本方針において、「当社グループ会社」とは、ソニー生命保険株式会社、ソニー損害保険株式会社、ソニー銀行株式会社、ソニーライフ・エイゴン生命保険株式会社およびSA Reinsurance Ltd. をいいます。

*本方針において、「当社グループ」とは、「当社グループ会社」に当社を加えた総称をいいます。

*本方針において、「ソニーグループ金融会社等」とは、「当社グループ会社」その他のソニー株式会社が財務及び営業又は事業の方針を決定する機関を支配している他の法人等、または出資、取締役その他これに準ずる役職への役員若しくは使用人である者若しくはこれらであった者の就任、融資、債務の保証若しくは担保の提供、技術の提供又は営業上若しくは事業上の取引等を通じて、財務及び営業又は事業の方針の決定に対して重要な影響を与えることができる他の法人等であって、金融業を営む法人等をいいますが、現在、「当社グループ会社」以外にはありません。

II. 対象取引等

1. 当社は、次の各号に掲げる取引（以下「対象取引」という。）によって、お客さまの利益が不当に害されることを防止するために、体制の整備その他必要な措置を講じるものとします。

- (1) お客さまの利益と当社グループの利益が対立する場合において、当社グループの利益を得ることを優先する取引
- (2) お客さまの情報を利用して利益を得る取引
- (3) お客さま相互間の利益の対立等に乗じて利益を得る取引
- (4) その他、当社グループ会社がお客さまの利益を害していると認められる取引

2. 本方針に基づいて、その利益を保護する「お客さま」は、当社グループ会社における、次の各号に掲げる業務に係るお客さまとします。

- (1) ソニー生命保険株式会社
生命保険業および登録金融機関業務その他法令に基づき行うことができる業務
- (2) ソニー損害保険株式会社
損害保険業その他法令に基づき行うことができる業務
- (3) ソニー銀行株式会社
銀行業（その銀行代理業者による銀行代理業を含む）および登録金融機関業務その他法令に基づき行うことができる業務
- (4) ソニーライフ・エイゴン生命保険株式会社
生命保険業およびその他法令に基づき行うことができる業務
- (5) SA Reinsurance Ltd.

現地法令に基づき行う再保険に係る業務その他現地法令に基づき行うことができる業務

Ⅲ. 利益相反管理体制

1. 体制

当社は、当社総合管理部担当役員を利益相反管理統括責任者、当社総合管理部を利益相反管理統括責任部署とし、当社グループにおける利益相反管理態勢を構築します。

2. 措置

利益相反管理統括責任者は、当社グループ会社からの報告や、当社へのお客さまの苦情等に基づき必要と判断したときは、当社グループ会社に対し次の各号に掲げる必要な措置を講じるよう求めます。

(1)利益相反を発生させる可能性のある部門間の情報遮断

(2)対象取引の中止または取引条件もしくは方法の変更

(3)利益相反事実またはそのおそれがあることのお客さまへの開示

(4)その他、利益相反管理統括部署が必要と判断する措置

3. 記録

利益相反管理統括部署は、次の各号に掲げる事項を適切に記録し、5年間保存するものとします。

(1)対象取引の特定に係る記録

(2)お客さまの保護を適正に確保するための措置に係る記録

反社会的勢力排除に向けた取組み

SFHは、次のとおり基本方針を定め、SFHおよびグループ会社において、反社会的勢力とは断固として対決すべく、態勢の整備に取組んでいます。

●反社会的勢力排除に向けた態勢整備

- 反社会的勢力対応部署の設置および不当要求防止責任者の任命
- 外部専門機関との連携による、反社会的勢力の情報収集

反社会的勢力排除に関するグループ基本方針

1. 当社グループは、反社会的勢力との関係を遮断することの社会的責任、コンプライアンスおよび企業防衛の観点からの重要性を十分認識し、反社会的勢力との関係遮断に向けた態勢を整備します。
2. 当社グループは、反社会的勢力による不当要求に対しては、断固として拒絶します。また、不当要求には組織として対応し、毅然とした姿勢で対応します。
3. 当社グループは、反社会的勢力から不当要求を受けたときに、適切な助言、協力を得ることができるよう、平素より警察等の外部専門機関との連携強化を図ります。

個人情報保護の取組み

SFHは、個人情報保護に関する取組みとして、関連法令に従い、「プライバシーポリシー」*を制定して利用目的の範囲内での利用や個人情報の取得についての方針を定め、「情報セキュリティ規則」を制定して具体的な安全管理措置を定め、その実施を推進しています。

またSFHは、グループ各社の各種安全管理措置の状況などをモニタリングしています。SFHおよびグループ各社における具体的な取組みとしては、「プライバシーポリシー」の制定・改正、個人情報保護推進組織や責任者の設置、個人情報保護にかかわる規則規程およびマニュアルの整備、個人情報保護および情報セキュリティに関する教育・研修などの実施があります。

SFHおよびグループ各社は、お預かりした個人情報を利用目的の範囲内で正確・最新の内容に保つよう努めるとともに、不正なアクセス、漏えい、改ざん、滅失、き損などを防止するために、個人情報の保護に努めています。

*「プライバシーポリシー」はSFHのウェブサイト(<http://www.sonyfh.co.jp>)よりご覧いただけます。

リスク管理

SFHは、金融持株会社として、グループ会社の経営資源を集結することでグループ全体のリスク管理態勢をより強化し、統合的なリスク管理を行っています。SFHの「グループリスク管理の基本方針」は以下のとおりです。

グループリスク管理の基本方針

- 金融持株会社として、グループの経営方針および戦略目標に即したリスク管理態勢を構築し、各業態およびリスク種別によって異なる特性に応じたリスク管理を行うことにより、グループの事業価値向上を図る。
 - グループ会社がそれぞれ独立した法人として、自己の責任に基づき、経営目標達成に向けて必要なリスク管理態勢を構築していることを確認し、所要の対策を講じる。
 - 金融持株会社として、特定領域への過度なリスク集中の排除、
- グループ内取引等の適切な管理、リスク波及にかかる管理を行う。
- SFHは、原則として、SFHが直接出資する、ソニー生命、ソニー損保、ソニー銀行、ソニー・ライフケアを管理し、前記4社は、それぞれが出資する子会社・関連会社を管理する。ただし、業務の内容・緊急性などに応じて、SFHが直接前記4社の子会社・関連会社に確認するなど、適正なリスク管理態勢の構築に努めるものとする。

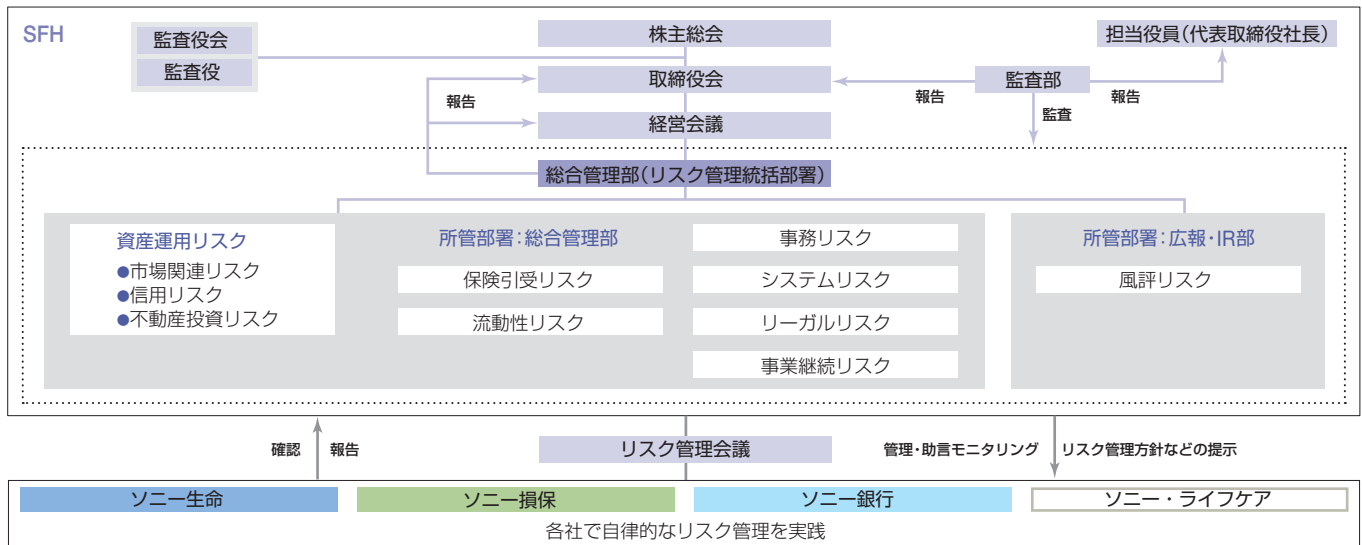
SFHおよびグループ会社のリスク管理態勢

SFHでは、取締役会が「リスク管理基本規則」を制定し、SFH役員・従業員ならびにグループ会社に周知徹底を図り、グループ会社の規模、特性および業務内容に応じて異なるリスクの所在および種類を把握し、各種リスクを適切に管理する体制を整備しています。

また、取締役会の付託を受け、SFHの経営会議にて、グループリスク管理に関する日常業務を執行しています。具

体的には、グループ会社において、各リスクについての評価、モニタリング、その他管理などを行うとともに、SFHのリスク管理統括部署である総合管理部が各社のリスク管理部門などと連携して、モニタリング、リスク管理会議の開催などを通じ、グループのリスク管理状況を把握し、取締役会および経営会議に定期的な報告を行っています。

ソニーフィナンシャルグループのリスク管理態勢（2014年7月1日現在）



管理すべきリスクの種類と定義

SFHおよびグループ会社が管理すべきリスクの種類ならびに定義は以下のとおりです。

市場関連リスク	金利、有価証券などの価格、為替などのさまざまな市場のリスク・ファクターの変動により、保有する資産・負債（オフバランスを含む）の価値が変動し、グループが損失を被るリスク
信用リスク	信用供与先（法人・個人など）の財務状況などの悪化などにより、資産・負債（オフバランスを含む）の価値が減少ないし消失し、グループが損失を被るリスク
不動産投資リスク	賃貸料などの変動などを要因として不動産にかかわる収益が減少する、または市況の変化などを要因として不動産価格自体が減少し、グループが損失を被るリスク
流動性リスク	以下の内容により、グループが損失を被るリスク <ul style="list-style-type: none"> ●資金繰りリスク： 決済日に必要な資金が確保できなくなり、資金決済が履行できなくなるリスクや、資金の確保に通常よりも著しく高い金利での資金調達を余儀なくされることにより損失を被るリスク ●市場流動性リスク： 市場の混乱などにより市場において取引ができなくなり、グループが保有するポジションを解消することが不可能となるリスクや、通常よりも著しく不利な価格での取引を余儀なくされることにより損失を被るリスク
保険引受リスク	経済情勢や保険事故の発生率が保険料設定時の予測に反して変動することにより、グループが損失を被るリスク
事務リスク	事務管理上の不具合に関連して生じる過失・不正・トラブルなどによって、グループが有形無形の損失を被るリスク
システムリスク	システムに関連して生じるトラブル・損壊・不正利用・情報流出などによって、グループが有形無形の損失を被るリスク
リーガルリスク	法令などに抵触する手段・方法による業務遂行その他不適切な業務遂行によりグループが被るリスク、ならびに訴訟などが提起されることおよび各種権利侵害を受けることなどによりグループが被るリスク
風評リスク	社会倫理に反する行為、不公正な取引、不適切な情報開示などに基づき市場や顧客の間における会社の評判が悪化することにより、グループが有形無形の損失を被るリスク
事業継続リスク	財務内容の悪化、流動性問題、システムトラブル、不祥事件、災害・事故など不測の事態（危機）が発生し、グループの事業継続が困難になるリスク

個々のグループ会社におけるリスク管理態勢構築においては、会社の規模、特性および業務内容に応じ、リスクの種類ならびに定義を最適化しています。

また、ここに定めたリスクの種類ならびにリスクの定義は、環境の変化などに応じてリスク管理所管部門が適宜見直しを行い、必要に応じて追加などを行います。

危機管理体制

SFHは、SFHおよびグループ各社が災害や障害などにより事業の継続的遂行が困難な事態に陥った際に備えて、グループにおける包括的な行動方針として「コンティンジェンシー・プラン」を定めています。また、グループ各社においては、それぞれ業容および事業内容に即した規程やマニュアルなどを整備しており、通常の事業継続が困難とな

るおそれがある場合にはSFHに報告する体制をとっています。SFHでは、報告された状況がリスク管理基本規則などに定めたリスク管理体制下での対応が困難であると判断した場合、代表取締役社長を本部長とするコンティンジェンシー対策本部を設置し、全業務の本格復旧に向けた事業継続策を遂行することを定めています。

内部監査

SFHは、「ソニーフィナンシャルグループの内部監査に係る基本方針」を定め、SFHおよびグループ各社において、態勢を整備し、内部監査を実施しています。

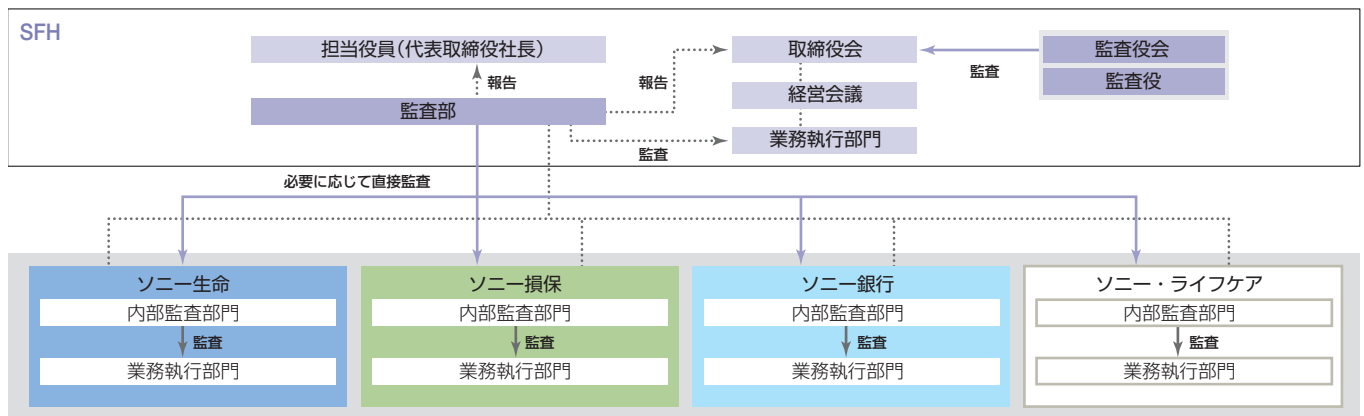
内部監査の基本的考え方

SFHおよびグループ会社の内部監査部門は、顧客の利益を保護するために、合法性と合理性の観点から、公正かつ独立の立場で、業務の遂行状況を検討・評価し、これに基づいて意見を述べ、その改善のための助言・勧告等を行うことによって、業務の健全かつ適切な運営を確保することに貢献します。

SFHおよびグループ会社の内部監査の態勢

SFHは、内部監査部門として監査部を設置しています。監査部は、担当役員（代表取締役社長）直轄の組織として他の業務執行ラインから分離され、独立的かつ客観的な立場から内部監査を実施し、業務の適切性、リスク対応状況などを確認・評価します。一方、グループ会社は、それぞれ内部監査部門を設置し、業態、規模、保有リスクなどに対応した独自の内部監査を実施しています。監査部はグループ会社の業務に関し、その運営の健全性を確保することを目的としてグループ会社の内部監査および外部監査の結果をモニタリングし、必要と認められる場合は、グループ会社の内部監査部門に対して助言や提案などを行います。そしてモニタリングの結果を、定期的に担当役員および取締役会に報告し、担当役員が必要と認める場合には、法令などに抵触しない範囲において、グループ会社に対して直接監査・共同監査を実施します。また、監査部は、監査役および会計監査人などの外部監査人と適宜連携を図ります。

ソニーフィナンシャルグループの内部監査の組織体制（2014年7月1日現在）



「日本版スチュワードシップ・コード」の受入れ

スチュワードシップ・コードに対する基本的な考え方

ソニー生命は、「責任ある機関投資家」の諸原則「日本版スチュワードシップ・コード」を受け入れることを表明しました。

ソニー生命による議決権行使について

ソニー生命の「議決権行使の考え方」および「議決権行使の基本プロセス」の詳細については、ソニー生命ホームページ (<http://www.sonylife.co.jp/>) をご覧ください。

持続可能な社会の実現に向けて — CSR

CSRの考え方

ソニーフィナンシャルグループは、金融サービス事業に特段の公共性が求められることを自覚し、高い倫理観と使命感を持ってソニーフィナンシャルグループのビジョンを実現することを通じて、社会に貢献することを目指しています。

また、ソニーフィナンシャルグループは、社会の一員としての責任を果たすべく、積極的に社会貢献活動に参画し、それを継続することにより、地域社会やお客さまからの信頼を高めていきたいと考えています。

これらの考え方に基づいて下記の「CSR基本方針」を制定し、ソニーフィナンシャルグループ各社においてさまざまなCSR活動を行っています。

CSR基本方針(抜粋)

1. 企業の社会に対する責任の基本は、健全な事業活動を通じて経済の発展に貢献することとの認識に立ち、付加価値の高い商品と質の高いサービスを提供することによって、その責任を果たします。
2. お客さま、株主、社員、ビジネスパートナー、地域社会など当社グループのステークホルダーとのつながりを大切にし、各々に与える影響に配慮して経営上の意思決定を行います。
3. 事業を推進するにあたり、法令・社内規則・方針等を遵守します。
4. あらゆる人々の人権を尊重し、雇用・労働の健全性を確保します。
5. 持続可能な社会の実現に向け、事業活動のあらゆる面において地球環境の保全に配慮して行動します。
6. 当社グループのステークホルダーから信頼と支持を得られるよう、適時適切な情報開示を行います。

推進体制

ソニーフィナンシャルグループでは、グループ各社が事業活動を通じてCSR活動を主体的に展開しています。SFHでは、経営企画部にCSR推進・管理機能を置き、グループ方針の立案などを行っています。また、SFHの各責任部門は、グループ各社との情報交換を通じて各社のCSR活動のモニタリングを行い、必要に応じて経営会議や取締役会へ報告・提案をしています。

各責任部門のCSRに関連する役割

広報・IR部	グループの活動に関する対外的コミュニケーションの推進
総合管理部	グループ各社の事業活動全般に関するリスク管理・コンプライアンス活動のモニタリング
経理部	グループ全体における財務情報に関する内部統制管理
人事・総務部	グループ各社における人事制度や環境に関する活動を含む総務活動全般のモニタリング
監査部	グループ各社の事業活動全般に関する内部監査活動のモニタリング

活動事例紹介

ソニーフィナンシャルグループは、事業活動を通じて社会に貢献していくに際し、ステークホルダーである「お客さま」「株主・投資家の皆さま」「従業員」「ビジネスパートナー」「地域社会」の利益を尊重して行動しています。

● **お客さまとともに** ソニーフィナンシャルグループは、「ビジョン」および「経営理念」に基づき、お客さまから最も信頼される金融サービスグループになることを目指しています。

お客さまの声を活かす態勢について

グループ各社においては、日々さまざまな場面で寄せられるお客さまの声を顧客満足・品質向上の推進担当部門にて集約・分析し、経営陣に報告するとともに、業務改善および商品・サービスの充実のための提言を行う態勢を構築しています。このような態勢のもと、外部機関やメディアによる顧客満足度調査において、生命保険、損害保険、銀行の3事業ともに高い評価を得ています。

主要子会社における推進担当部門

ソニー生命	VOC*推進部
ソニー損保	お客様の声対応推進部
ソニー銀行	カスタマーサポート本部 (本店営業部が中心となって、お客さまのご意見・ご要望を施策に反映していくためのVOC*活動を展開)

* VOC=Voice of Customer

ソニー生命 毎年1回、顧客意識調査を実施しており、2014年3月期は3,464名のご契約者さまから貴重なご意見・ご要望をいただきました。また、2014年3月期より、ご契約者を対象に電話による「お客さま満足度アンケート」を開始し、担当者に対する満足度調査をしています。その他にも、日ごろお客さまと接しているライフプランナーに対して毎年1回のアンケート実施や、社内イントラネット上に社員がいつでも改善提案を行うことができるサイトを設け、社員から年間30件程度の意見を収集しています。

VOC推進部では、お客さまの声を分析し、具体的な改善施策・計画を立案のうえ社内各部門と連携し、改善に取り組んでいます。さらに、経営会議との間で報告・指示の役割を担うVOC委員会が、改善施策の実施のみならず、その後の施策効果を検証し、適時見直してさらなる改善に取り組むサイクルにより、継続的な業務改善を推進しています。

ソニー損保 お客さまと直接コミュニケーションを図るダイレクト保険会社の特長を活かし、「お客様の声」を傾聴し、改善の具体的な取組みについては、ウェブサイトでご報告しています。また、お客さまの声を一元的に管理して月次で集計・分析を行い、四半期毎に経営陣に報告しており、重要案件については、適時、原因の詳細報告と対策を提言し、関連部門にもフィードバック・改善指示などを行っています。

ソニー損保では、苦情対応マネジメントシステムの構築を実現し、2011年4月1日付で、同システムの国際規格である「ISO10002」への自己適合を、ダイレクト型損害保険会社としては初めて*宣言しました。自己適合宣言後もお客さまへのサービスの提供に向けた日々の業務品質改善活動を継続していることが認められ、公益社団法人消費者関連専門家会議 (ACAP) 理事長などを歴任された鍋嶋詢三氏から、2014年版の第三者意見書を取得しました。

*2011年3月31日時点のソニー損保の調査によります。また、ダイレクト型損害保険会社とは、商品の販売やサービスの提供を、主に代理店等を介さずに行っている、日本国内の損害保険会社を指しています。

ソニー銀行 お客さまの「声」を真摯に受けとめ、より良い商品・サービスを提供するため、お客さまからいただいたご意見・ご要望への対応を検討し、改善に取り組んでいます。その具体的な対応状況や内容などは、ホームページの「お客さまの声」コーナーでご案内しています。

2014年3月期は日本経済新聞社より発表された「第10回日経金融機関ランキング」*において7年連続で顧客満足度第1位を獲得するなど多数の顧客満足度調査において高い評価をいただきました。

* 2014年1月25日付
日本経済新聞記事



● **株主・投資家の皆さまとともに** ソニーフィナンシャルグループは、企業情報の適時開示にかかわる社内体制を構築し、株主・投資家の皆さまへ適時に、かつ正確な企業情報の開示を行っています。また、株主価値の最大化を目指して株主の皆さまとSFHマネジメントとの双方向のコミュニケーションの充実を図るため、以下のとおり「IRポリシー」を制定しています。

IRポリシー

IR活動の目的

SFHは、株主、投資家、証券アナリストなど市場の皆さまへ企業価値評価に関する情報を適時・正確・公平にご提供する一方、市場の声をマネジメントへフィードバックし、双方向のコミュニケーションの強化を図ります。また、経営戦略や財務状況の開示充実により、市場の皆さまからの信頼と適切な評価を獲得できるよう努力します。

IR活動の基本姿勢

- 「迅速性」「正確性」「公平性」「継続性」を原則とし、企業価値評価に必要な情報を「わかりやすく」開示します。
- 株主、投資家、証券アナリストなど市場の皆さまとの信頼関係を構築するため、誠実かつ積極的に対応します。
- トップ・マネジメントを筆頭に、グループ一体で取組むIR活動を推進します。

IR情報の開示方法

- 有価証券上場規程に基づく適時開示については、東京証券取引所の「適時開示情報伝達システム (Timely Disclosure network : TDnet)」を通じて開示し、速やかにSFHホームページに掲載します。
- 適時開示に該当しない情報についても、SFHホームページに掲載するなど、国内外に対して公平な情報開示に努めます。

IR情報の開示体制

SFHは、適時開示を推進するため「適時開示に関する規則」を定め、ディスクロージャー・コミッティ^{*}を設置しております。

当社の役職員および子会社の重要開示情報取扱責任者は、重要事項が発生した場合には、ディスクロージャー・コミッティへ速やかに報告する態勢を構築しております。

また、SFHが開示すべき重要な会社情報を「ソニーフィナンシャルグループにおける重要事項等に関する報告ガイドライン」に定め、当社の役職員および子会社の重要開示情報取扱責任者に周知しております。

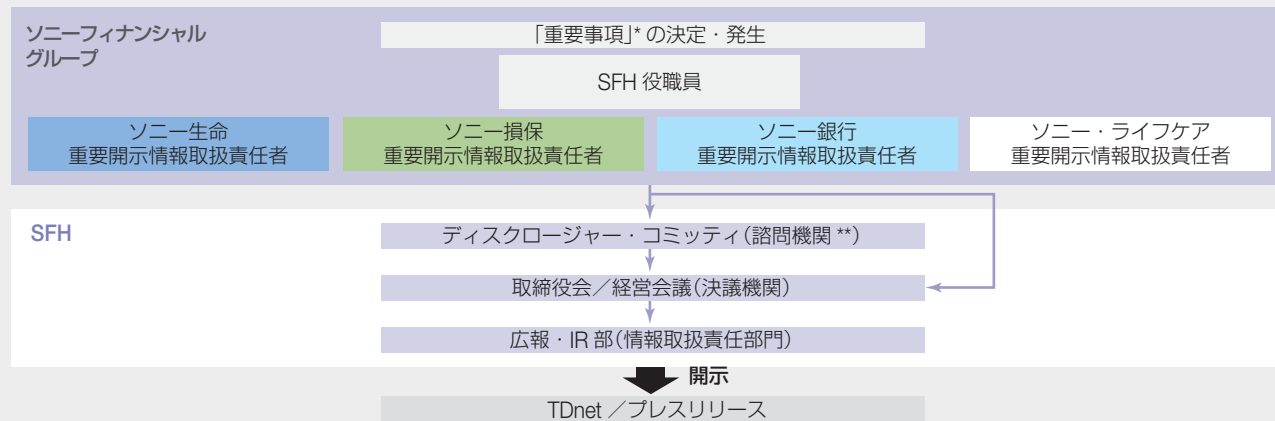
^{*}「ディスクロージャー・コミッティ」の役割

- 適時開示態勢の設計、導入、評価、維持に関して、代表取締役社長の判断を補佐する。
- グループ会社における重要な会社情報を迅速かつ網羅的に収集し、適時開示の要否ならびに適時開示内容の正確性、十分性、明瞭性、公式性および公表の公平性、積極性を審議し、当該開示の裁量権者の判断に際し、必要な情報を提供する。

IR活動の沈黙期間 (Quiet Period)

情報開示の公平性を確保し、当社グループの業績に関する重要な情報が、決算発表前に漏洩することを防止するため、IR活動の沈黙期間を設定しております。当社の「IR活動の沈黙期間」は、各四半期末日の翌月第2月曜日から決算発表までの期間となっております。この期間中は、決算についてのお問い合わせに対する回答を控えていただくほか、個別ミーティングの実施や会社説明会の開催などを原則として行いません。

IR情報の開示体制図 (2014年7月1日現在)



* 投資判断を行うに際して「合理的に、株主・投資家などが重要であると判断する可能性が非常に高いもの」

** 代表取締役社長の判断を補佐する諮問機関。常勤取締役および全部署の部長を含む経営会議メンバーにより構成。(事務局/広報・IR部)

2014年3月期における取組み

SFHは、国内外の株主・投資家の皆さまのさまざまな関心事項に対応し、幅広くコミュニケーションを図るため、以下のとおり多様な形式での説明会や個別ミーティングを実施しています。

IRホームページについては、日興アイ・アール株式会社の2014年3月期の全上場企業ホームページ充実度ランキング調査において業種別ランキング(保険業)2年連続第1位を獲得するなど、高い評価を受けました。



<http://www.nikkoir.co.jp>

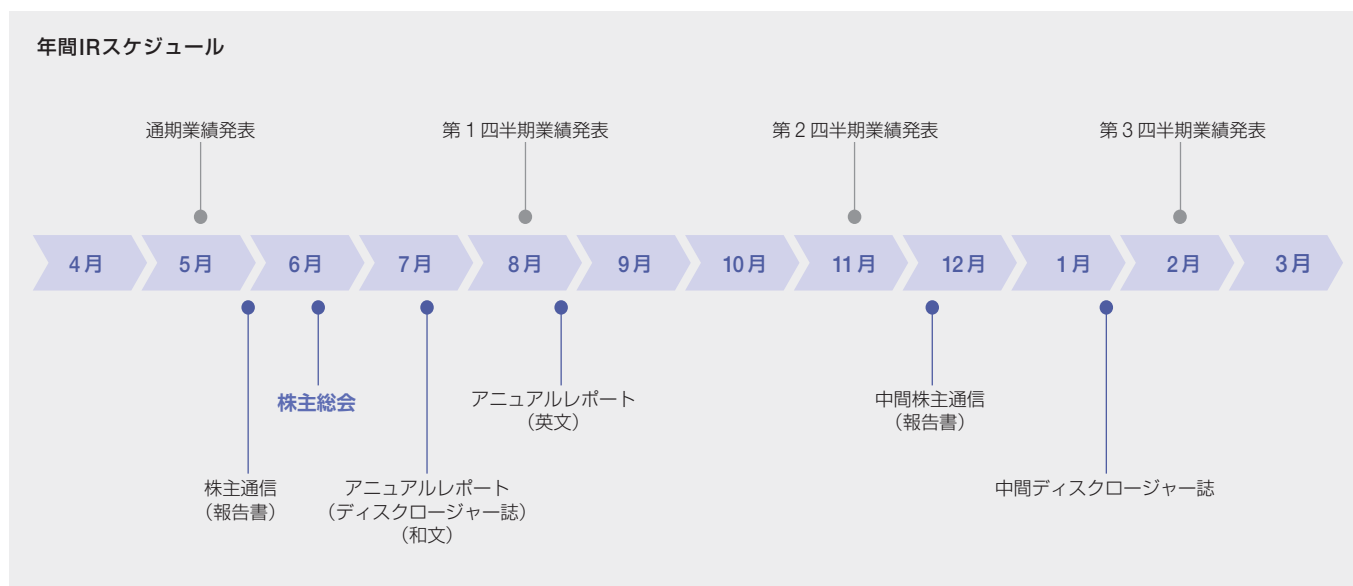


2014年3月 井原社長による個人投資家向け説明会の様子

IR活動実績

決算説明会(国内機関投資家・アナリスト向け電話会議)	4回
経営方針説明会	1回
機関投資家・アナリスト個別ミーティング	約220件
海外IR(欧州・北米・アジア)	各地域1回
個人投資家向け説明会	4回
個人投資家向けIRフェア出展	1回
事業説明会(国内機関投資家・アナリスト向けスモールミーティング)	1回
ソニーフィナンシャルグループ内IR説明会	3回

持続可能な社会の実現に向けて



● **ビジネスパートナーとともに** ソニーフィナンシャルグループでは、金融商品・サービスの提供機関および物品・サービスの購買先や委託先、ならびに代理店の皆さまとともに、公平・公正な取引を推進し、健全な関係を築き、持続可能な社会の発展を目指します。

公正な取引

ソニーフィナンシャルグループでは、「利益相反管理方針」「反社会的勢力排除に向けた基本方針」「贈賄防止規則」を定めるとともに、行動規範に定めるあらゆる適用法令や規則を遵守し、誠実かつ倫理的に事業活動を行うことを基本とし、すべてのビジネスパートナーと公正な取引を行っています。

パートナー(募集代理店)の皆さまとともに

ソニー生命の代理店(ソニー生命は同社代理店を、ビジネス上のパートナーであることはもとより、お客さまにとっては生涯のパートナーでもあることから、「パートナー」と呼んでいます)は、ライフプランナー制度と並び、欠かすことのできない重要な販売チャネルです。地域に密着した質の高いサービスをお客さまへ提供しようという思いのもと、2014年7月1日現在、全国各地で約2,000店のパートナーが、生命保険のプロフェッショナルとして高度な専門知識とコンサルティング

に基づくニードセールスを実践し、お客さまのパートナーとしての責任を着実に果たしています。

パートナー(募集代理店)の教育プログラム

ソニー生命では、パートナー向けの体系的な各種教育プログラム(「P.T.P(パートナー・トレーニング・プログラム)」)を用意しています。パートナーが生命保険ビジネスで成功できるよう、商品に関する研修やソニー生命がこれまで培ってきたセールスプロセスに基づくニードセールスのノウハウを提供しています。

また、質の高いセールスパークソンの養成支援を目的に2006年よりPA(プロフェッショナル・エージェント)制度を導入し、所定の業績・資格を満たし生命保険営業のプロフェッショナルに求められる能力を持つ選りすぐりのセールスパークソンをPAに認定しています。

● **従業員とともに** ソニーフィナンシャルグループは、「経営理念」に掲げている、個性を活かし、能力を十二分に発揮できる自由豁达な組織文化を支持します。社員一人ひとりが能力を最大限発揮していくことが重要であると考え、EOS(Employee Opinion Survey: 社員意識調査)を実施するなど、働きやすい職場づくりに向けた取組みを行っています。

ワーク・ライフ・バランス

仕事と生活のバランスがとれた柔軟な働き方を支援するための取組みを推進しています。

ソニー生命は設立当初より子育てを行う社員が継続して就業できるよう法令を上回る社内制度を整備し、2007年7月より、「次代を担う子どもの育成支援に積極的に取り組む企業」としても東京労働局長より認定を受けています。また、ソニー損保でも2012年8月より、ダイレクト型損害保険会社としては初めて同認定を受けています。*

ソニー銀行では、社員の仕事と子育ての両立支援のため、2011年7月1日から2013年6月30日までの2年間の行動計画を実行し、ガイドブックの配布などにより、出産・育



児を行う際に利用できる社会保障制度などの周知を図りました。今後も子育てと仕事の両立を通じ、子どもが健やかに生まれ育まれるための環境整備に、積極的に取り組んでいきます。

取組み例

フレックスタイム制などの導入	フレックスタイム、始業・就業時間の繰り上げ・繰り下げを認める制度を整備。子育て期間の短時間勤務制度の利用可能。
育児休業・休暇、介護休業など	法定を上回る期間を付与。毎年、男性従業員の育児休業・休暇の取得実績あり。
在宅勤務制度	SFHとソニー生命において導入。
その他休暇制度	ボランティア休暇、記念日休暇の導入。

*ダイレクト型損害保険会社で初めてであることは認定マーク「くるみん」取得について厚生労働省のウェブサイトに公表することを了承した企業における、2012年8月29日付ソニー損保の調査によります。また、ダイレクト型損害保険会社とは、商品の販売やサービスの提供を、主に代理店等を介さずに行っている、日本国内の損害保険会社を指します。

人材育成

●新人研修

グループ各社での研修に加え、グループ全体の事業内容の理解を促進するため、ライフプランニング研修、各社事業説明、職場見学などを含めたグループ合同の研修プログラムも実施しています。また入社2年目研修も、グループ合同で実施しています。



新人研修の様子

従業員の能力開発のための制度・取組み例

SDP (Self-Development Program)	自主的に能力開発に取り組む社員に対し、集合研修や通信教育講座の受講機会を提供。
マネジメントスキル啓発プログラム	管理職のマネジメント能力強化策の一環として、グループ合同で実施。
社内留学制度	一定期間、他部署での就業経験が積める制度。他業務への理解、またはキャリアプラン実現のために活用可能。
グローバル人材の採用・育成	将来的な海外事業展開を見据え、外国人の採用のほか、将来のグローバルリーダー育成のための経営塾、社内語学研修、海外研修（語学留学、アクチュアリー研修、リーダーシッププログラムへの社員派遣）を実施。

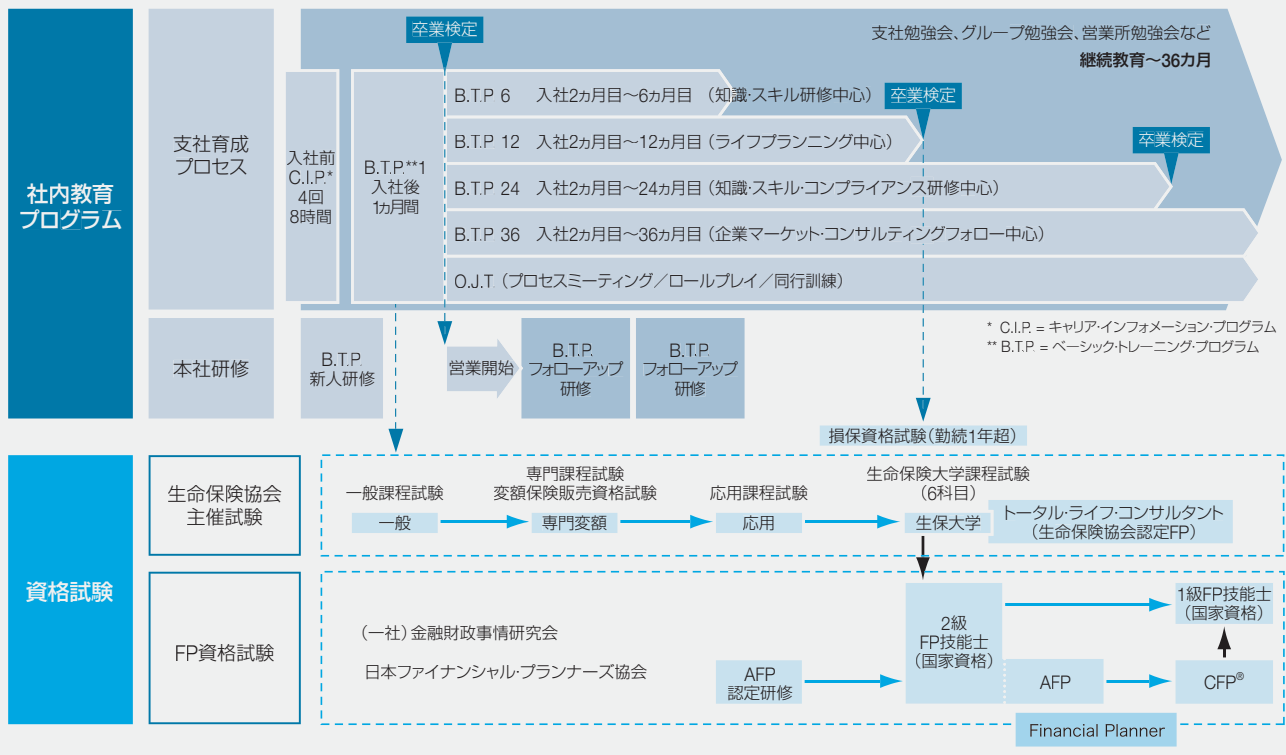


将来のグローバルリーダー育成のための経営塾「井原塾」

ソニー生命のライフプランナー(営業社員)の教育体系

ライフプランナーは、お客さまを第一に考える姿勢、保険・金融のプロフェッショナルとして必要な知識とスキル、適切な習慣を身につけるため、全員入社後36カ月間のプログラムを履修しています。

ライフプランナーの教育体系(2014年7月1日現在)

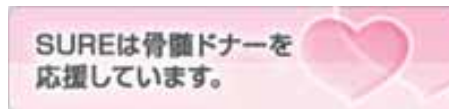


● 地域社会とともに

保険商品による社会貢献活動

ソニー損保では、ドナーの方の経済的負担軽減のためにガン重点医療保険SURE〈シュア〉で「骨髄ドナーサポート特約」をすべての契約に自動で組み込み、ご契約者さまが血液難病の患者さんに骨髄を提供するための骨髄幹細胞採取手術を受け

た場合に所定の保険金をお支払いしています。お客さまの保険料のご負担はありません。



社員参加型の社会貢献活動

「ソニー生命ボランティア有志の会」

ソニー生命では「One Love One Trust (ひとつの愛が一つの信頼を生む)」を合言葉に、多くの社員がボランティア活動の価値を見出して社会に貢献しており、そのような企業文化が根付いています。「ソニー生命ボランティア有志の会」は、阪神・淡路大震災をきっかけとして、1995年にソニー生命社員有志により発足し、震災から19年以上を経た現在も運営している組織です。社員一人ひとりが運営主体となり、社員の募金によって運営され、趣向を凝らした幅広い活動を行っています。

主な活動例

- 阪神・淡路大震災で被害に遭われた高齢者の方々への継続的支援
- 青少年の育成支援活動として養護施設でのイベント開催
- 「大分国際車いすマラソン」の大会運営サポート
- 「リレー・フォー・ライフ」*への支援
- 東日本大震災の復興支援活動（炊き出しや地域祭への参加、花を植えたプランターの仮設住宅への配布など）

*「リレー・フォー・ライフ」とは がんと闘っている方々やその家族、そして遺族が24時間かけて競技場のトラックを周回し、がん撲滅を訴える世界的なチャリティー運動で、現在、世界20カ国5,000カ所以上で行われています。ソニー生命は2007年から参加しています。2014年3月期に全国32カ所で開催された大会には、各地域の支社のライフプランナーを中心に、社員の家族やお客さまも含めて延べ2,400人以上が参加しました。

ソニーフィナンシャルグループ寄付・支援金

主な寄付・支援先	金額
NPO 法人そらべあ基金	¥13,500,000
公益財団法人アイメイト協会	6,163,125
公益財団法人スペシャルオリンピックス日本	5,000,000
2014年3月期 グリーン電力およびJ-クレジット購入	3,345,000
東日本大震災関連 児童支援募金	5,529,063
ボランティア有志の会 活動支援金	2,500,000
YPC日本公演	1,000,000
ハンドインハンド	1,000,000
公益財団法人東京フィルハーモニー交響楽団	1,000,000
公益財団法人ソニー教育財団	1,000,000
その他(社団法人、財団法人、学会など)	2,987,505
合計	¥43,024,693

「ライフプランニング授業」が「最優秀賞(経済産業大臣賞)」を受賞

ソニー生命では2006年3月期より、ライフプランナーが講師となり、全国の生徒・学生を対象としたライフプランニングの体験学習を実施しています。これは、ライフプランニングを通じて、人生を計画的に生きることや、夢に向かって努力することの大切さを感じてもらうことを目的としたものです。2014年3月期の累計実施校数は、全国延べ600校を超え、2014年1月に経済産業省が発表した「第4回キャリア教育アワード」*の「大企業の部」において、「最優秀賞(経済産業大臣賞)」を受賞しました。

*「キャリア教育アワード」は、経済産業省が企業や経済団体による教育支援の取組みを奨励・普及するために2011年3月期に創設した表彰制度です。

ライフプランニング授業		
2014年3月期	実施校数	134校
	受講生徒数	14,292名
累計 (2006~2014年3月期)	実施校数	604校(延べ)
	受講生徒数	57,641名



「ライフプランニング授業」の様子

地球環境保全活動

ソニーフィナンシャルグループは、地球環境の保全が人類共通の最重要課題のひとつであると認識し、主要子会社それぞれが「環境方針」を定め、日々の事業活動を通じて環境保全に配慮した活動・取組みを実施しています。

グループ各社で取組む活動

ISO14001 認証の取得

ソニー生命、ソニー損保、ソニー銀行の各社*は、環境マネジメントシステムの国際規格であるISO14001の認証を取得し、電力やコピー用紙使用量の低減目標値を定めた省エネルギー・省資源活動、事務用品におけるエコ商品比率を高めるグリーン購入の推進などを行っています。

*ソニー生命本社、ソニー損保本社、ソニー銀行本店および住宅ローンプラザを対象としています。なお、ISO14001認証事業所においては、定期的な内部環境監査を実施し、その結果を経営陣に報告しています。

グリーン電力の利用

CO₂排出量削減策の一環として、ソニー生命では2006年3月期より、日本の生命保険業界で初めて、グリーン電力を事業活動に利用できる「グリーン電力証書システム」を導入しています。さらにソニー損保も2008年3月期より同システムを導入しています。



ソニー銀行では2009年3月期より、「カーボンオフセット銀行」として、使用したすべての電力（業務委託分を除く）を対象に同システムを導入しました。2014年3月期からは、従来の「グリーン電力証書」に代わり、「J-クレジット制度」*において認証されたクレジットを活用し、排出されるCO₂量を100%オフセットしています。

このように、グループ各社は、太陽光や風力、地熱、バイオマスなどの自然エネルギーによる発電の普及促進に貢献しています。2014年3月期は、当社グループ合計で175万kWh相当分の電力証書およびJ-クレジットを購入しました。

*J-クレジット制度は省エネルギー機器の導入や森林経営などの取組みによるCO₂などの温室効果ガスの排出削減量や吸収量を「クレジット」として国が認証する制度です。ソニー銀行が利用するクレジットは「森林経営活動によるCO₂吸収量の増大（間伐促進型プロジェクト）」から発生するもので、森林を育てる活動にも寄与できます。

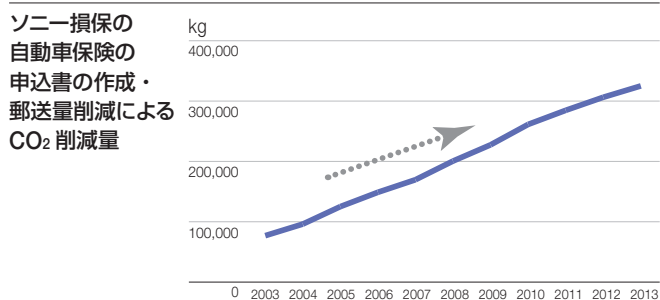
お客さまの各種契約手続のペーパーレス化・電子交付への切替えによるCO₂削減

ソニーフィナンシャルグループでは、紙資源の節約、郵送にかかるCO₂排出量の削減に努めており、各種契約手続や取引時のペーパーレス化を推進しています。

ソニー生命では2012年10月、新端末約5,000台の導入により、営業支援システムを刷新し、生命保険契約の申込手続きをペーパーレス化しました。

ソニー銀行では投資信託の取引関連書類について電子交付を行っていただくようお願いしています。

ソニー損保では、自動車保険においてインターネットによる契約申込を可能とし、紙の申込書などの作成・郵送を省略しています。加えて、お客さまがウェブサイトからご契約いただく際に保険証券等の発行・郵送の省略を希望された場合、自動車保険料から500円を割引く証券ペーパーレス割引を適用し、環境保全の取組みを進めています。



申込書等の作成・郵送によって発生するCO₂量の試算条件

新規のお客さま	申込書1通の作成で発生するCO ₂ の量	0.145kg
	申込書1通の郵送で発生するCO ₂ の量	0.097kg
	証券1通の作成で発生するCO ₂ の量	0.115kg
継続のお客さま	申込書1通の郵送で発生するCO ₂ の量	0.097kg
	継続証1通の作成で発生するCO ₂ の量	0.116kg

*総務省「地球温暖化問題への対応に向けたICT政策に関する研究会報告書」表2.2によるCO₂原単位にて試算しています。

お客さまとともに取り組む活動

「そらべあ基金」への寄付活動

ソニー損保では、2009年3月より、再生可能エネルギーの普及活動や環境教育を行うNPO法人そらべあ基金と協同で、「幼稚園にソーラー発電所を☆プログラム」を実施しています。

ソニー損保では、ご契約者が予想より走らなかった距離の総合計100kmにつき1円をそらべあ基金に寄付し、その寄付金は、全国の幼稚園や保育園を対象にした太陽光発電設備「そらべあ発電所」の寄贈などに充当されます。2014年3月期は、大阪府と茨城県の保育園に計2基の「そらべあ発電所」を寄贈しました。これまで同プログラムによるソニー損保の「そらべあ発電所」の寄贈数は、合計13基となりました（2014年7月1日現在）。

また、ソニー生命では、契約日が2010年3月2日以降となるご契約について、CD-ROM「ご契約のしおり・約款」の交付を開始し、CD-ROMをお選びいただいたご契約者1名につき10円を累積し、そらべあ基金に寄付をする取り組みを実施しています。2014年3月期は、集まった寄付金をもとに、「そらべあ発電所」1基を滋賀県の保育園に寄贈しました。



「そらべあ発電所」寄贈記念式典（2013年10月 ひまわりのお家（茨城県））

口座開設でスマトラ島の森林保全プロジェクト支援

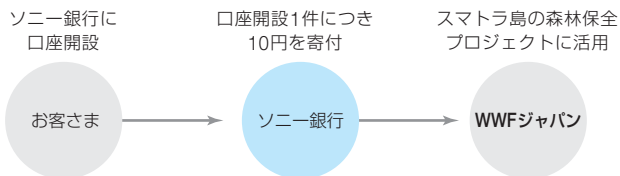
ソニー銀行は、スマトラ島の世界遺産の森を守るために、植林支援や「エレファント・パトロール」*支援などの保全活動と、現地の状況を伝えるためのコミュニケーション活動を行っている公益財団法人世界自然保護基金ジャパン（以下、WWFジャパン）の「インドネシア・スマトラ島の森林保全プロジェクト」に賛同しています。ソニー銀行は2012年9月より、お客さまがソニー銀行に口座を開設されると、ソニー銀行が1口座につき10円を、同プロジェクトに寄付しています。お客さまはソニー銀行に口座を開設されるだけで、スマトラ島の森林保全プロジェクトをご支援いただけます。

*違法行為の発見や、野生動物が人々の居住地に近づくのを防ぐための、ソウによるパトロール活動です。



©WWF Indonesia

「インドネシア・スマトラ島森林保全プロジェクト」の支援



コーポレート・セクション — 会社情報

コーポレート・セクション — 会社情報

会社概要

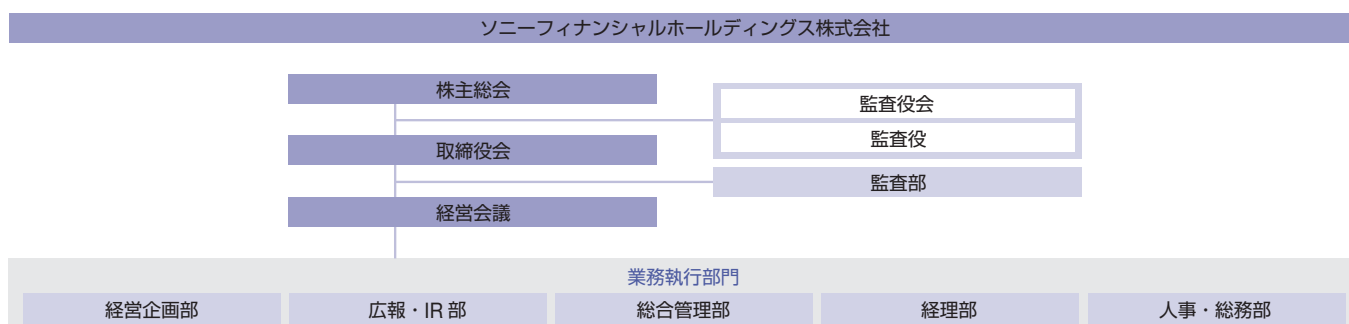
(2014年3月31日現在)

商号	ソニーフィナンシャルホールディングス株式会社 (英文名) Sony Financial Holdings Inc.
設立年月日	2004年4月1日
所在地	東京都港区南青山1丁目1番1号
事業内容	生命保険会社・損害保険会社・銀行・その他の保険業法および銀行法の規定により子会社とした会社の経営管理およびそれに附帯する業務
従業員数	SFH：50名 (連結：8,150名、生命保険事業：6,527名、損害保険事業：1,088名、銀行事業：498名、全社(共通)：37名)
資本金	19,900百万円

(注) SFHの従業員のうち、9名は生命保険事業、1名は損害保険事業、1名は銀行事業、2名は介護事業、37名は全社(共通)に属しています。

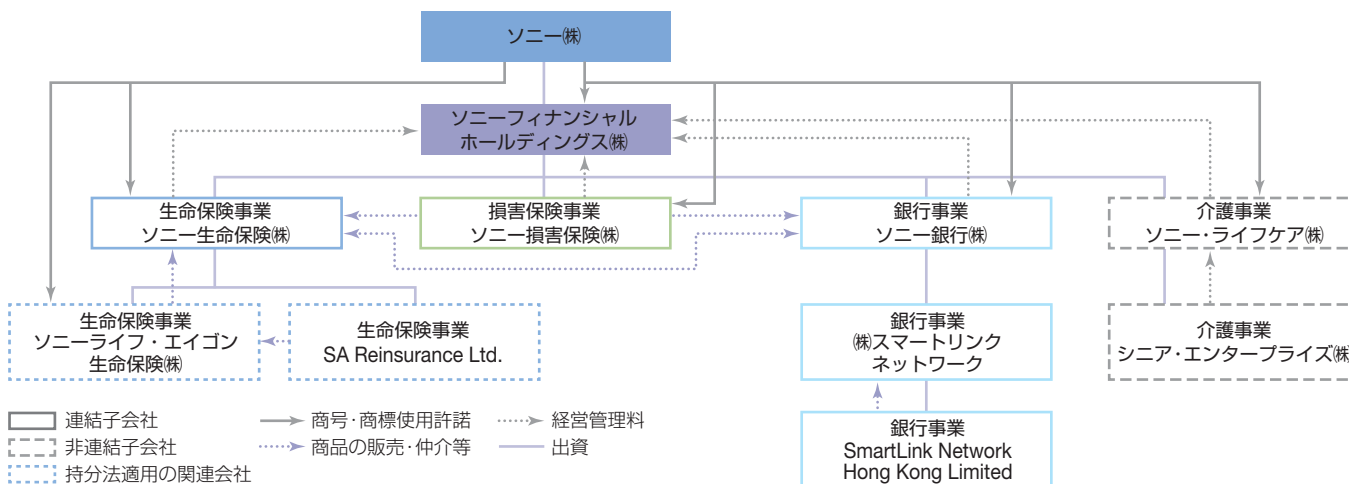
組織図

(2014年7月1日現在)



ソニーフィナンシャルグループ事業系統図

(2014年7月1日現在)



連結子会社 非連結子会社 持分法適用の関連会社
→ 商号・商標使用許諾 → 商品の販売・仲介等 → 経営管理料 → 出資

(注1) 各事業の記載は、SFHのセグメント情報の分類に基づくものです。

(注2) ソニー・ライフケア(株)は、SFHの非連結子会社となる見込みです。

グループ各社の概要

(2014年7月1日現在)

生命保険事業

商号	設立	所在地	事業内容	資本金	株主
ソニー生命保険株式会社 (英文名: Sony Life Insurance Co., Ltd.)	1979年 8月10日	東京都港区南青山 1丁目1番1号	生命保険業	70,000 百万円	ソニーフィナンシャル ホールディングス株式会社 100%
ソニーライフ・エイゴン 生命保険株式会社 (英文名: AEGON Sony Life Insurance Co., Ltd.)	2007年 8月29日	東京都渋谷区神宮前 5丁目52番2号	生命保険業	12,000 百万円	ソニー生命保険株式会社 50% エイゴン・インターナショナルB.V. 50%
SA Reinsurance Ltd.	2009年 10月29日	イギリス領バミューダ (British Bermuda)	再保険業	8,000 百万円	ソニー生命保険株式会社 50% エイゴン・インターナショナルB.V. 50%

損害保険事業

商号	設立	所在地	事業内容	資本金	株主
ソニー損害保険株式会社 (英文名: Sony Assurance Inc.)	1998年 6月10日	東京都大田区蒲田 5丁目37番1号	損害保険業	20,000 百万円	ソニーフィナンシャル ホールディングス株式会社 100%

銀行事業

商号	設立	所在地	事業内容	資本金	株主
ソニー銀行株式会社 (英文名: Sony Bank Inc.)	2001年 4月2日	東京都千代田区神田錦町 3丁目26番地	銀行業	31,000 百万円	ソニーフィナンシャル ホールディングス株式会社 100%
株式会社スマートリンク ネットワーク (英文名: SmartLink Network, Inc.)	2006年 9月1日	東京都港区高輪 1丁目3番13号	クレジット カード 決済事業	488 百万円	ソニー銀行株式会社 57% 他4社
SmartLink Network Hong Kong Limited	2013年 2月27日	中華人民共和国 香港特別行政区 (Hong Kong, China)	クレジット カード 決済事業	13 百万円	株式会社スマートリンクネットワーク 100%

介護事業

商号	設立	所在地	事業内容	資本金	株主
ソニー・ライフケア株式会社 (英文名: Sony Lifecare Inc.)	2014年 4月1日	東京都渋谷区渋谷 3丁目11番11号	介護事業を行 う会社の経営 管理およびそ れに附帯する 事業	10 百万円	ソニーフィナンシャル ホールディングス株式会社 100%
シニア・エンタープライズ 株式会社 (英文名: Senior Enterprise Corporation)	1999年 10月5日	東京都渋谷区渋谷 3丁目11番11号	有料老人 ホームの運営	495 百万円	ソニー・ライフケア株式会社 100%

役員一覧(主要子会社)

(2014年7月1日現在)

役職名	氏名	ソニーおよびSFHの主要子会社における兼職
ソニー生命		
代表取締役社長	井原 勝美	ソニーフィナンシャルホールディングス(株)代表取締役社長 ソニー損害保険(株)取締役 ソニー銀行(株)取締役
代表取締役	嶋岡 正充	ソニーフィナンシャルホールディングス(株)取締役
取締役	住本 雄一郎	—
	萩本 友男	—
	渡辺 寛敏	ソニーフィナンシャルホールディングス(株)専務取締役 ソニー損害保険(株)取締役 ソニー銀行(株)取締役
	伊藤 裕	ソニーフィナンシャルホールディングス(株)常務取締役 ソニー損害保険(株)取締役 ソニー銀行(株)取締役
常勤監査役	小泉 光廣	ソニーフィナンシャルホールディングス(株)監査役
監査役	佐野 宏	ソニーフィナンシャルホールディングス(株)常勤監査役 ソニー損害保険(株)監査役 ソニー銀行(株)監査役
	藤井 信彦	ソニー損害保険(株)常勤監査役
ソニー損保		
代表取締役社長	丹羽 淳雄	ソニーフィナンシャルホールディングス(株)取締役
代表取締役	佐久間 隆	—
取締役	福本 俊彦	—
	井原 勝美	ソニーフィナンシャルホールディングス(株)代表取締役社長 ソニー生命保険(株)代表取締役社長 ソニー銀行(株)取締役
	渡辺 寛敏	ソニーフィナンシャルホールディングス(株)専務取締役 ソニー生命保険(株)取締役 ソニー銀行(株)取締役
	伊藤 裕	ソニーフィナンシャルホールディングス(株)常務取締役 ソニー生命保険(株)取締役 ソニー銀行(株)取締役
常勤監査役	藤井 信彦	ソニー生命保険(株)監査役
監査役	佐野 宏	ソニーフィナンシャルホールディングス(株)常勤監査役 ソニー生命保険(株)監査役 ソニー銀行(株)監査役
	中川 隆之	ソニー(株)経理センター 連結会計部 新連結システムグループ 統括課長
ソニー銀行		
代表取締役社長	石井 茂	ソニーフィナンシャルホールディングス(株)取締役
代表取締役副社長	鈴木 隆行	—
取締役	井原 勝美	ソニーフィナンシャルホールディングス(株)代表取締役社長 ソニー生命保険(株)代表取締役社長 ソニー損害保険(株)取締役
	渡辺 寛敏	ソニーフィナンシャルホールディングス(株)専務取締役 ソニー生命保険(株)取締役 ソニー損害保険(株)取締役
	伊藤 裕	ソニーフィナンシャルホールディングス(株)常務取締役 ソニー生命保険(株)取締役 ソニー損害保険(株)取締役
	中島 徹	—
常勤監査役	杉山 慎治	—
監査役	竹中 英道	ソニー(株)経理センター 国際企画課 統括課長
	佐野 宏	ソニーフィナンシャルホールディングス(株)常勤監査役 ソニー生命保険(株)監査役 ソニー損害保険(株)監査役

株式情報

資本金・株式の状況

年月日	発行済株式総数 増減数(株)	発行済株式総数 残高(株)	資本金増減額 (百万円)	資本金残高 (百万円)	資本準備金 増減額(百万円)	資本準備金 残高(百万円)
2004年4月1日(注2)	2,000,000	2,000,000	500	500	175,877	175,877
2004年6月25日(注3)	100,000	2,100,000	5,000	5,500	5,000	180,877
2007年10月10日(注4)	75,000	2,175,000	14,400	19,900	14,400	195,277
2011年3月31日	—	2,175,000	—	19,900	—	195,277
2011年4月1日(注5)	432,825,000	435,000,000	—	19,900	—	195,277

(注) 1. 上記の発行済株式はすべて普通株式で、完全議決権株式であり、権利内容になら限定のないSFHにおける標準となる株式です。

2. 会社設立によるものです。

3. 100,000株(1株につき0.05株)の株主割当によるもので、払込金額は1株当たり100,000円、資本組入額は1株当たり50,000円です。

4. 有償一般募集(ブックビルディング方式による募集)によるもので、1株当たりの発行価格は400,000円、引受価格(払込金額)は384,000円、資本組入額は192,000円で、払込金額総額は28,800,000千円です。

5. 2011年4月1日を効力発生日として、1株につき200株の割合をもって株式分割を行いました。また、単元株式数を100株とする単元株制度を採用しました。

上場証券取引所 (2014年7月1日現在)

東京証券取引所市場第一部(証券コード:8729)

大株主の状況 (2014年3月31日現在)

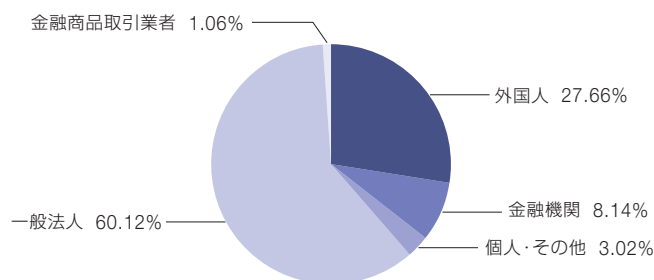
氏名または名称	発行済株式総数に対する	
	所有株式数(株)	所有株式数の割合(%)
ソニー株式会社	261,000,000	60.00
ステート ストリート バンク アンド トラスト カンパニー 505223	10,129,872	2.32
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	9,118,500	2.09
ジェーピー モルガン チェース バンク 385632	7,416,143	1.70
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	6,660,991	1.53
MSCO CUSTOMER SECURITIES	6,107,920	1.40
BNP PARIBAS SECURITIES SERVICES LUXENBOURG/JASDEC/BP2S DUBLIN -US PENSION FUND	6,105,000	1.40
ステート ストリート バンク アンド トラスト カンパニー	5,617,239	1.29
サジヤツブ	5,028,100	1.15
ゴールドマン・サックス・アンド・カンパニー レギュラーアカウント	4,833,198	1.11

株式分布状況 (2014年3月31日現在)

所有者別

発行済株式総数

435,000,000株



配当政策

配当の状況		2012年 3月期	2013年 3月期	2014年 3月期	2015年 3月期(予想)
1株当たり配当金	期末	20円	25円	30円	40円
	中間	—	—	—	—
	年間	20円	25円	30円	40円
配当金総額(年間)		8,700百万円	10,875百万円	13,049百万円	17,399百万円
配当性向(連結)		26.5%	24.1%	32.2%	35.5%
純資産配当率(連結)		2.7%	2.8%	2.9%	—

株主への利益配分の基本方針

SFHは、グループ各社の安定的な収益成長と資本効率の改善および適切な利益還元を通じ、株主の皆さまのご期待にお応えしていきたいと考えています。

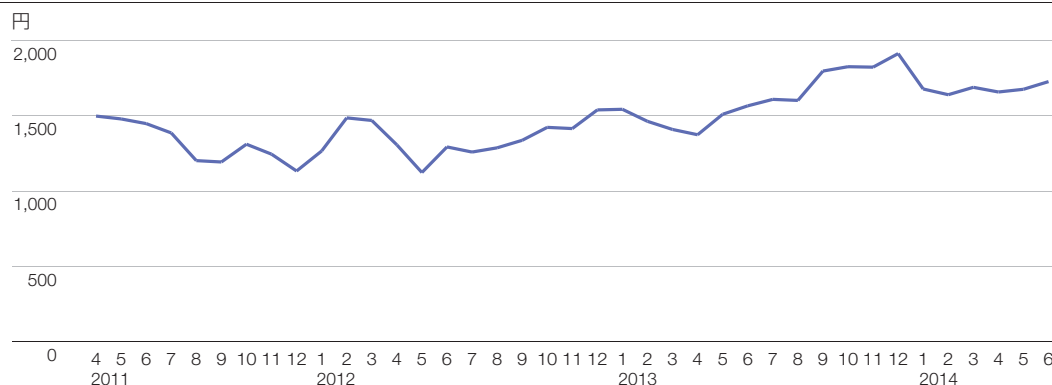
配当政策については、グループ各社における適切な健全性の確保と成長分野への投資のための内部留保を確保したうえで、安定的な配当の実施を基本方針としています。そのうえで、中長期の収益拡大に応じて配当を安定的に増やしていくことを目指し、中期的な配当性向目標として、グループ当期純利益の30%~40%の配当性向を目安としています。

各事業年度の配当額については、グループ各社のリスクに対する資本の十分性、投資機会、業績見通し、法令・内外規制動向などを総合的に勘案して決定します。

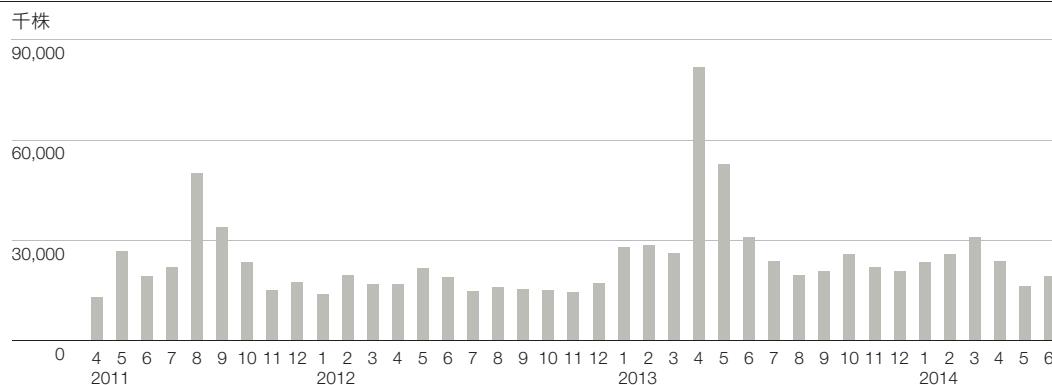
SFHは年1回、期末配当として剰余金の配当を行っています。また、SFHは中間配当を行うことができる旨を定款に定めています。剰余金の配当の決定機関は、期末配当については株主総会、中間配当については取締役会です。

2014年3月期の期末配当については、業績や事業環境などを総合的に勘案し、前期の期末配当から1株につき5円増配し、1株につき30円、総額130.49億円とし、2014年6月24日開催の株主総会の決議により実施しました。

株価の推移



出来高の推移



財務セクション

目次

SFH連結財務諸表	連結貸借対照表	88
	連結損益計算書及び連結包括利益計算書	90
	連結株主資本等変動計算書	93
	連結キャッシュ・フロー計算書	95
	連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項 (2014年3月31日に終了した年度)	96
	注記事項(2014年3月31日に終了した年度)	100
自己資本の充実の 状況等について	定性的な開示事項	117
	定量的な開示事項	123
ソニー生命の2014年3月末のMCEV		131

SFH連結財務諸表

当社の連結財務諸表（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結包括利益計算書、連結株主資本等変動計算書および連結キャッシュ・フロー計算書）については、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、あらた監査法人の監査証明を受けております。

また、当社の銀行法第52条の28第1項の規定により作成した書面については、会社法第396条第1項により、あらた監査法人の監査を受けています。

連結貸借対照表

ソニーフィナンシャルホールディングス株式会社
2013年、2014年3月31日現在

	百万円	
	2013	2014
資産の部		
現金及び預貯金	¥ 104,142	¥ 204,546
コールローン及び買入手形	107,088	40,628
金銭の信託	324,305	325,831
有価証券	6,202,333	6,822,151
貸出金	1,115,330	1,211,638
有形固定資産	73,217	71,565
土地	31,089	30,103
建物	39,696	37,030
リース資産	302	106
建設仮勘定	672	947
その他の有形固定資産	1,456	3,376
無形固定資産	38,232	36,774
ソフトウェア	37,944	36,571
のれん	258	179
その他の無形固定資産	29	24
再保険貸	110	158
外国為替	7,954	7,752
その他資産	107,345	100,503
退職給付に係る資産	—	1,730
繰延税金資産	17,980	19,872
貸倒引当金	△1,877	△1,769
資産の部合計	¥8,096,164	¥8,841,382

百万円

	2013	2014
負債の部		
保険契約準備金	¥5,601,060	¥6,263,315
支払備金	53,246	57,400
責任準備金	5,543,540	6,201,676
契約者配当準備金	4,273	4,237
代理店借	2,431	2,169
再保険借	600	650
預金	1,857,302	1,889,970
コールマネー及び売渡手形	10,000	6,000
借入金	2,000	20,000
外国為替	87	40
社債	20,000	20,000
その他負債	106,365	95,725
賞与引当金	3,085	3,204
退職給付引当金	24,216	—
退職給付に係る負債	—	30,272
役員退職慰労引当金	411	250
特別法上の準備金	32,344	41,657
価格変動準備金	32,344	41,657
繰延税金負債	275	539
再評価に係る繰延税金負債	536	536
負債の部合計	7,660,719	8,374,332
純資産の部		
株主資本		
資本金	19,900	19,900
資本剰余金	195,277	195,277
利益剰余金	135,160	164,790
自己株式	—	△0
株主資本合計	350,337	379,967
その他の包括利益累計額		
その他有価証券評価差額金	88,329	92,002
繰延ヘッジ損益	△3,047	△2,388
土地再評価差額金	△1,513	△1,513
為替換算調整勘定	—	0
退職給付に係る調整累計額	—	△2,292
その他の包括利益累計額合計	83,767	85,807
少数株主持分	1,339	1,275
純資産の部合計	435,444	467,050
負債及び純資産の部合計	¥8,096,164	¥8,841,382

添付の注記は、これらの連結財務諸表の一部です。

連結損益計算書及び連結包括利益計算書

ソニーフィナンシャルホールディングス株式会社

2013年、2014年3月31日に終了した1年間

(1) 連結損益計算書

	2013	2014
経常収益	¥1,259,041	¥1,319,766
生命保険事業	1,140,184	1,194,315
保険料等収入	925,075	959,911
保険料	923,672	958,585
再保険収入	1,402	1,325
資産運用収益	199,549	211,829
利息及び配当金等収入	108,153	121,666
金銭の信託運用益	5,259	5,311
有価証券売却益	2,522	773
有価証券償還益	—	2
金融派生商品収益	—	172
為替差益	—	1,183
その他運用収益	13	47
特別勘定資産運用益	83,601	82,670
その他経常収益	15,559	22,575
損害保険事業	84,711	89,863
保険引受収益	83,615	88,639
正味収入保険料	83,582	88,600
積立保険料等運用益	33	39
資産運用収益	1,021	1,199
利息及び配当金収入	1,027	1,209
有価証券売却益	26	25
有価証券償還益	—	3
積立保険料等運用益振替	△33	△39
その他経常収益	74	24
銀行事業	34,145	35,586
資金運用収益	25,954	26,328
貸出金利息	13,877	14,134
有価証券利息配当金	12,007	12,077
コールローン利息及び買入手形利息	13	8
預け金利息	55	107
その他の受入利息	0	0
役務取引等収益	5,260	4,928
その他業務収益	2,815	4,174
外国為替売買益	1,874	2,782
その他の業務収益	940	1,391
その他経常収益	114	155

(次頁に続く)

百万円

	2013	2014
経常費用	¥1,179,789	¥1,243,629
生命保険事業	1,069,007	1,128,787
保険金等支払金	293,938	327,257
保険金	71,065	77,413
年金	9,571	10,768
給付金	46,809	55,510
解約返戻金	161,873	178,402
その他返戻金	2,649	3,203
再保険料	1,968	1,959
責任準備金等繰入額	630,575	650,764
支払備金繰入額	607	55
責任準備金繰入額	629,955	650,703
契約者配当金積立利息繰入額	12	5
資産運用費用	11,450	8,182
支払利息	43	48
有価証券売却損	1,587	528
有価証券評価損	327	—
金融派生商品費用	226	—
為替差損	1,253	—
貸倒引当金繰入額	21	6
賃貸用不動産等減価償却費	2,000	1,952
その他運用費用	5,990	5,646
事業費	108,849	113,442
その他経常費用	24,192	29,140
損害保険事業	81,704	86,189
保険引受費用	61,401	65,030
正味支払保険金	47,153	46,183
損害調査費	5,656	6,367
諸手数料及び集金費	945	948
支払備金繰入額	4,407	4,098
責任準備金繰入額	3,238	7,433
その他保険引受費用	0	0
資産運用費用	7	7
有価証券売却損	3	5
有価証券償還損	3	2
営業費及び一般管理費	20,279	21,150
その他経常費用	16	0

(次頁に続く)

連結損益計算書(続き)

	百万円	
	2013	2014
銀行事業	¥ 29,077	¥ 28,652
資金調達費用	7,811	6,286
預金利息	6,296	4,905
コールマネー利息及び売渡手形利息	10	6
借入金利息	86	26
社債利息	61	119
金利スワップ支払利息	1,355	1,227
その他の支払利息	0	0
役務取引等費用	1,546	1,735
その他業務費用	2,568	3,411
営業経費	16,760	16,920
その他経常費用	389	298
経常利益	79,252	76,136
特別損失	9,257	9,508
固定資産等処分損	113	137
減損損失	962	36
特別法上の準備金繰入額	6,964	9,312
価格変動準備金繰入額	6,964	9,312
関係会社株式売却損	1,216	—
その他特別損失	0	20
契約者配当準備金繰入額	2,104	2,232
税金等調整前当期純利益	67,890	64,396
法人税及び住民税等	29,366	26,451
法人税等調整額	△6,620	△2,517
法人税等合計	22,746	23,933
少数株主損益調整前当期純利益	45,143	40,462
少数株主利益又は少数株主損失(△)	78	△42
当期純利益	¥ 45,064	¥ 40,504

添付の注記は、これらの連結財務諸表の一部です。

(2) 連結包括利益計算書

	百万円	
	2013	2014
少数株主損益調整前当期純利益	¥45,143	¥40,462
その他の包括利益		
その他有価証券評価差額金	51,381	3,672
繰延ヘッジ損益	△633	659
土地再評価差額金	△118	—
為替換算調整勘定	453	0
持分法適用会社に対する持分相当額	△1	0
その他の包括利益合計	51,082	4,332
包括利益	¥96,225	¥44,794
(内訳)		
親会社株主に係る包括利益	¥96,146	¥44,837
少数株主に係る包括利益	¥ 78	¥ △42

連結株主資本等変動計算書

ソニーフィナンシャルホールディングス株式会社

2013年、2014年3月31日に終了した1年間

	2013				
	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	¥19,900	¥195,277	¥ 98,677	¥—	¥313,854
当期変動額					
剰余金の配当	—	—	△8,700	—	△8,700
当期純利益	—	—	45,064	—	45,064
自己株式の取得	—	—	—	—	—
土地再評価差額金の取崩	—	—	118	—	118
株主資本以外の項目 の当期変動額（純額）	—	—	—	—	—
当期変動額合計	—	—	36,482	—	36,482
当期末残高	¥19,900	¥195,277	¥135,160	¥—	¥350,337

	2013							
	その他の包括利益累計額							
	その他 有価証券 評価差額金	繰延ヘッジ 損益	土地 再評価 差額金	為替換算 調整勘定	退職給付に 係る調整 累計額	その他の 包括利益 累計額合計	少数株主 持分	純資産合計
当期首残高	¥36,949	¥△2,414	¥△1,395	¥△453	¥—	¥32,685	¥1,260	¥347,800
当期変動額								
剰余金の配当	—	—	—	—	—	—	—	△8,700
当期純利益	—	—	—	—	—	—	—	45,064
自己株式の取得	—	—	—	—	—	—	—	—
土地再評価差額金の取崩	—	—	—	—	—	—	—	118
株主資本以外の項目 の当期変動額（純額）	51,380	△633	△118	453	—	51,082	78	51,161
当期変動額合計	51,380	△633	△118	453	—	51,082	78	87,643
当期末残高	¥88,329	¥△3,047	¥△1,513	¥ —	¥—	¥83,767	¥1,339	¥435,444

(次頁に続く)

連結株主資本等変動計算書(続き)

百万円

	2014				
	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	¥19,900	¥195,277	¥135,160	¥—	¥350,337
当期変動額					
剰余金の配当	—	—	△10,875	—	△10,875
当期純利益	—	—	40,504	—	40,504
自己株式の取得	—	—	—	△0	△0
株主資本以外の項目 の当期変動額(純額)	—	—	—	—	—
当期変動額合計	—	—	29,629	△0	29,629
当期末残高	¥19,900	¥195,277	¥164,790	¥△0	¥379,967

百万円

	2014							
	その他の包括利益累計額							
	その他 有価証券 評価差額金	繰延ヘッジ 損益	土地 再評価 差額金	為替換算 調整勘定	退職給付に 係る調整 累計額	その他の 包括利益 累計額合計	少数株主 持分	純資産合計
当期首残高	¥88,329	¥△3,047	¥△1,513	¥—	¥—	¥83,767	¥1,339	¥435,444
当期変動額								
剰余金の配当	—	—	—	—	—	—	—	△10,875
当期純利益	—	—	—	—	—	—	—	40,504
自己株式の取得	—	—	—	—	—	—	—	△0
株主資本以外の項目 の当期変動額(純額)	3,672	659	—	0	△2,292	2,039	△64	1,975
当期変動額合計	3,672	659	—	0	△2,292	2,039	△64	31,605
当期末残高	¥92,002	¥△2,388	¥△1,513	¥0	¥△2,292	¥85,807	¥1,275	¥467,050

添付の注記は、これらの連結財務諸表の一部です。

連結キャッシュ・フロー計算書

ソニーフィナンシャルホールディングス株式会社

2013年、2014年3月31日に終了した1年間

	百万円	
	2013	2014
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税金等調整前当期純利益	¥ 67,890	¥ 64,396
賃貸用不動産等減価償却費	2,000	1,952
減価償却費	7,784	9,147
減損損失	962	36
のれん償却額	580	79
支払備金の増減額(△は減少)	5,015	4,153
責任準備金の増減額(△は減少)	633,193	658,136
契約者配当準備金積立利息繰入額	12	5
契約者配当準備金繰入額(△は戻入額)	2,104	2,232
貸倒引当金の増減額(△は減少)	28	△108
退職給付引当金の増減額(△は減少)	2,913	—
退職給付に係る負債の増減額(△は減少)	—	2,865
役員退職慰労引当金の増減額(△は減少)	57	△161
価格変動準備金の増減額(△は減少)	6,964	9,312
金融商品取引責任準備金の増減額(△は減少)	0	—
利息及び配当金等収入	△135,136	△149,204
有価証券関係損益(△は益)	△87,294	△74,996
支払利息	7,855	6,334
為替差損益(△は益)	△35,508	△30,559
有形固定資産関係損益(△は益)	69	146
持分法による投資損益(△は益)	1,718	1,538
貸出金の純増(△)減	△134,664	△87,193
預金の純増減(△)	96,408	33,559
借入金(劣後特約付借入金を除く)の純増減(△)	—	20,000
コールローン等の純増(△)減	—	4,000
コールマネー等の純増減(△)	—	△4,000
外国為替(資産)の純増(△)減	981	202
外国為替(負債)の純増減(△)	51	△47
その他	27,437	7,043
小計	471,428	478,874
利息及び配当金等の受取額	146,015	160,737
利息の支払額	△8,330	△6,465
契約者配当金の支払額	△1,966	△2,273
法人税等の支払額	△26,264	△29,134
営業活動によるキャッシュ・フロー	580,882	601,738
投資活動によるキャッシュ・フロー		
金銭の信託の増加による支出	△4,942	△2,301
金銭の信託の減少による収入	5,300	5,100
有価証券の取得による支出	△973,738	△990,899
有価証券の売却・償還による収入	462,518	480,946
貸付けによる支出	△47,927	△54,102
貸付金の回収による収入	21,144	25,405
その他	△53	—
資産運用活動計	△537,698	△535,850
営業活動及び資産運用活動計	43,184	65,887
有形固定資産の取得による支出	△1,599	△3,326
有形固定資産の売却による収入	—	2,021
無形固定資産の取得による支出	△11,869	△7,707
連結の範囲の変更を伴う子会社株式の売却による収入	1,035	—
子会社株式の取得による支出	△30	△1,058
関連会社株式の取得による支出	—	△3,500
その他	2	75
投資活動によるキャッシュ・フロー	△550,159	△549,346
財務活動によるキャッシュ・フロー		
社債の発行による収入	9,965	—
配当金の支払額	△8,697	△10,878
劣後特約付借入金の返済による支出	—	△2,000
自己株式の取得による支出	—	△0
債権流動化による収支	△6,500	△600
その他	214	△43
財務活動によるキャッシュ・フロー	△5,017	△13,522
現金及び現金同等物に係る換算差額	47	5
現金及び現金同等物の増減額(△は減少)	25,752	38,875
現金及び現金同等物の期首残高	175,651	201,404
現金及び現金同等物の期末残高	¥ 201,404	¥ 240,279

添付の注記は、これらの連結財務諸表の一部です。

(注) 上記連結キャッシュ・フロー計算書は、保険業法施行規則第210条の10の規定に基づく様式に準じて記載しています。

連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項

(2014年3月31日に終了した年度)

1 連結財務諸表の作成方針

(1) 連結の範囲に関する事項

連結子会社は、ソニー生命保険株式会社、ソニー損害保険株式会社、ソニー銀行株式会社、株式会社スマートリンクネットワーク、SmartLink Network Hong Kong Limitedの5社です。

SmartLink Network Hong Kong Limitedは、新たに子会社となったため、当連結会計年度から連結しております。

連結の範囲から除外した子会社は、シニア・エンタープライズ株式会社1社です。同社は、総資産、経常収益、当期純損益、利益剰余金及びその他の包括利益累計額からみて、連結の範囲から除いても企業集団の財政状態及び経営成績に関する合理的な判断を妨げない程度に重要性が乏しいため、連結の範囲から除外しております。

(2) 持分法の適用に関する事項

持分法適用の関連会社

持分法適用の関連会社は、ソニーライフ・エイゴン生命保険株式会社、SA Reinsurance Ltd.の2社です。

持分法を適用していない非連結子会社

持分法を適用していない非連結子会社は、シニア・エンタープライズ株式会社1社です。同社は、当期純損益、利益剰余金及びその他の包括利益累計額からみて、持分法の対象から除いても企業集団の財政状態及び経営成績に関する合理的な判断を妨げない程度に重要性が乏しいため、持分法の適用範囲から除外しております。

持分法を適用していない関連会社

該当事項はありません。

(3) 連結される子会社及び子法人等の事業年度等に関する事項

すべての連結子会社の事業年度の末日は、連結決算日と一致しております。

(4) のれんの償却に関する事項

5年間の定額法により償却を行っております。

2 会計方針に関する事項

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

有価証券（買入金銭債権のうち有価証券に準じるもの及び金銭の信託において信託財産として運用している有価証券を含む）の評価は、売買目的有価証券については時価法（売却原価の算定は移動平均法）、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法（定額法）、その他有価証券のうち時価のあるものについては連結決算日の市場価格等に基づく時価法（売却原価の算定は移動平均法）、時価を把握することが極めて困難と認められるものについては移動平均法による原価法によっております。

なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。

(2) デリバティブ取引の評価基準及び評価方法

時価法によっております。

(3) 有形固定資産（リース資産を除く）の減価償却の方法

定額法によっております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物 2～47年 その他 2～20年

(4) 無形固定資産(リース資産を除く)の減価償却の方法

定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、利用可能期間(概ね5年)に基づく定額法により償却しております。

(5) リース資産の減価償却の方法

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産については、リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

(6) 貸倒引当金の計上方法

貸倒引当金は、債権の貸倒れによる損失に備えるため、主として、資産の自己査定基準及び償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。

破産、民事再生等、法的形式的な経営破綻の事実が発生している債務者(以下「破綻先という」)に対する債権、実質的に経営破綻に陥っている債務者(以下「実質破綻先」という)に対する債権及び時価が著しく下落した預託保証金等については、担保の回収可能見込額及び保証による回収可能見込額等を控除した回収不能見込額を計上しております。また、現状、経営破綻の状況にはないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者(以下「破綻懸念先」という)に対する債権については、担保の回収可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績から算出した貸倒実績率等を債権額に乗じた額を計上しております。

すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて、上記の引当を行っております。

(7) 賞与引当金の計上方法

従業員への賞与の支給に備えるため、従業員に対する賞与の支給見込額のうち、当連結会計年度に帰属する額を計上しております。

(8) 役員退職慰労引当金の計上方法

役員への退職慰労金の支払いに備えるため、当連結会計年度末における内規に基づく期末要支給額を計上しております。

(9) 価格変動準備金の計上方法

株式等の価格変動による損失に備えるため、保険業法第115条の規定に基づき算出した額を計上しております。

(10) 退職給付に係る会計処理の方法

①退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については、主に期間定額基準によっております。

②数理計算上の差異、過去勤務費用及び会計基準変更時差異の費用処理方法

会計基準変更時差異は、15年による均等額を費用処理しております。

過去勤務費用は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(10年)による定額法により費用処理しております。

数理計算上の差異は、各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(7～17年)による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌連結会計年度から費用処理しております。

(11) 外貨建資産等の本邦通貨への換算基準

連結決算日の為替相場により円換算しております。

(12) ヘッジ会計の方法

銀行子会社の金融資産から生じる金利リスクに対するヘッジ会計の方法は、繰延ヘッジ又は時価ヘッジによっております。固定金利の貸出金の相場変動を相殺するヘッジにおいては、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号)に基づき一定の残存期間毎にグルーピングしてヘッジ対象を識別し、金利スワップ取引をヘッジ手段として指定しております。また、その他有価証券に区分している固定金利の債券の相場変動を相殺するヘッジにおいては、個別にヘッジ対象を識別し、金利スワップ取引等をヘッジ手段として指定しております。ヘッジ対象とヘッジ手段に関する重要な条件がほぼ同一となるようなヘッジ指定を行っているため、高い有効性があるとみなしており、これをもって有効性の判定に代えております。

(13) 連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

手許現金、随時引き出し可能な預金及び容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なりリスクしか負わない取得日から3カ月以内に償還期限の到来する短期投資からなっております。

(14) 消費税及び地方消費税の会計処理方法

消費税及び地方消費税(以下「消費税等」という)の会計処理は、税抜方式によっております。ただし、損害保険子会社の損害調査費、営業費及び一般管理費等の費用は税込方式によっております。なお、資産に係る控除対象外消費税等のうち、税法に定める繰延消費税等については、主として、その他資産に計上し5年間で均等償却し、繰延消費税等以外のものについては、発生事業年度に費用処理しております。

(15) 責任準備金の積立方法

保険業法第116条の規定に基づく準備金であり、保険料積立金については次の方式により計算しております。

イ. 標準責任準備金の対象契約については、金融庁長官が定める方式(平成8年(1996年)大蔵省告示第48号)

ロ. 標準責任準備金の対象とならない契約については、平準純保険料式

(16) 会計方針の変更

連結財務諸表に関する会計基準等の適用

「連結財務諸表に関する会計基準」(企業会計基準第22号平成23年3月25日)、「一定の特別目的会社に係る開示に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第15号平成23年3月25日)、「連結財務諸表における子会社及び関連会社の範囲の決定に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第22号平成23年3月25日)及び「投資事業組合に対する支配力基準及び影響力基準の適用に関する実務上の取扱い」(実務対応報告第20号平成23年3月25日)を当連結会計年度より適用しております。

なお、これによる当連結会計年度の期首の利益剰余金に与える影響はありません。

退職給付に関する会計基準等の適用

「退職給付に関する会計基準」(企業会計基準第26号平成24年5月17日、以下「退職給付会計基準」という)及び「退職給付に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第25号平成24年5月17日)を、当連結会計年度末より適用しております(ただし、退職給付会計基準第35項本文及び退職給付適用指針第67項本文に掲げられた定めを除く)。したがって当連結会計年度末から、退職給付債務から年金資産の額を控除した額を退職給付に係る負債として計上する方法に変更し、未認識数理計算上の差異、未認識過去勤務費用及び未認識会計基準変更時差異を退職給付に係る負債に計上しております。なお、年金資産の額が退職給付債務の額を超過している場合は、退職給付に係る資産に計上しております。

退職給付会計基準等の適用については、退職給付会計基準第37項に定める経過的な取扱いに従っており、当連結会計年度末において、当該変更に伴う影響額をその他の包括利益累計額の退職給付に係る調整累計額に加減しております。

この結果、当連結会計年度末において、退職給付に係る資産が1,730百万円、退職給付に係る負債が30,272百万円計上されており、その他の包括利益累計額が2,292百万円減少しております。

(17) 表示方法の変更

連結貸借対照表関係

貸出金に含まれるローン・パーティシペーションについては、取引の実態をより適切に表すため、当連結会計年度より注記事項に含めております。

注記事項

(2014年3月31日に終了した年度)

1 連結貸借対照表関係

1. 担保に供している資産及び担保付債務の額は、次のとおりであります。

担保に供している資産

有価証券 29,471百万円

担保資産に対応する債務

コールマネー及び売渡手形 6,000百万円

借入金 20,000百万円

上記のほか、内国為替決済、デリバティブ等の取引の担保として有価証券25,676百万円を差し入れております。

2. 有価証券には、非連結子会社及び関連会社の株式10,428百万円を含んでおります。なお、このうち共同支配企業に対する投資額は9,369百万円であります。

3. 貸出金のうち、破綻先債権は308百万円（貸倒引当金控除前）、延滞債権は1,403百万円（貸倒引当金控除前）であります。なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金（貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という）のうち、法人税法施行令（昭和40年（1965年）政令第97号）第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。

また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。

4. 貸出金のうち、3か月以上延滞債権はありません。なお、3か月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が、約定支払日の翌日から3か月以上延滞している貸出金で、破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。

5. 貸出金のうち、貸出条件緩和債権は1,880百万円（貸倒引当金控除前）であります。なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取り決めを行った貸出金で、破綻先債権、延滞債権及び3か月以上延滞債権に該当しないものであります。

6. 破綻先債権額、延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は3,592百万円（貸倒引当金控除前）であります。

7. ローン・パーティシペーションで、「ローン・パーティシペーションの会計処理及び表示」（日本公認会計士協会会計制度委員会報告第3号）に基づいて、原債務者に対する貸出金として会計処理した参加元本金額のうち、連結貸借対照表計上額は、3,000百万円であります。

8. 有形固定資産の減価償却累計額は、26,085百万円であります。

9. 保険業法第118条に規定する生命保険子会社の特別勘定の資産の額は、640,562百万円であります。なお、負債の額も同額であります。

10. 生命保険子会社に係る契約者配当準備金の異動状況は次のとおりであります。

期首残高	4,273百万円
契約者配当金支払額	2,273百万円
利息による増加等	5百万円
契約者配当準備金繰入額	2,232百万円
期末残高	4,237百万円

11. 生命保険子会社は、土地の再評価に関する法律(平成10年(1998年)3月31日公布法律第34号)に基づき、事業用の土地の再評価を行っております。なお、評価差額については、評価損部分については税金相当額に評価性引当額を認識したことからその全額を、評価益部分については税金相当額を再評価に係る繰延税金負債として負債の部に計上しこれを控除した金額を、土地再評価差額金として純資産の部に計上しております。

- 再評価を行った年月日 2002年3月31日
- 同法律第3条第3項に定める再評価の方法
土地の再評価に関する法律施行令(平成10年(1998年)3月31日公布政令第119号)第2条第5号に定める鑑定評価に基づいて算出

12. 生命保険子会社及び銀行子会社の当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、24,170百万円であります。このうち原契約期間が1年以内のものは21,287百万円であります。

13. 保険業法第259条の規定に基づく生命保険契約者保護機構に対する連結会計年度末における生命保険子会社の今後の負担見積額は、9,729百万円であります。なお、当該負担金は拠出した連結会計年度の事業費として処理しております。

14. 1株当たり純資産額は、1,070円75銭であります。

15. 金融商品に関する事項は次のとおりであります。

(1) 金融商品の状況に関する事項

①金融商品に対する取組方針

当社グループは、保険業法・銀行法等の規定に基づき生命保険事業、損害保険事業及び銀行事業を行っております。金融資産(生命保険事業においては、保険業法第118条第1項に規定する特別勘定以外の勘定である一般勘定に限る)については、安定的な投資収益の確保のため、公社債・外国公社債・国内株式・貸出金等の様々な投資資産を保有しております。また、金融負債については、銀行事業において個人顧客からの預金による調達が大宗を占めております。このように、当社グループは主として金利・為替等の変動を伴う金融資産及び金融負債を有していることから、金利・為替変動等による不利な影響が生じないように、資産負債の適切なバランスを保つことを目的に、各事業ごとに資産負債の総合管理(ALM)を行っております。また、その一環として、生命保険事業及び銀行事業においてはデリバティブ取引も行っております。

②金融商品の内容及びそのリスク

当社グループが保有する金融資産は、主として有価証券及び貸出金であります。有価証券は主に国債及び社債等であり、その他にも国内株式、外国証券、組合出資金等の様々な有価証券を、満期保有目的及びその他保有目的で保有して

おります。これらは金利リスク、発行体の信用リスク、株式の価格変動リスク、為替リスク等に晒されております。なお、有価証券の一部には、非上場外国証券等の流動性に乏しい金融資産も含まれております。

また、貸出金は、生命保険事業における保険約款貸付、銀行事業における個人向けの住宅ローンが中心であります。これらは債務不履行に伴う信用リスクならびに金利リスクに晒されております。ただし、保険約款貸付においては貸付額を解約返戻金の範囲内に制限しております。また、住宅ローンにおいては不動産担保等を設定しております。これらにより、貸出金に係るリスクの低減を図っております。

一方、金融負債は、主として個人顧客からの預金による調達であり、金利リスクに晒されております。また、個人顧客からの預金には、外貨建のものを含んでおり、これらについては金利・為替リスクに晒されております。

銀行事業におけるデリバティブ取引は、主にALMの一環で行っております。この内、固定金利の貸出金の金利リスクに対して、金利スワップ取引をヘッジ手段としてヘッジ会計を適用しております。ヘッジ開始時においてヘッジ対象の貸出債権とヘッジ手段の金利スワップとが3カ月以内の残存期間でグルーピングされていることを確認することにより、ヘッジの有効性の評価に代えております。また、その他有価証券に区分している固定金利の債券の金利変動に伴う相場変動を相殺する目的で金利スワップ取引等を行い、ヘッジ対象に係る損益を認識する方法（時価ヘッジ）を適用しております。ヘッジ開始時においてヘッジ対象の有価証券とヘッジ手段の金利スワップ等のキャッシュ・フローが一致していることを確認することにより、ヘッジの有効性を評価しております。

また、金融商品の取引にあたっては、流動性リスクに晒されております。流動性リスクには、資金繰りリスクと、市場流動性リスクがあります。資金繰りリスクとは、決済日に必要な資金が確保できなくなり、資金決済が履行できなくなることや、資金の確保により通常よりも著しく高い金利での資金調達を余儀なくされることにより損失を被るリスクであります。一方、市場流動性リスクとは、市場の混乱などにより市場において取引ができなくなり、当社が保有するポジションを解消することが不可能となることや、通常よりも著しく不利な価格での取引を余儀なくされることにより損失を被るリスクであります。

③金融商品に係るリスク管理体制

当社は「リスク管理基本規則」を制定し、子会社の規模、特性、及び業務内容に応じたリスク管理を行っております。

当社グループのリスク管理に関する具体的な体制等は「リスク管理ガイドライン」に定めており、子会社においてそれぞれ自律的なリスク管理を行っております。当社はリスク管理統括部署によるモニタリング、リスク管理会議の開催などを通じ、子会社のリスク管理状況を把握し、取締役会、経営会議へ定期的に報告を行っております。

(i) 信用リスクの管理

当社グループにおける主たる子会社での信用リスク管理は、以下のように行っております。

- (a) 生命保険子会社においては、有価証券の発行体の信用リスクに関しては、リスク管理方法や手続等の詳細を規程に明記して管理しており、これらの情報はリスク管理部門を通じ、取締役会及び経営会議において定期的に報告されております。
- (b) 損害保険子会社においては、資産運用リスクに関する諸規程に従い、有価証券の発行体の信用情報や時価の把握を行い、リスク管理部門が定期的に取締役会及び経営会議に報告しております。
- (c) 銀行子会社においては、信用リスクに関する管理諸規程に従い、個人向け貸出金について、個別案件ごとの与信審査、信用情報管理、担保の設定、問題債権への対応など個人与信管理に関する体制を整備し運営しております。

法人向け貸出金については、個別案件ごとの与信審査、与信限度額、信用情報管理、外部格付け、保証や担保の設定、問題債権への対応など法人与信管理に関する体制を整備しリスク管理を実施しております。有価証券の発行体の信用リスク、及びデリバティブ取引に関するカウンターパーティリスク等の市場与信リスク管理に関しては、信用情報や時価の把握を定期的に行っております。

これらの与信管理は、リスク管理部門及び審査部門において行われ、また、定期的に経営陣による取締役会や経営会議を開催し、リスク管理状況について報告を行っております。さらに、内部監査部門による監査を実施しております。

(ii) 市場リスクの管理

当社グループにおける主たる子会社での市場リスク管理は、以下のように行っております。

(a) 生命保険子会社においては、市場リスクであるそれぞれのリスクに対して、以下のように管理しております。

●**金利リスク** リスク管理方法や手続等の詳細を規程に明記して管理しており、経営会議において対応等の協議を行い、ここで決定されたALMに関する方針に基づき、取締役会において実施状況の把握・確認を行っております。リスク管理部門においては、金融商品の金利や期間を総合的に把握し、金利感応度分析等によりモニタリングを行い、取締役会及び経営会議において定期的に報告しております。

●**為替リスク** 為替リスクに関しては、リスク管理方法や手続等の詳細を規程に明記して管理しており、これらの情報はリスク管理部門を通じ、取締役会及び経営会議において定期的に報告されております。

●**株式リスク** 株式リスクに関しては、リスク管理部門において、規程に定められた方法により定期的にリスク量の分析を行っております。これらの情報はリスク管理部門を通じ、取締役会及び経営会議において定期的に報告されております。

●**デリバティブ取引** デリバティブ取引に関しては、リスク管理方法や手続等の詳細を規程に明記して管理しており、これらの情報はリスク管理部門を通じ、取締役会及び経営会議において定期的に報告されております。

(b) 損害保険子会社においては、市場リスクであるそれぞれのリスクに対して、以下のように管理しております。

●**金利リスク** 取締役会において決定されたリスク管理方針に基づき、リスク管理方法や手続等の詳細を明記した、資産運用リスクに関する諸規程を定めております。これに基づき、リスク管理部門がモニタリングを実施し、定期的に取り締り会及び経営会議に報告しております。

●**価格変動リスク** 価格変動リスクに晒されている株式は、事業連携関係の強化を目的とした政策投資として保有しているものであり、市場環境や財務状況等をモニタリングしております。

(c) 銀行子会社においては、市場リスクであるそれぞれのリスクに対して、以下のように管理しております。いずれもリスク管理部門において行われ、また、定期的に経営陣による取締役会や経営会議において、リスク管理状況の報告を行っております。さらに、内部監査部門による監査を実施しております。

●**金利・為替リスク** 市場リスクに関する管理諸規程に従い、金利・為替・株式等の様々な市場のリスク・ファクターの変動により、資産・負債（オフ・バランスを含む）の価値が変動し損失を被るリスク、資産・負債から生み出される収益が変動し損失を被るリスクを管理しております。市場リスクに関する管理諸規程において、リスク管理方法や手続等の詳細を明記しており、取締役会にて決定されたALM及びリスク管理に関する方針に基づき、原則として1か月に1回開催されるALM委員会及びリスク管理委員会において実施状況の把握・確認、今後の対応、リスクの状況等について協議を行っております。日常的にはリスク管理部門において、金融資産及び金融負債の金利や為替レート、期間等を総合的に把握し、バリュー・アット・リスク（VaR）や金利感応度分析等によりモニタリング、及び規程の遵守状況等の管理を行っております。なお、ALMにより、金利、為替の変動リスクをヘッジするための金利スワップ、通貨スワップ、為替取引等のデリバティブ取引も行っております。

●**市場価格変動リスク** 有価証券を含む投資商品の保有については、市場リスクに関する管理諸規程に従い行われております。このうち、資産運用部門では外部から主に有価証券の購入を行っており、事前審査、投資限度額の設定のほか、継続的なモニタリングを通じて、市場価格変動リスクの軽減を図っております。

●**デリバティブ取引** デリバティブ取引に関しては、市場リスクに関する諸規程に基づき実施されております。また、取引の執行、ヘッジ有効性の評価、事務管理に関する部門をそれぞれ分離し内部牽制を確立しております。

●**市場リスクに係る定量的情報** 主要なリスク変数である、金利リスク及び為替リスクの影響を受ける主たる金融商品は、「貸付金」、「有価証券」、「銀行業における預金」、「デリバティブ取引」であります。

これらの金融資産及び金融負債について、観測期間250営業日の金利及び為替の合理的な予想変動幅を用いた当面10営業日の損益に与える影響額を分散共分散法により算出し、金利及び為替の変動リスクの管理にあたっての定量的分析に利用しております。2014年3月31日現在における当該数値は、99%の信頼区間において510百万円であります。

当該影響額は、金利及び為替を除くリスク変数が一定の場合を前提としており、金利及び為替における相関は考慮されておりますが、その他のリスク変数との相関を考慮しておりません。また、金利及び為替の合理的な予想変動幅を超える変動が生じた場合には、算定額を超える影響が生じる可能性があります。

(iii) 資金調達に係る流動性リスクの管理

当社グループにおける主たる子会社での流動性リスク管理は、以下のように行っております。

- (a) 生命保険子会社においては、「流動性リスク管理規程」に則り、各部署からの報告に基づき、経理部門において適時に資金繰り計画を作成・更新し、資金繰りの管理を行い、リスク管理部門において流動性リスクを管理しております。これらの情報は経理部門及びリスク管理部門を通じ、取締役会及び経営会議において定期的もしくは必要に応じて報告されております。
- (b) 損害保険子会社においては、流動性リスクに関する諸規程に従い、資金繰り管理部門が資金繰り計画の作成・更新を行い、リスク管理部門がモニタリングすることで流動性リスクを管理しております。
- (c) 銀行子会社においては、資金繰りの状況をその資金繰りの逼迫度に応じてフェーズ分けし、各フェーズにおける管理手法、報告方法などを定めるとともに、必要に応じて、ガイドラインなどの設定と見直しを行っております。また市場流動性リスクの管理については、各種取扱い商品に対する市場流動性の状況を把握し、必要に応じて、商品ごとのガイドラインなどの設定と見直しを行っております。上記の流動性リスク管理については、いずれもリスク管理部門において行われ、また、定期的に経営陣による取締役会や経営会議において、リスク管理状況の報告を行っております。さらに、内部監査部門による監査を実施しております。

④**金融商品の時価等に関する事項についての補足説明**

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。また、「(2) 金融商品の時価等に関する事項」におけるデリバティブ取引に関する契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引に係る市場リスクを示すものではありません。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

2014年3月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められる非上場株式等は、次表には含めておりません（注2）参照。

3月31日現在	2014		
	連結貸借対照表 計上額	時価	差額
①現金及び預貯金	¥ 204,546	¥ 204,546	¥ —
②コールローン及び買入手形	40,628	40,628	—
③金銭の信託			
運用目的の金銭の信託	484	484	—
その他の金銭の信託	325,346	325,346	—
④有価証券			
売買目的有価証券	620,666	620,666	—
満期保有目的の債券	4,492,273	4,927,696	435,422
その他有価証券	1,674,372	1,674,372	—
⑤貸出金	1,211,638		
貸倒引当金(*1)	△1,341		
貸出金(貸倒引当金控除後)	1,210,297	1,315,979	105,682
資産計	¥8,568,615	¥9,109,721	¥541,105
①預金	¥1,889,970	¥1,890,799	¥ 829
②コールマネー及び売渡手形	6,000	6,000	—
③社債	20,000	20,096	96
負債計	¥1,915,970	¥1,916,895	¥ 925
デリバティブ取引(*2)			
ヘッジ会計が適用されていないもの	¥ 1,239	¥ 1,239	¥ —
ヘッジ会計が適用されているもの	(14,254)	(14,254)	—
デリバティブ取引計	¥ (13,015)	¥ (13,015)	¥ —

(*1) 貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しております。

(*2) その他資産・負債に計上しているデリバティブ取引を一括して表示しております。デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については、()で表示しております。

(注1) 金融商品の時価の算定方法

資産

①現金及び預貯金、②コールローン及び買入手形

時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

③金銭の信託

有価証券運用を主目的とする単独運用の金銭の信託において信託財産として運用されている有価証券（債券）については、取引所の価格又は取引金融機関から提示された価格によっております。

なお、保有目的ごとの金銭の信託に関する注記事項については「17. 金銭の信託に関する事項」に記載しております。

④有価証券

株式は取引所の価格、債券及び投資信託は取引所の価格又は取引金融機関等から提示された価格によっております。

なお、保有目的ごとの有価証券に関する注記事項については、「16. 有価証券に関する事項」に記載しております。

⑤貸出金

(i) 銀行事業の貸出金

将来キャッシュ・フローを見積もり、一定の割引率で割り引いて時価を算定しております。割引率は、Liborベースのイールドカーブにリスクプレミアムとして一般貸倒引当金の引当率を加えた利率を使用しております。

(ii) 生命保険事業の保険約款貸付

保険約款貸付は将来キャッシュ・フローを現在価値に割り引いた価額によっております。

(iii) 生命保険事業の一般貸付

一般貸付の時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

負債

①預金

預金は、預金種別ごとに、将来キャッシュ・フローを見積もり、一定の割引率で割り引いて時価を算定しております。割引率は、Liborベースのイールドカーブにリスクプレミアムとして銀行子会社の格付け別累積デフォルト率を加えた利率を使用しております。

②コールマネー及び売渡手形

時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

③社債

社債は、取引所等の価格によっております。

デリバティブ取引

デリバティブ取引については、「18. デリバティブ取引に関する事項」に記載しております。

(注2) 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品の連結貸借対照表計上額は次のとおりであり、金融商品の時価情報の「資産④有価証券」には含まれておりません。

	百万円
	2014
	連結貸借対照表 計上額
3月31日現在	
① 非上場の非連結子会社・関連会社株式(*1)	¥10,428
② 組合出資金(*2)	24,410
合計	¥34,838

(*1) 非上場株式については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから時価開示の対象とはしておりません。

(*2) 組合出資金のうち、組合財産が非上場株式など時価を把握することが極めて困難と認められるもので構成されているものについては、時価開示の対象とはしておりません。

(注) 当連結会計年度において、組合出資金について、193百万円の減損処理を行っております。なお、連結会計年度末の実質価額が取得原価に比べて50%以上下落した銘柄については原則として減損処理を行うこととしております。

(注3) 金銭債権及び満期のある有価証券の連結決算日後の償還予定額

百万円

3月31日現在	2014			
	1年以内	1年超5年以内	5年超10年以内	10年超
現金及び預貯金	¥204,546	¥ —	¥ —	¥ —
コールローン及び買入手形	40,628	—	—	—
有価証券				
満期保有目的の債券	9,265	14,001	43,687	4,434,108
公社債	9,265	14,001	43,487	4,327,751
国債・地方債	8,158	12,232	39,798	4,306,490
社債	1,107	1,769	3,689	21,261
その他	—	—	200	106,357
その他有価証券のうち満期があるもの	216,042	419,816	208,248	697,900
公社債	102,901	112,530	165,785	697,900
国債・地方債	37,746	70,835	106,696	697,850
社債	65,155	41,695	59,089	50
その他	113,141	307,286	42,463	—
貸出金(*)	17,597	75,693	59,917	902,637
合計	¥488,079	¥509,512	¥311,853	¥6,034,646

(*) 貸出金のうち、期間の定めのない保険約款貸付等154,180百万円は含めておりません。

(注4) 預金及びその他の有利子負債の連結決算日後の返済予定額

百万円

3月31日現在	2014					
	1年以内	1年超2年以内	2年超3年以内	3年超4年以内	4年超5年以内	5年超
預金(*)	¥1,793,166	¥21,603	¥14,837	¥ 3,248	¥4,811	¥52,303
コールマネー及び売渡手形	6,000	—	—	—	—	—
社債	—	—	10,000	10,000	—	—
合計	¥1,799,166	¥21,603	¥24,837	¥13,248	¥4,811	¥52,303

(*) 預金のうち、要求払預金については、「1年以内」に含めております。

16. 有価証券に関する事項は次のとおりであります。

(1) 売買目的有価証券

	百万円
3月31日現在	2014
当連結会計年度の損益に含まれた評価差額	¥50,776

(2) 満期保有目的の債券

	百万円		
	2014		
3月31日現在	連結貸借対照表 計上額	時価	差額
時価が連結貸借対照表計上額を超えるもの			
公社債	¥4,430,770	¥4,853,318	¥422,547
国債・地方債	4,402,886	4,822,724	419,838
社債	27,884	30,593	2,709
その他	55,288	68,240	12,952
小計	4,486,059	4,921,559	435,500
時価が連結貸借対照表計上額を超えないもの			
公社債	873	869	△3
国債・地方債	732	729	△2
社債	140	140	△0
その他	5,341	5,267	△73
小計	6,214	6,136	△77
合計	¥4,492,273	¥4,927,696	¥435,422

(3) その他の有価証券

	百万円		
	2014		
3月31日現在	連結貸借対照表 計上額	取得原価	差額
連結貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの			
公社債	¥1,113,507	¥1,033,040	¥ 80,466
国債・地方債	947,221	868,616	78,605
社債	166,285	164,424	1,861
株式	22,029	12,770	9,259
その他	367,146	356,526	10,619
小計	1,502,684	1,402,338	100,345
連結貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの			
公社債	56,959	56,985	△25
国債・地方債	53,994	54,018	△24
社債	2,964	2,966	△1
株式	191	195	△3
その他	114,536	115,085	△548
小計	171,688	172,265	△577
合計	¥1,674,372	¥1,574,604	¥ 99,767

(注) その他の証券(連結貸借対照表計上額24,410百万円)については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、上表には含めておりません。

(4) 当連結会計年度中に売却した満期保有目的の債券

該当事項はありません。

(5) 当連結会計年度中に売却したその他有価証券

3月31日に終了した1年間	2014		
	売却額	売却益	売却損
公社債	¥ 88,419	¥ 415	¥354
国債・地方債	82,498	399	308
社債	5,920	15	45
株式	4,716	673	487
その他	101,277	1,065	62
合計	¥194,413	¥2,154	¥904

(6) 減損処理を行った有価証券

その他有価証券で時価のあるもののうち、当該有価証券の時価が取得原価に比べて著しく下落しており、時価が取得原価まで回復する見込みがあると認められないものについては、当該時価をもって連結貸借対照表計上額とするとともに、評価差額を当連結会計年度の損失として処理（以下「減損処理」という）することとしております。

当連結会計年度においては、減損処理を行っておりません。

また、時価が「著しく下落した」と判断するための基準は、原則として時価が取得原価に比べて30%以上下落した場合としております。

17. 金銭の信託に関する事項は次のとおりであります。

1 運用目的の金銭の信託

3月31日現在	2014	
	連結貸借対照表計上額	連結会計年度の損益に含まれた評価差額
運用目的の金銭の信託	¥484	¥—

2 満期保有目的及び責任準備金対応の金銭の信託

該当事項はありません。

3 その他の金銭の信託(運用目的、満期保有目的及び責任準備金対応以外)

3月31日現在	2014				
	連結貸借対照表計上額	取得原価	差額	うち連結貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	うち連結貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの
その他の金銭の信託	¥325,346	¥288,093	¥37,253	¥37,253	¥—

(注) 1. 本表には合同運用の金銭の信託50百万円を含んでおります。

2. 「うち連結貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの」「うち連結貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの」はそれぞれ「差額」の内訳であります。

4 減損処理を行った金銭の信託

運用目的、満期保有目的及び責任準備金対応以外の金銭の信託において信託財産として運用している時価のある有価証券のうち、当該有価証券の時価が取得原価に比べて著しく下落しており、時価が取得原価まで回復する見込みがあると認められないものについては、当該時価をもって連結貸借対照表計上額とするとともに、評価差額を当連結会計年度の損失として処理（以下「減損処理」という）しております。

当連結会計年度において、減損処理は行っておりません。

また、時価が「著しく下落した」と判断するための基準は、原則として時価が取得原価に比べて30%以上下落した場合としております。

18. デリバティブ取引に関する事項は次のとおりであります。

(1) ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引

ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引について、取引の対象物の種類ごとの連結決算日における契約額又は契約において定められた元本相当額、時価及び評価損益並びに当該時価の算定方法は、次のとおりであります。なお、契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引に係る市場リスクを示すものではありません。

①金利関連取引

該当事項はありません。

②通貨関連取引

3月31日現在			2014			
区分	種類		契約額等	契約額等のうち1年超	時価	評価損益
店頭	為替予約	売建	¥ 75,611	¥—	¥ △14	¥ △14
		買建	126,400	—	585	585
	外国為替証拠金	売建	41,601	—	△1,266	△1,266
		買建	25,375	—	1,585	1,585
	通貨オプション	売建	1,682	—	△6	2
		買建	2,570	—	18	△2
	通貨先渡	売建	45	—	△0	△0
		買建	9,560	—	337	337
合計			—	—	¥ 1,239	¥ 1,226

(注) 1. 上記取引については時価評価を行い、評価損益を連結損益計算書に計上しております。
2. 時価の算定：割引現在価値やオプション価格計算モデルにより算定しております。

(2) ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引

ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引について、取引の対象物の種類ごと、ヘッジ会計の方法別の連結決算日における契約額又は契約において定められた元本相当額及び時価並びに当該時価の算定方法は、次のとおりであります。なお、契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引に係る市場リスクを示すものではありません。

①金利関連取引

3月31日現在			2014		
ヘッジ会計の方法	種類	主なヘッジ対象	契約額等	契約額等のうち1年超	時価
原則的処理方法	金利スワップ	貸出金	¥ 46,974	¥ 45,292	¥ △1,446
ヘッジ対象に係る損益を認識する方法	金利スワップ	その他有価証券(債券)	366,597	313,539	△14,149
合計			—	—	¥△15,595

(注) 1. 「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号)に基づく繰延ヘッジによるものとヘッジ対象に係る損益を認識する方法によるものがあります。
2. 時価の算定：割引現在価値により算定しております。

②通貨関連取引

3月31日現在			2014		
ヘッジ会計の方法	種類	主なヘッジ対象	契約額等	契約額等のうち1年超	時価
ヘッジ対象に係る損益を認識する方法	通貨スワップ	その他有価証券(債券)	¥12,209	¥522	¥1,340
合計			—	—	¥1,340

(注) 1. 主としてヘッジ対象に係る損益を認識する方法によっております。
2. 時価の算定：割引現在価値等により算定しております。

19. 退職給付に関する事項は次のとおりであります。

(1) 採用している退職給付制度の概要

生命保険子会社では、営業社員においては退職一時金制度、内務職員においては確定給付型企业年金制度及び確定拠出年金制度を設けております。損害保険子会社では、退職一時金制度及び確定拠出年金制度を設けております。当社及び銀行子会社では、主に退職一時金制度を設けております。なお、当社は退職給付債務の計算にあたり、簡便法を採用しております。

(2) 確定給付制度

①退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表(⑧に掲げられたものを除く)

	百万円
3月31日に終了した1年間	2014
退職給付債務の期首残高	¥ 36,301
勤務費用	3,152
利息費用	226
数理計算上の差異の発生額	286
退職給付の支払額	△1,096
その他	4
退職給付債務の期末残高	¥ 38,875

②年金資産の期首残高と期末残高の調整表(⑧に掲げられたものを除く)

	百万円
3月31日に終了した1年間	2014
年金資産の期首残高	¥ 8,849
期待運用収益	133
数理計算上の差異の発生額	765
事業主からの拠出額	962
退職給付の支払額	△284
年金資産の期末残高	¥10,427

③退職給付債務及び年金資産の期末残高と連結貸借対照表に計上された退職給付に係る負債及び退職給付に係る資産の調整表

	百万円
3月31日現在	2014
積立型制度の退職給付債務	¥ 8,568
年金資産	△10,427
	△1,858
非積立型制度の退職給付債務	30,400
連結貸借対照表に計上された負債と資産の純額	28,541
	30,272
退職給付に係る負債	30,272
退職給付に係る資産	△1,730
連結貸借対照表に計上された負債と資産の純額	¥ 28,541

④退職給付費用及びその内訳項目の金額

	百万円
3月31日に終了した1年間	2014
勤務費用	¥ 3,167
利息費用	226
期待運用収益	△133
会計基準変更時差異の費用処理額	414
数理計算上の差異の費用処理額	1,040
過去勤務費用の費用処理額	△129
その他	193
確定給付制度に係る退職給付費用	¥ 4,779

(注) 簡便法を採用している当社の退職給付費用は、「勤務費用」に計上しております。

⑤退職給付に係る調整累計額

退職給付に係る調整累計額に計上した項目(税効果控除前)の内訳は次のとおりであります。

	百万円
3月31日現在	2014
会計基準変更時差異の未処理額	¥ 414
未認識過去勤務費用	△129
未認識数理計算上の差異	3,067
合計	¥ 3,352

⑥年金資産に関する事項

(i) 年金資産の主な内訳

年金資産合計に対する主な分類ごとの比率は、次のとおりであります。

	%
3月31日現在	2014
債券	57
株式	37
その他	6
合計	100

(ii) 長期期待運用収益率の設定方法

年金資産の長期期待運用収益率を決定するため、現在及び予想される年金資産の配分と、年金資産を構成する多様な資産からの現在及び将来期待される長期の収益率を考慮しております。

⑦数理計算上の計算基礎に関する事項

当連結会計年度末における主要な数理計算上の計算基礎

割引率 0.6%～1.4%

長期期待運用収益率 1.5%～3.0%

⑧簡便法を採用した制度の、退職給付に係る負債の期首残高と期末残高の調整表

	百万円
3月31日に終了した1年間	2014
退職給付に係る負債の期首残高	¥ 79
退職給付費用	15
退職給付の支払額	△10
制度への拠出額	△9
その他	8
退職給付に係る負債の期末残高	¥ 82

(3) 確定拠出制度

当社及び連結子会社の確定拠出制度への要拠出額は、231百万円であります。

20. 税効果会計に関する事項は次のとおりであります。

(1) 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	百万円
3月31日現在	2014
繰延税金資産	
保険契約準備金	¥ 28,140
価格変動準備金	12,822
退職給付に係る負債	8,824
有価証券減損	1,012
税務上の繰越欠損金	80
減価償却費	2,409
繰延ヘッジ損失	1,421
その他	6,326
繰延税金資産小計	61,039
評価性引当額	△1,166
繰延税金資産合計	59,872
繰延税金負債	
その他有価証券評価差額金	△40,323
その他	△216
繰延税金負債合計	△40,539
繰延税金資産(△負債)の純額	¥ 19,332

(注) 当連結会計年度における繰延税金資産の純額は、連結貸借対照表の以下の項目に含まれております。

	百万円
3月31日現在	2014
資産の部－繰延税金資産	¥ 19,872
負債の部－繰延税金負債	539

(2) 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

	%
3月31日現在	2014
法定実効税率	38.0
(調整)	
税率変更による期末繰延税金資産の減額修正	1.3
復興特別法人税分の税率差異	1.0
子会社との税率差異	△4.3
評価性引当金の増減	△0.0
その他	1.2
税効果会計適用後の法人税等の負担率	37.2

(3) 法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正

「所得税法等の一部を改正する法律」(平成26年(2014年)法律第10号)が2014年3月31日に公布され、2014年4月1日以後に開始する連結会計年度から復興特別法人税が課せられないことになりました。これに伴い、繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用される法定実効税率は、38.01%から35.64%となります。ソニー生命保険株式会社及びソニー損害保険株式会社の課税標準の一部は、利益に関連する金額を課税標準とする税金には該当していないため、繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用する法定実効税率は従来の33.33%から30.78%となります。

この税率変更により、繰延税金資産の金額(繰延税金負債を控除した金額)は841百万円減少し、法人税等調整額は829百万円増加しております。

21. 資産除去債務に関する事項は次のとおりであります。

資産除去債務のうち連結貸借対照表に計上しているもの

(1) 当該資産除去債務の概要

投資用不動産について、石綿障害予防規則に基づくアスベスト除去費用等であります。

(2) 当該資産除去債務の金額の算定方法

使用見込期間を取得から13～33年と見積もり、割引率は1.6～2.3%を使用して資産除去債務の金額を計算しております。

(3) 当該資産除去債務の総額の増減

期首残高	713百万円
有形固定資産の取得に伴う増加額	12百万円
時の経過による調整額	14百万円
資産除去債務の履行による減少額	△14百万円
その他	△16百万円
期末残高	709百万円

22. 賃貸等不動産に関する事項は次のとおりであります。

生命保険子会社は、東京都において、主に賃貸用のオフィスビルを有しております。2014年3月期における当該賃貸等不動産に関する賃貸損益は3,487百万円であります。また、当該賃貸等不動産の連結貸借対照表計上額、期中増減額及び期末時価は、次のとおりであります。

	百万円
3月31日に終了した1年間	2014
連結貸借対照表計上額	
期首残高	¥ 61,099
期中増減額	△3,845
期末残高	57,253
期末時価	¥ 75,581

(注) 1. 連結貸借対照表計上額は、取得原価から減価償却累計額及び減損損失累計額を控除した金額であります。

2. 期末時価の算定にあたっては、連結会計年度末時点の外部の不動産鑑定士による不動産鑑定評価に基づいております。

2 連結損益計算書関係

1株当たり当期純利益金額は、93円11銭であります。なお、潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式がないため記載しておりません。

算定上の基礎である当期純利益金額は40,504百万円であり、その全額が普通株式に係るものであります。なお、普通株式の期中平均株式数は434,999千株であります。

3 連結包括利益計算書関係

その他の包括利益に係る組替調整額及び税効果額は次のとおりであります。

その他有価証券評価差額金	
当期発生額	9,069百万円
組替調整額	△3,833百万円
税効果調整前	5,236百万円
税効果額	△1,563百万円
その他有価証券評価差額金	3,672百万円
繰延ヘッジ損益	
当期発生額	71百万円
組替調整額	952百万円
税効果調整前	1,023百万円
税効果額	△364百万円
繰延ヘッジ損益	659百万円
土地再評価差額金	
当期発生額	—
組替調整額	—
税効果調整前	—
税効果額	—
土地再評価差額金	—
為替換算調整勘定	
当期発生額	0
組替調整額	—
税効果調整前	0
税効果額	—
為替換算調整勘定	0
持分法適用会社に対する持分相当額	
当期発生額	0
組替調整額	△0
持分法適用会社に対する持分相当額	0
その他の包括利益合計	4,332百万円

4 連結株主資本等変動計算書関係

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

3月31日に終了した1年間	2014			
	当連結会計 年度期首株式数	当連結会計 年度増加株式数	当連結会計 年度減少株式数	当連結会計 年度末株式数
発行済株式				
普通株式	435,000	—	—	435,000
合計	435,000	—	—	435,000
自己株式				
普通株式	—	0	—	0
合計	—	0	—	0

2. 配当に関する事項

(1) 当連結会計年度中の配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額	1株当たり配当額	基準日	効力発生日
2013年6月25日 定時株主総会	普通株式	10,875百万円	25円	2013年3月31日	2013年6月26日

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

決議	株式の種類	配当金の総額	配当の原資	1株当たり配当額	基準日	効力発生日
2014年6月24日 定時株主総会	普通株式	13,049百万円	利益剰余金	30円	2014年3月31日	2014年6月25日

5 連結キャッシュ・フロー計算書関係

1. 現金及び現金同等物の期末残高と連結貸借対照表に記載されている科目の金額との関係は次のとおりであります。

3月31日現在	百万円
現金及び預貯金	¥204,546
生命保険子会社のコールローン	34,628
損害保険子会社の取得日から3カ月以内に償還期限の到来する有価証券	1,105
現金及び現金同等物	¥240,279

2. 投資活動によるキャッシュ・フローには、保険事業に係る貸付業務から生じるキャッシュ・フローを含んでおります。

自己資本の充実の状況等について

定性的な開示事項

1 連結の範囲に関する事項

当社の連結自己資本比率は、「銀行法第52条の25の規定に基づき、銀行持株会社が銀行持株会社およびその子会社の保有する資産等に照らしそれらの自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準（平成18年（2006年）3月27日金融庁告示第20号、以下「持株自己資本比率告示」）」に基づき、連結自己資本比率算出の対象となる会社の集団（以下「持株会社グループ」という。）に属する連結子会社を、2013年3月期はソニー銀行、スマートリンクネットワークおよびリブラの3社、2014年3月期はソニー銀行、スマートリンクネットワーク、SmartLink Network Hong Kongおよびシニア・エンタープライズの4社としています。2013年3月期および2014年3月期においては、同告示第15条第2項に基づき、保険子会社であるソニー生命、ソニー損保の2社および持分法適用会社であるソニーライフ・エイゴン生命、SA Reinsuranceの2社を連結の範囲に含めず算出しています。また、上述の保険子会社については同告示第17条第2項第5号（特定項目に係る10パーセント基準超過額）に掲げるコア資本に係る調整項目の対象として算出しています。なお、リブラについては、2013年5月1日付にて、生命保険に関する事業を譲渡いたしました。シニア・エンタープライズについては、2013年11月11日付にて、全株式を取得し、当社の完全子会社とした後、2014年4月1日付にて、会社分割により、新たに介護事業を統括する持株会社として設立した100%子会社ソニー・ライフケアの子会社といたしました。

一方、連結財務諸表規則に基づき連結の範囲に含まれる子会社としては、ソニー生命、ソニー損保、ソニー銀行、スマートリンクネットワーク、SmartLink Network Hong Kongの5社、持分法適用会社としては、ソニーライフ・エイゴン生命、SA Reinsuranceの2社となっています。なお、SmartLink Network Hong Kongについては、2014年3月期第4四半期より連結範囲に含まれました。

持株会社グループに属する連結子会社であるソニー銀行、スマートリンクネットワーク、SmartLink Network Hong Kongの業務内容については、本誌P28～35およびP83をご参照ください。

持株会社グループに属する会社であって会計連結範囲に含まれないものには、持株自己資本比率告示第15条第1項ただし書きに基づくものとして、シニア・エンタープライズが該当します。持株会社グループに属しない会社であって会計連結範囲に含まれるものには、ソニー生命、ソニー損保、ソニーライフ・エイゴン生命、SA Reinsuranceが該当します。これらの5社の貸借対照表の総資産の額および純資産の額は以下のとおりです。業務内容については、本誌P28～35およびP83をご参照ください。

	総資産	純資産
シニア・エンタープライズ	1,008百万円	922百万円
ソニー生命(単体)	6,624,903百万円	369,230百万円
ソニー損保	142,714百万円	21,418百万円
ソニーライフ・エイゴン生命	250,603百万円	13,024百万円
SA Reinsurance	9,768百万円	7,190百万円

なお、当社の持株グループ会社間の資金および自己資本の移動に係る制限等は特段行っておりませんが、当社は子会社であるソニー銀行の健全性に十分留意し、必要な自己資本を維持するように努めています。

2 自己資本調達手段の概要

2014年3月末時点の自己資本調達手段は次表のとおりです。

発行主体	自己資本調達手段	株数	コア資本に係る基礎項目の額に算入された額
ソニーフィナンシャルホールディングス株式会社	普通株式	434,999,999株	235,656百万円

3 持株自己資本比率告示上の持株会社グループの自己資本の充実度に関する評価方法の概要

自己資本の充実度に関しましては、持株自己資本比率告示に基づいて算出した、2014年3月末時点の連結自己資本比率は12.02%と、国内基準である4%を大きく上回っており、経営の健全性、安全性を十分に保っています。連結自己資本比率算出に当たっては、信用リスクについては標準的手法を、オペレーショナル・リスクについては基礎的手法を採用しています。

また、持株自己資本比率告示上の持株会社グループにおける中核会社であるソニー銀行では自己資本比率による管理、評価に加えて、リスクと収益のバランスをとり十分な健全性を確保するために、「資本配賦」による管理を実施しています。資本配賦は、信用リスク、市場リスク、オペレーショナル・リスク等の各種リスクに対して、その特性に応じた方法でリスク量を計測し、ソニー銀行の経営体力(自己資本)の範囲で資本の割り当てを行うものです。当社は、「リスク管理ガイドライン」の設定等により、ソニー銀行における資本配賦の手法、配賦資本の水準ならびに配賦資本に対する実際の使用資本の水準等のモニタリングを行っています。これにより、総合的な観点からソニー銀行の自己資本ならびに持株会社グループの連結自己資本の十分性の確保を図っています。

一方、将来の自己資本充実策については、年度ごとに掲げる当社事業計画ならびにソニー銀行を含むグループ会社の事業計画に基づいた業務推進を通じ、そこから得られる利益による資本の積み上げを図るとともに、業務拡大によるリスクの増加に対応して、必要に応じて増資等による自己資本増強を図ってまいります。

持株自己資本比率告示上の持株会社グループに属する当社、シニア・エンタープライズならびにソニー銀行の連結リスク・アセットにおいて、以下の各種リスクに関する事項に関しては、銀行持株会社である当社単体が保有する資産におけるリスク・アセットの占める割合は小さく、かつ当社単体では子会社株式保有以外の有価証券投資、貸出、金融派生商品取引等は行っていないため、以下ではソニー銀行におけるリスク管理に関する事項を中心に説明します。

なお、当社は銀行持株会社として、以下に説明するようなソニー銀行におけるリスク管理態勢全般をモニタリングしており、リスク管理ガイドラインの設定、リスク管理会議の開催等を通じ、ソニーフィナンシャルグループ全体としてのリスク管理を推進しています。ソニーフィナンシャルグループにおけるリスク管理態勢全般については、本誌P69～70の「リスク管理」をご参照ください。

4 信用リスクに関する事項

1 リスク管理の方針および手続きの概要

(1) 個人と信リスク

「個人と信リスク」は、個人と信先の信用状況の悪化などにより、与信にかかる資産の価値が減少ないし消失し、損失を被るリスクをいいます。ソニー銀行において、当該リスクの所管部署は、リスクの測定、モニタリング、管理等に係る方策を講じる役割を担い、取締役会は個人と信リスクの所在と性質およびその測定・管理手法を認識した上で、個人と信リスク管理に関する基本方針の策定と、適切な信用リスク管理体制の構築を行います。

個人と信リスクは、住宅ローン、目的別ローン、カードローン、クレジットカード、その他個人と信リスク管理が必要と認められる対顧客取引を管理の対象としています。当該対象与信は、個人と信リスク所管部署が管理する審査基準に基づき、担当部署が審査を行います。また個人と信リスク所管部署では、実行後債権の信用状況をモニタリングしており、その結果について定期的に取締役会に報告しています。

貸倒引当金は償却・引当基準に則り、次のとおり計上しています。正常先および要注意先(要管理先を除く)に相当する債権については、過去の一定期間における各々の債務者区分に応じた貸倒実績率等に基づき引き当てることとしています。要管理先に相当する債権については、債権額から担保の処分可能見込額および保証による回収見込額を控除し、

その残額に対し一定の割合を引き当てることとしています。破綻懸念先に相当する債権については、債権額から担保の処分可能見込額および保証や債権譲渡による回収可能見込額を控除し、その残額のうち必要と認める額を引き当てることとしています。実質破綻先および破綻先に相当する債権については、債権額から、担保の処分可能見込額および保証や債権譲渡による回収可能見込額を控除した残高を引き当てることとしています。なお、不動産担保に関しては、毎年1回評価の洗い替えを実施しています。また、債権譲渡による回収可能見込額の控除においては、個別の債権に対して個々に回収可能見込額を控除している場合のほか、特に小口債権では債権額に対して実績から算出した平均的な債権譲渡率を乗じて控除している場合があります。すべての債権は、自己査定基準に基づき実施部署が資産査定を行っており、その査定結果により引当をしています。

(2) 市場与信リスク

「市場与信リスク」は、保有する有価証券の発行体の信用状況が変化することにより有価証券の時価が変動し、損失を被るリスク、および市場取引における契約相手の財務状況の悪化などにより、契約の履行が行われなくなることにより損失を被るリスクです。ソニー銀行において、当該リスクの所管部署は、リスクの測定、モニタリング、管理等に係る方策を講じる役割を担い、取締役会は、市場与信リスクの所在と性質、およびその測定・管理手法を認識した上で、市場与信リスク管理に関する基本方針の策定と、適切な信用リスク管理体制の構築を行います。

市場与信リスクにおいては、有価証券取引、円・外貨資金取引、外国為替取引、金融派生商品取引（デリバティブ）、およびその他リスク管理が必要と認められる市場取引から発生するリスクを管理の対象としています。市場与信リスクの管理方法は、原則として外部格付機関の格付けに基づくリスク所要資本極度等の設定、各種ガイドラインの設定、およびクレジットモニタリングステージの設定を行い、設定した極度額やガイドライン等の遵守状況をモニタリング、報告し、極度額等を超過する場合は経営陣に報告して必要な対応を検討します。また、リスク管理状況について、定期的に取り締役に報告しています。

なお、保有する有価証券については、ソニー銀行が定める自己査定基準や分類方法に従い分類し、問題債権の管理を行います。

(3) 法人与信リスク

「法人与信リスク」は、法人与信先の信用状況の悪化などにより、与信にかかる資産の価値が減少ないし消失し、損失を被るリスクをいいます。ソニー銀行において、当該リスクの所管部署は、リスクの測定、モニタリング、管理等に係る方策を講じる役割を担い、取締役会は法人与信リスクの所在と性質およびその測定・管理手法を認識した上で、法人与信リスク管理に関する基本方針の策定と、適切な信用リスク管理体制の構築を行います。

法人与信リスクは、シンジケートローン、貸付債権買取りおよびローンパーティシペーション、ソニー銀行子会社向け与信（貸出、支払承諾等）を管理の対象としています。当該対象与信は、法人与信リスク所管部署が管理する審査基準に基づき、担当部署が審査を行います。また法人与信リスク所管部署では、実行後債権の信用状況をモニタリングしており、その結果について定期的に取り締役に報告しています。

貸倒引当金は償却・引当基準に則り、次のとおり計上しています。正常先および要注意先（要管理先を除く）に相当する債権については、過去の一定期間における各々の債務者区分に応じた貸倒実績率等に基づき引き当てることとしています。要管理先に相当する債権については、債権額から担保の処分可能見込額および保証による回収見込額を控除し、その残額に対し一定の割合を引き当てることとしています。破綻懸念先に相当する債権については、債権額から担保の処分可能見込額および保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち必要と認める額を引き当てることとしています。実質破綻先および破綻先に相当する債権については、債権額から、担保の処分可能見込額および保証による回収可能見込額を控除した残高を引き当てることとしています。すべての債権は、自己査定基準に基づき実施部署が資産査定を行っており、その査定結果により引当をしています。

2 リスク・ウェイトの判定に使用する適格格付機関等の名称

当社ならびにソニー銀行では、リスク・ウェイトの判定に使用する適格格付機関は以下の5つの機関を採用しています。なお、エクスポージャーの種類ごとに適格格付機関の使い分けは実施しておりません。

株式会社格付投資情報センター(R&I)、株式会社日本格付研究所(JCR)、ムーディーズ・インベスターズ・サービス・インク(Moody's)、スタンダード・アンド・プアーズ・レーティング・サービスズ(S&P)、フィッチ・レーティングス・リミテッド(Fitch)。

5 信用リスク削減手法に関するリスク管理の方針および手続きの概要

ソニー銀行における貸出エクスポージャーは、住宅ローン、目的別ローン、カードローンの個人向け貸出(ローン)、およびシンジケートローンを中心とした法人向け貸出であり、十分な分散が図られています。住宅ローンでは不動産担保を取得し保全を確保のうえ、さらに債権回収会社(サービサー)へ回収業務を委託することにより、回収の実効性を高めています。なお、住宅ローンでは、一部提携先の保証を取得しているものがありますが、過度の集中はございません。また、クレジットカード債権につきましても、十分な分散が図られています。

有価証券の信用リスクを削減する手法として、クレジット・デリバティブを取扱う場合があります。なお、クレジット・デリバティブの取り組みにあたっては、プロテクションの提供者の格付けに応じて取引限度額を定め、特定の提供者に偏ることのないように制限をかけています。また、派生商品取引について、法的に有効なネットティング契約を用いるにあたっては、ISDAマスター契約を締結する上で、かかる法的有効性について確認を行っています。

6 派生商品取引および長期決済期間取引の取引相手のリスクに関するリスク管理の方針および手続きの概要

ソニー銀行では、市場リスクの適切な管理を行うことを主な目的として、派生商品取引を取扱っています。派生商品取引には、市場の変動により損失を受ける可能性のある市場リスクや、取引相手方が支払不能になることにより損失を受ける可能性のある信用リスクが内包されています。

市場リスクへの対応は、日次で取引評価損益、および市場リスク量の算出を行っています。ソニー銀行全体の市場リスク量は、予想最大損失額(Value at Risk)を用いて一元的に管理し、そのリスク量に限度額を設けることにより、リスク量が適切な範囲内に収まるように管理をしています。また、信用リスクへの対応として、取引先の格付け、取引期間に応じて、与信限度額を設定し、管理を行っています。これらの限度額については、資本配賦に基づいて経営体力の範囲で設定しています。なお、担保による保全および引当金の算定は行っていません。また、万一口ソニー銀行の信用力の悪化により、取引相手に対して担保の追加提供をする必要が生じたとしても、提供可能な資産を十分に保有しており、影響は限定的です。

なお、長期決済期間取引は該当ありません。

7 証券化エクスポージャーに関する事項

(1) リスク管理の方針およびリスク特性の概要

証券化商品のリスクの認識については、市場動向、裏付資産の状況、時価評価および適格格付機関が付与する格付情報などを把握することで、適切なリスク管理に努めることとしています。また、格付けや満期までの期間に応じた取引限度額を設け、リスク管理を行うこととしています。なお、2014年3月末時点において、直接の証券化エクスポージャーの保有残高はありません。そのため、以下の(2)～(11)については該当ありません。

(2) 持株自己資本比率告示第227条第4項第3号から第6号までに規定する体制の整備およびその運用状況の概要

(3) 信用リスク削減手法として証券化取引を用いる場合の方針

(4) 証券化エクスポージャーの信用リスク・アセットの額の算出に使用する方式の名称

(5) 証券化エクスポージャーのマーケット・リスク相当額の算出に使用する方式の名称

(6) 持株会社グループが証券化目的導管体を用いて第三者の資産に係る証券化取引を行った場合には、当該証券化目的導管体の種類および当該持株会社グループが当該証券化取引に係る証券化エクスポージャーを保有しているかどうかの別

(7) 持株会社グループの子法人等および関連法人等のうち、当該持株会社グループが行った証券化取引に係る証券化エクスポージャーを保有しているものの名称

(8) 証券化取引に関する会計方針

(9) 証券化エクスポージャーの種類ごとのリスク・ウェイトの判定に使用する適格格付機関の名称

(10) 内部評価方式を用いている場合には、その概要

(11) 定量的な情報に重要な変更が生じた場合には、その内容

8 マーケット・リスクに関する事項

当社は、持株自己資本比率告示第16条に基づき、連結自己資本比率の算式にマーケット・リスク相当額を算入していないため、該当ありません。

9 オペレーショナル・リスクに関する事項

1 リスク管理の方針および手続きの概要

ソニー銀行では、事務管理上の不具合に関連して生じる過失、不正、トラブル等によって同社が有形無形の損失を被る「事務リスク」、システムに関連して生じるトラブル、損壊、不正利用、情報流出等によって同社が損失を被る「システムリスク」、業務委託先の業務管理や情報管理が不適切であること、委託契約の継続が困難になること等により損失を被る「業務委託リスク」、法令違反の行為または契約上の問題等により損失を被る「法務リスク」、社会倫理性に反する行為、不公正な取引、不適切な情報開示等に基づき市場や顧客の間における会社の評判が悪化することにより損失を被る「風評リスク」、社員等における人事運営上の不公平、不公正、差別的行為から生じる損失、損害などにより会社が損失を被る「人的リスク」を、オペレーショナル・リスクと捉えています。各々のリスク所管部署は、リスクの測定、モニタリング、管理等に係る方策を講じる役割を担い、取締役会は、リスクの所在と性質、およびその測定・管理手法を認識した上で、リスク管理に関する基本方針の策定と、適切なリスク管理体制の構築を行います。

リスク所管部は、所管するリスクのモニタリングを実施し、重大なリスクが顕在化した場合は経営陣に報告して必要な対応を検討します。また、リスク管理状況について、定期的に取り締役に報告しています。

2 オペレーショナル・リスク相当額の算出に使用する手法の名称

当社ならびにソニー銀行は基礎的手法を採用しています。

10 銀行勘定における出資等または株式等エクスポージャーに関するリスク管理の方針および手続きの概要

持株自己資本比率告示上の持株会社グループにおいて銀行業を営む事業主体であるソニー銀行、スマートリンクネットワークおよび SmartLink Network Hong Kongの連結グループにおいては、出資等または株式等エクスポージャーを保有していません。

11 銀行勘定における金利リスクに関する事項

1 リスク管理の方針および手続きの概要

金利リスクとは、市場金利の変動により損失を被るリスクです。ソニー銀行においては、定期的な評価、計測を行い、適宜対策を講じる態勢としています。

具体的には、バーゼルⅢで計測する金利リスクの管理、評価に加えて、一定の金利ショックを想定した場合の銀行勘定の金利リスク (BPV) や、予想最大損失額 (Value at Risk) など、定期的に金利リスク量を計測し、経営陣への報告をするとともに、ALM委員会で協議検討するなど、資産、負債の最適化に向けたリスク・コントロールに努めています。

2 内部管理上使用した銀行勘定における金利リスクの算定手法の概要

銀行勘定における金利リスクは、金融機関における資産、負債のうち、市場金利に影響を受けるもの（例えば貸出金、預金、有価証券等）が、金利ショックにより発生するリスク量を見るものです。流動性預金に関しては、明確な金利改定間隔がなく、預金者の要求によって随時払い出される要求払預金のうち、引き出されることなく長期間金融機関に滞留する預金をコア預金と定義し、残高や満期を想定した上でリスク量を計測しています。

ソニー銀行では、バーゼルⅢにおける銀行勘定の金利リスク算定については、以下の定義に基づいて算定しています。

計測方法	GPS計算方式
金利感応資産・負債	預金、貸出金、外国為替、有価証券、資金取引、金融派生商品
コア預金	対象：日本円流動性預金（普通預金） 算定方法：①過去5年の最低残高、 ②過去5年の最大年間流出量を現残高から差し引いた残高、 ③現残高の50%相当額、のうち最小の額を採用。 満期：5年以内（平均2.5年）
期限前返済	住宅ローンについて、過去の実績に基づき期限前返済比率を算出し、それを加味したキャッシュフローを生成
金利ショック幅	過去5年の観測期間で計測される保有期間1年の金利変動の、99%タイル又は1%タイル値

定量的な開示事項

1 その他金融機関等（持株自己資本比率告示第18条第6項第1号に規定するその他金融機関等をいう）であって銀行の子法人等であるもののうち、規制上の所要自己資本を下回った会社の名称と所要自己資本を下回った額の総額

該当ありません。

2 自己資本の構成に関する事項

3月31日現在		項目	百万円
自己資本			2013
		資本金	¥ 19,900
		資本剰余金	195,277
		利益剰余金	12,210
		その他有価証券の評価差損(△)	—
		連結子法人等の少数株主持分のれん相当額等(△)	1,339
			258
基本的項目	計	[A]	228,468
		うちステップ・アップ金利条項付の優先出資証券	—
		一般貸倒引当金	834
		負債性資本調達手段等	2,000
		告示第18条第1項第3号に掲げるもの	—
		告示第18条第1項第4号及び第5号に掲げるもの	2,000
補完的項目	計	[B]	2,834
準補完的項目	計	[C]	—
自己資本総額[A + B + C]	計	[D]	231,302
		連結の範囲に含まれない金融子会社及び金融業務を営む子法人等、保険子法人等、金融業務を営む関連法人等の資本調達手段	155,881
控除項目	計	[E]	155,881
自己資本額[D] - [E]	計	[F]	75,421
リスク・アセット等		資産(オン・バランス)項目	701,516
		オフ・バランス取引等項目	5,398
		オペレーショナル・リスク相当額を8%で除して得た額	55,756
リスク・アセット等合計	計	[G]	762,671
連結総所要自己資本額	計	[G] × 4%	30,506
自己資本比率(国内基準)	計	[F] / [G]	9.88%
参考: Tier 1比率(国内基準)	計	[A] / [G]	29.95%

(注) 1. 持株自己資本比率告示に基づき算出しております。当社は国内基準を採用しております。

2. のれん相当額等は、持株自己資本比率告示第17条第1項第1号から第4号に掲げるものです。

3. ソニー生命保険株式会社、ソニー損害保険株式会社、ソニーライフ・エイゴン生命保険株式会社、SA Reinsurance Ltd. を連結の範囲に含めず算出しております。

百万円

2014

経過措置による
不算入額

3月31日現在

コア資本に係る基礎項目(1)

普通株式又は強制転換条項付優先株式に係る株主資本の額	¥ 233,590	
うち、資本金及び資本剰余金の額	215,177	
うち、利益剰余金の額	18,413	
うち、自己株式の額(△)	0	
うち、社外流出予定額(△)	—	
うち、上記以外に該当するものの額	—	
コア資本に算入されるその他の包括利益累計額	0	
うち、為替換算調整勘定	0	
うち、退職給付に係るものの額	—	
普通株式又は強制転換条項付優先株式に係る新株予約権の額	—	
コア資本に係る調整後少数株主持分の額	—	
コア資本に係る基礎項目の額に算入される引当金の合計額	790	
うち、一般貸倒引当金コア資本算入額	790	
うち、適格引当金コア資本算入額	—	
適格旧非累積的永久優先株の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	—	
適格旧資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	—	
公的機関による資本の増強に関する措置を通じて発行された資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	—	
土地再評価額と再評価直前の帳簿価額の差額の45%に相当する額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	—	
少数株主持分のうち、経過措置によりコア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	1,275	
コア資本に係る基礎項目の額 (イ)	235,656	

コア資本に係る調整項目(2)

無形固定資産(モーゲージ・サービシング・ライツに係るものを除く。)の額の合計額	234	2,861
うち、のれんに係るもの(のれん相当差額を含む。)の額	234	—
うち、のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るもの以外の額	—	2,861
繰延税金資産(一時差異に係るものを除く。)の額	—	80
適格引当金不足額	—	—
証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額	—	—
負債の時価評価により生じた時価評価差額であって自己資本に算入される額	—	—
退職給付に係る資産の額	—	—
自己保有普通株式等(純資産の部に計上されるものを除く。)の額	—	2
意図的に保有している他の金融機関等の対象資本調達手段の額	—	—
少数出資金融機関等の対象普通株式等の額	—	—
特定項目に係る10%基準超過額	132,767	—
うち、その他金融機関等の対象普通株式等に該当するものに関連するものの額	132,767	—
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	—	—
うち、繰延税金資産(一時差異に係るものに限る。)に関連するものの額	—	—
特定項目に係る15%基準超過額	—	—
うち、その他金融機関等の対象普通株式等に該当するものに関連するものの額	—	—
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	—	—
うち、繰延税金資産(一時差異に係るものに限る。)に関連するものの額	—	—
コア資本に係る調整項目の額 (ロ)	133,001	
自己資本		
自己資本の額((イ) - (ロ)) (ハ)	102,654	
リスク・アセット等(3)		
信用リスク・アセットの額の合計額	788,044	
資産(オン・バランス)項目	781,938	
うち、経過措置によりリスク・アセットの額に算入される額の合計額	△26,716	

(次頁に続く)

百万円

3月31日現在	2014	
	経過措置による 不算入額	
うち、無形固定資産(のれん及びモーゲージ・サービシング・ライセンスに係るものを除く。)	2,861	
うち、繰延税金資産	80	
うち、退職給付に係る資産	—	
うち、他の金融機関等向けエクスポージャー	△29,661	
うち、上記以外に該当するものの額	2	
オフ・バランス取引等項目	5,393	
CVAリスク相当額を8%で除して得た額	712	
中央清算機関関連エクスポージャーに係る信用リスク・アセットの額	—	
マーケット・リスク相当額の合計額を8%で除して得た額	—	
オペレーショナル・リスク相当額の合計額を8%で除して得た額	65,692	
信用リスク・アセット調整額	—	
オペレーショナル・リスク相当額調整額	—	
リスク・アセット等の額の合計額 (二)	853,737	
連結自己資本比率		
連結自己資本比率((ハ)／(二))		12.02%

(注) 1. 持株自己資本比率告示に基づき算出しております。当社は国内基準を採用しております。

2. ソニー生命保険株式会社、ソニー損害保険株式会社、ソニーライフ・エイゴン生命保険株式会社、SA Reinsurance Ltd. を連結の範囲に含めず算出しております。

3 自己資本の充実度に関する事項

1 信用リスクに対する所要自己資本の額

3月31日現在	2013		2014	
	リスク・アセット	所要自己資本額	リスク・アセット	所要自己資本額
資産(オン・バランス)項目	¥701,516	¥28,060	¥781,938	¥31,277
(i) ソブリン向け	24,854	994	19,974	798
(ii) 金融機関向け	50,313	2,012	115,187	4,607
(iii) 法人等向け	179,840	7,193	165,375	6,615
(iv) 中小企業等・個人向け	231,924	9,276	245,813	9,832
(v) 抵当権付住宅ローン	192,399	7,695	214,516	8,580
(vi) 不動産取得等事業向け	—	—	—	—
(vii) 三月以上延滞等	282	11	342	13
(viii) その他	21,900	876	20,729	829
(ix) 証券化エクスポージャー	—	—	—	—
オフ・バランス項目	5,398	215	5,393	215
CVAリスク相当額を8%で除して得た額	—	—	712	28
中央清算機関関連エクスポージャー	—	—	—	—
合計	¥706,914	¥28,276	¥788,044	¥31,521

(注) 1. 所要自己資本の額=リスク・アセット×4%

2. 「ソブリン」とは、中央政府、中央銀行、地方公共団体、我が国の政府関係機関、外国の中央政府等以外の公共部門、国際開発銀行、国際決済銀行等のことです。

3. 「三月以上延滞」とは、元本又は利息の支払いが約定支払日の翌日から3カ月以上延滞している債務者に係るエクスポージャーのことです。

2 連結所要自己資本額

3月31日現在	百万円	
	2013	2014
信用リスク(標準的手法)	¥28,276	¥31,521
オペレーショナル・リスク(基礎的手法)	2,230	2,627
連結総所要自己資本額	¥30,506	¥34,149

4 信用リスクに関する事項(証券化エクスポージャーを除く)

1 信用リスクに関するエクスポージャーの期末残高及び主な種類別の内訳

● 業種別または取引相手別エクスポージャーの期末残高

3月31日現在	百万円							
	2013			2014				
	信用リスク エクス ポージャー 期末残高	信用リスク エクスポージャー 期末残高 うち貸出金	信用リスク エクスポージャー 期末残高 うち有価証券	三月以上 延滞 エクス ポージャー	信用リスク エクス ポージャー 期末残高	信用リスク エクスポージャー 期末残高 うち貸出金	信用リスク エクスポージャー 期末残高 うち有価証券	三月以上 延滞 エクス ポージャー
ソブリン向け	¥ 582,326	¥ 3,039	¥529,890	¥ —	¥ 556,880	¥ 3,035	¥384,668	¥ —
金融機関向け	232,913	3,350	152,577	—	266,533	5,400	221,291	—
法人等向け	323,718	97,005	224,328	—	317,593	93,822	211,304	—
中小企業等・個人向け	318,721	317,082	—	290	343,422	342,224	—	375
抵当権付住宅ローン	549,712	549,747	—	—	612,904	612,936	—	—
不動産取得等事業向け	—	—	—	—	—	—	—	—
その他	21,980	—	—	—	14,314	—	—	—
合計	¥2,029,373	¥970,226	¥906,796	¥290	¥2,111,649	¥1,057,419	¥817,263	¥375

(注) 1. 「三月以上延滞エクスポージャー」とは、元本または利息の支払いが約定支払日の翌日から3カ月以上延滞しているエクスポージャーであり、2013年3月期の290百万円および2014年3月期の375百万円はすべて国内業務にかかるものです。

2. 信用リスクエクスポージャー期末残高は、資産(派生商品取引によるものを除く)並びにオフ・バランス取引及び派生商品取引の与信相当額の合計で、個別貸倒引当金控除後の金額です。

● ソニー銀行(単体)の貸出金の科目別・業務部門別期末残高

3月31日現在	百万円					
	2013			2014		
	国内業務部門	国際業務部門	合計	国内業務部門	国際業務部門	合計
手形貸付	¥ —	¥ —	¥ —	¥ —	¥ —	¥ —
証書貸付	960,488	2,883	963,371	1,047,572	4,124	1,051,697
当座貸越	6,854	0	6,854	5,722	—	5,722
割引手形	—	—	—	—	—	—
合計	¥967,342	¥2,883	¥970,226	¥1,053,295	¥4,124	¥1,057,419

● ソニー銀行(単体)の貸出金の残存期間別期末残高

3月31日現在	百万円					
	2013			2014		
	固定金利	変動金利	合計	固定金利	変動金利	合計
1年以下	¥ 60	¥ 16,618	¥ 16,678	¥ 149	¥ 18,761	¥ 18,911
1年超3年以下	1,151	43,265	44,416	1,566	45,349	46,915
3年超5年以下	3,947	30,363	34,311	3,841	25,126	28,967
5年超7年以下	5,032	12,533	17,566	7,430	10,397	17,827
7年超10年以下	17,860	18,586	36,446	21,259	20,899	42,159
10年超	518,382	302,424	820,807	550,360	352,277	902,637
合計	¥546,435	¥423,790	¥970,226	¥584,607	¥472,812	¥1,057,419

● 有価証券の種類別・業務部門別期末残高

3月31日現在	2013			2014		
	国内業務部門	国際業務部門	合計	国内業務部門	国際業務部門	合計
国債	¥194,000	¥ —	¥194,000	¥ 96,823	¥ —	¥ 96,823
地方債	61,251	—	61,251	56,770	—	56,770
社債	202,401	—	202,401	159,524	—	159,524
株式	—	—	—	57,786	—	57,786
その他	7,076	442,065	449,142	3,559	455,080	458,639
うち外国債券	—	442,065	442,065	—	455,080	455,080
その他の証券	7,076	—	7,076	3,559	—	3,559
合計	¥464,731	¥442,065	¥906,796	¥374,464	¥455,080	¥829,544

● 有価証券の残存期間別期末残高

3月31日現在	2013							合計
	1年以下	1年超 3年以下	3年超 5年以下	5年超 7年以下	7年超 10年以下	10年超	期間の定め ないもの	
国債	¥ 24,034	¥ 21,739	¥ 35,857	¥12,926	¥ 76,310	¥23,131	¥ —	¥194,000
地方債	—	1,511	3,826	2,554	53,359	—	—	61,251
社債	40,153	87,989	10,991	10,306	52,541	418	—	202,401
株式	—	—	—	—	—	—	—	—
その他	96,527	198,399	115,996	17,684	13,457	—	7,076	449,142
うち外国債券	96,527	198,399	115,996	17,684	13,457	—	—	442,065
その他の証券	—	—	—	—	—	—	7,076	7,076
合計	¥160,715	¥309,639	¥166,672	¥43,472	¥195,669	¥23,550	¥7,076	¥906,796

3月31日現在	2014							合計
	1年以下	1年超 3年以下	3年超 5年以下	5年超 7年以下	7年超 10年以下	10年超	期間の定め ないもの	
国債	¥ 20,547	¥ 4,013	¥ 30,242	¥ 3,147	¥ 19,290	¥19,581	¥ —	¥ 96,823
地方債	500	2,719	—	18,318	35,231	—	—	56,770
社債	58,101	31,676	8,264	19,407	41,713	360	—	159,524
株式	—	—	—	—	—	—	57,786	57,786
その他	114,013	193,807	115,637	15,127	16,494	—	3,559	458,639
うち外国債券	114,013	193,807	115,637	15,127	16,494	—	—	455,080
その他の証券	—	—	—	—	—	—	3,559	3,559
合計	¥193,163	¥232,217	¥154,144	¥56,001	¥112,730	¥19,942	¥ 3,559	¥829,544

2 一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金の期末残高及び期中の増減額

3月31日に終了した1年間	2013			2014		
	期首残高	当期増減額	期末残高	期首残高	当期増減額	期末残高
一般貸倒引当金	¥ 835	¥△1	¥ 834	¥ 834	¥ △ 44	¥ 790
個別貸倒引当金	799	8	807	807	△ 70	737
法人	—	—	—	—	—	—
個人	799	8	807	807	△ 70	737
合計	¥1,634	¥ 6	¥1,641	¥1,641	¥△ 114	¥1,527

3 業種別の貸出金償却の額

3月31日に終了した1年間	百万円	
	2013	2014
貸出金償却	¥11	¥3
法人	—	—
個人	¥11	¥3

4 リスク・ウェイトの区分ごとのエクスポージャーの額等

3月31日現在	百万円			
	エクスポージャーの額			
	2013		2014	
	格付けあり	格付けなし	格付けあり	格付けなし
持株自己資本比率告示で定めるリスク・ウェイト区分				
0%	¥ 392,831	¥ 30	¥ 412,930	¥ 29
10%	138,030	—	104,519	—
20%	334,755	99	347,117	1,475
35%	—	549,712	—	612,904
50%	187,188	27,487	170,643	45,905
75%	—	290,958	—	297,207
100%	64,996	42,197	66,384	26,317
150%	1,084	—	—	—
250%	—	—	—	26,214
1250%	—	—	—	—
合計	¥1,118,886	¥910,486	¥1,101,594	¥1,010,055

(注) 1. 格付は適格格付機関が付与しているものに限ります。

2. エクスポージャーは信用リスク削減手法適用後のリスク・ウェイトに区分しています。

5 信用リスク削減手法に関する事項

● 信用リスク削減手法が適用されたエクスポージャー

3月31日現在	百万円	
	信用リスク削減手法が適用されたエクスポージャー	
	2013	2014
信用リスク削減手法		
適格金融資産担保合計	¥10,000	¥ 6,000
現金および自行預金	10,000	6,000
金	—	—
債券	—	—
その他	—	—
適格保証、クレジット・デリバティブ合計	28,647	46,965
保証	28,647	46,965
クレジット・デリバティブ	—	—
合計	¥38,647	¥52,965

6 派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関する事項

1 与信相当額の算出に用いる方式

カレント・エクスポージャー方式を使用しております。

2 与信相当額

3月31日現在	百万円	
	2013	2014
グロス再構築コストの額	¥ 9,759	¥3,252
グロスのアドオンの額	5,000	4,096
グロスの与信相当額	14,760	7,348
(i) 外国為替関連取引	10,297	2,697
(ii) 金利関連取引	4,462	4,651
(iii) 金関連取引	—	—
(iv) 株式関連取引	—	—
(v) 貴金属(金を除く)関連取引	—	—
(vi) その他コモディティ関連取引	—	—
(vii) クレジット・デリバティブ	—	—
一括清算ネットティング契約による与信相当額削減効果(△)	11,645	5,017
ネットの与信相当額(担保による信用リスク削減効果勘案前)	3,114	2,330
担保の額	—	—
ネットの与信相当額(担保による信用リスク削減効果勘案後)	¥ 3,114	¥2,330

(注) 1. グロス再構築コストは、0を下回らないものに限っています。

2. グロス再構築コストの合計額及びグロスのアドオンの合計額から、担保による信用リスク削減手法の効果を勘案する前の与信相当額を差し引いた額は、上表の「一括清算ネットティング契約による与信相当額削減効果」に表示した額です。

3. 派生商品取引において、担保による信用リスク削減手法は実施しておりません。

3 クレジット・デリバティブの想定元本額

該当ありません。

7 証券化エクスポージャーに関する事項

1 オリジネーターである証券化エクスポージャー

該当ありません。

2 投資家である証券化エクスポージャー

該当ありません。

8 マーケット・リスクに関する事項

当社は、持株自己資本比率告示第16条に基づき、連結自己資本比率の算式にマーケット・リスク相当額を算入していないため、該当ありません。

9 銀行勘定における出資等又は株式等エクスポージャーに関する事項

持株自己資本比率告示上の持株会社グループにおいて銀行業を営む事業主体であるソニー銀行、スマートリンクネットワーク及びSmartLink Network Hong Kongの連結グループにおいては、出資等又は株式等エクスポージャーを保有していません。

10 信用リスク・アセットのみなし計算が適用されるエクスポージャー

当社及びソニー銀行は信用リスクの算出方法として標準的手法を採用しているため、該当ありません。

11 銀行勘定における金利リスクに関する事項

3月31日現在	金利リスク量	
	2013	2014
金利ショックに対する経済価値の減少額	¥△1,435	¥ 349
日本円	△1,621	△ 2
アメリカ・ドル	41	69
その他	144	282
アウトライヤー比率	0.0%	0.3%

(注) 1. 定性的な開示事項の、「⑩銀行勘定における金利リスクに関する事項」(P122)に記載の算定手法に基づいて、金利ショックに対する経済価値の減少額を計測しています。

2. 当社、スマートリンクネットワーク及びSmartLink Network Hong Kongの金利リスクは僅少であるため、諸計数はソニー銀行単体ベースで管理しております。

ソニー生命の2014年3月末のMCEV

1 MCEVの計算結果

2014年3月末のソニー生命のMCEVは、新契約の獲得、保険関係の前提条件の変更、金利の上昇などにより、1,566億円の増加となりました。その内訳は以下のとおりです。

3月31日現在	億円		
	2013	2014	増減
MCEV	¥10,647	¥12,213	¥ 1,566
修正純資産	7,708	7,221	△487
保有契約価値	2,939	4,991	2,053
新契約価値	416	552	136

2 修正純資産

2014年3月末は金利の上昇による満期保有債券の含み益の減少などにより、修正純資産は487億円の減少となりました。その内訳は以下のとおりです。

3月31日現在	億円		
	2013	2014	増減
修正純資産	¥ 7,708	¥ 7,221	¥ △487
純資産の部合計	3,423	3,692	269
価格変動準備金	323	416	93
危険準備金	596	637	41
一般貸倒引当金	0	0	0
満期保有債券の含み損益	5,517	4,303	△1,214
土地・建物の含み損益	194	194	0
退職給付の未積立債務	△50	△32	18
無形固定資産	△261	△239	22
前7項目に係る税効果相当額	△1,938	△1,625	313
子会社および関連会社の評価損益	△96	△125	△29

3月31日現在	億円		
	2013	2014	増減
修正純資産	¥7,708	¥7,221	¥ △487
フリー・サープラス	4,185	5,662	1,477
必要資本	3,523	1,560	△1,963

ソニー生命の必要資本は、ソルベンシー・マージン比率200%を維持するために必要な資本の額と、経済価値ベースの内部モデルから算定されるリスク対応資本の額の大きい方としています。2014年3月末は、金利の上昇などにより経済価値ベースの負債が減少したことから必要資本が減少しています。

3 保有契約価値

2014年3月末は、金利の上昇、新契約の獲得、保険関係の前提条件の変更などにより、保有契約価値は2,053億円の増加となりました。その内訳は以下のとおりです。

3月31日現在	億円		
	2013	2014	増減
保有契約価値	¥ 2,939	¥ 4,991	¥ 2,053
確実性等価利益現価	6,332	8,694	2,362
オプションと保証の時間価値	△1,112	△1,231	△119
フリクショナル・コスト	△139	△92	47
ヘッジ不能リスクに係る費用	△2,142	△2,379	△237

4 新契約価値

2014年3月末は、保険料率の改定や金利の上昇などにより収益性が向上したことから、新契約価値は136億円の増加となりました。新契約価値の内訳は以下のとおりです。

3月31日現在	2013		2014		億円
					増減
新契約価値	¥ 416	¥ 552			¥136
確実性等価利益現価	741	849			108
オプションと保証の時間価値	△124	△94			30
フリクショナル・コスト	△2	△3			△0
ヘッジ不能リスクに係る費用	△199	△200			△1

5 新契約マージン

収入保険料現価に対する新契約価値の比率である新契約マージンは以下のとおりです。なお、収入保険料現価の計算は新契約価値計算と同様の前提条件を用いて計算したもので、再保険料控除前の保険料に基づきます。

3月31日現在	2013		2014		億円
					増減
新契約価値	¥ 416	¥ 552			¥ 136
収入保険料現価	11,875	10,697			△1,177
新契約価値／収入保険料現価	3.5%	5.2%			1.7pt

6 前年度からの変動要因分析

前年度末MCEVからのMCEVの変動要因は以下のとおりです。下表はEuropean Insurance CFO Forum Market Consistent Embedded Value Principles[®]* (MCEV Principles) で定められたフォーマットに従っています。

* Copyright© Stichting CFO Forum Foundation 2008

	億円			
	フリー・サープラス	必要資本	保有契約価値	MCEV
前年度末MCEV	¥ 4,185	¥ 3,523	¥2,939	¥10,647
前年度末MCEVの調整	△133	—	—	△133
調整後MCEV	4,052	3,523	2,939	10,514
当年度新契約価値	—	—	552	552
保有契約価値からの貢献(リスクフリーレートの割り戻し)	3	2	131	135
保有契約価値からの貢献(当年度の期待超過収益)	9	7	67	83
保有契約価値及び必要資本からフリー・サープラスへの移管	44	△313	268	—
うち当年度新契約価値からの移管	△447	—	447	—
保険関係の前提条件と実績の差異	366	△340	△22	5
保険関係の前提条件の変更	△5	5	355	355
保険事業に係るその他の要因に基づく差異	306	△306	6	6
保険事業活動によるMCEV増減	724	△945	1,357	1,136
経済的前提条件と実績の差異	895	△1,015	690	570
その他の要因に基づく差異	△9	△3	6	△7
MCEV増減総計	1,610	△1,963	2,053	1,699
当年度末MCEVの調整	—	—	—	—
当年度末MCEV	¥ 5,662	¥ 1,560	¥4,991	¥12,213

(注) 1. 当年度の期待超過収益を計算するために使用した期待利回りは0.272%です。

2. 保険関係の前提条件の変更は、主に保険事故発生率、解約・失効率、事業費率の実績に基づき、将来の前提条件を変更したことによる影響を表しています。死亡率、解約・失効率、事業費率の改善により保有契約価値が増加しました。

3. 保険事業に係るその他の要因に基づく差異には、MCEVの計算に使用するモデルの改善・修正等による影響を反映しています。必要資本の計算における円金利リスクの計測方法見直しの影響などが含まれます。

4. 経済的前提条件と実績の差異において、MCEVトータルの変動額は、金利の上昇等による769億円の増加と、インフレ・スワップレートの上昇による200億円の減少に分解されます。

5. その他の要因に基づく差異には、復興特別法人税の廃止による影響が反映されています。

7 センシティブリティ(感応度分析)

前提条件を変更した場合のMCEVへのセンシティブリティは以下のとおりです。

センシティブリティ

前提条件	前提条件等の変化	億円		
		MCEV	変化額	変化率
ベースケース	なし	¥12,213	¥ —	—
金利	100bp低下	10,034	△2,179	△18%
	100bp上昇	12,562	349	3%
	スワップ	13,938	1,725	14%
株価・不動産の時価	10%下落	12,048	△165	△1%
株式・不動産のインプライド・ボラティリティ	25%上昇	12,097	△116	△1%
金利スワップションのインプライド・ボラティリティ	25%上昇	12,027	△186	△2%
維持費	10%減少	12,407	194	2%
解約・失効率	×0.9	12,364	151	1%
死亡率	死亡保険：×0.95	12,645	432	4%
	第三分野・年金：×0.95	12,160	△53	△0%
罹患率	×0.95	12,596	383	3%
必要資本	法定最低水準	12,253	40	0%

MCEVの変化額のうち修正純資産の変化額は以下のとおりです。なお、記載のないものについては保有契約価値のみが変化しており、修正純資産は変化していません。

		億円
金利	100bp低下	¥ 9,571
	100bp上昇	△7,549
株価・不動産の時価	10%下落	△107
株式・不動産のインプライド・ボラティリティ	25%上昇	△9

8 主な前提条件

確実性等価プロジェクトにおいては、リスクフリーレートとして2014年3月末における日本国債および米国債の金利を用いています。日本国債の41年目以降のフォワードレートは40年目と同一、米国債の31年目以降のフォワードレートは30年目と同一として設定しました。データソースはブルームバーグの国債レートです。主な期間での国債レートは以下のとおりです。

3月末現在	日本円		米ドル	
	2013	2014	2013	2014
期間				
1年	0.06%	0.08%	—	0.11%
5年	0.13%	0.20%	—	1.72%
10年	0.55%	0.64%	—	2.72%
20年	1.40%	1.50%	—	3.37%
30年	1.54%	1.70%	—	3.56%
40年	1.64%	1.78%	—	—

キャッシュ・フローが合理的に予測可能であり非流動的であるため流動性プレミアムを適用することが適切であると考えられる対象商品がないことから、リスクフリーレートに流動性プレミアムは加算していません。

保険事故発生率、解約・失効率、事業費率等の前提条件は2014年3月末のベスト・エスティメイトに基づき、商品ごとに設定しました。ベスト・エスティメイト前提とは過去、現在の実績および将来期待される前提条件を考慮することによって設定されます。前提条件に対して将来期待される変化は、十分な根拠が見込まれるときだけ考慮されるものです。保険事故発生率については悪化トレンドを織り込みましたが、それ以外に使用したベスト・エスティメイト前提には将来期待される変化は見込まれていません。

9 第三者機関によるレビューについての意見書

ソニー生命は、MCEV評価について専門的な知識を有する第三者機関（アクチュアリー・ファーム）ミリマン・インク（Milliman, Inc.）に算出手法、前提条件および算出結果のレビューを依頼し、意見書を受領しています。意見書の詳細は、ソニー生命のリリース資料「平成26年3月末市場整合的エンベディッド・バリューの開示」(<http://www.sonylife.co.jp/>) をご覧ください。

10 経済価値ベースのリスク量（税引後）

ソニー生命では、経済価値ベースでの財務健全性に対する理解をより深めていただくため、2012年3月末より経済価値ベースのリスク量の開示を行っています。経済価値ベースのリスク量*とは、ソニー生命が保有する各種リスク（保険リスク、市場関連リスク等）を、市場整合的な方法で総合的に評価したリスク総量です。ソニー生命の経済価値ベースのリスク量（税引後）は6,643億円となりました。リスク量の内訳は以下のとおりです。

3月31日現在	億円	
	2013	2014 (注)2
保険リスク	¥ 6,056	¥ 6,545
市場関連リスク	2,899	2,400
うち金利リスク (注)1	2,342	1,809
オペレーショナルリスク	260	263
カウンターパーティリスク	23	13
分散効果	△2,625	△2,578
経済価値ベースのリスク量	6,613	6,643

(注)1. 金利リスクは、市場関連リスク内での分散効果考慮前リスク量です。

2. 2013年のイールドカーブの超長期ゾーンの大幅な変動を受け、2014年3月末に円金利リスクの計測方法を見直しました。具体的には、全年限の金利を最低1%下落（平行移動）させる従来の方法から、イールドカーブの変動リスクをより精緻にとらえるために、主成分分析を用いる方法（イールドカーブの形状変化を平行移動・傾き・曲率の3成分に分解し、成分ごとにイールドカーブにショックを与える方法）に変更しました。

ソニー生命では、経済価値ベースのリスク量を、経済価値ベースの自己資本であるMCEVに対して適切な水準を保つことで、財務健全性の確保に努めています。

* 経済価値ベースのリスク量の測定においては、1年VaR99.5%水準とし、EUソルベンシーII（QIS5）の標準モデルを参考にした内部モデルを採用しています。

MCEVに関する用語の定義を含め、詳細につきましては、データ集「ソニー生命のMCEV」をご参照ください。

http://www.sonyfh.co.jp/ja/financial_info/annualreport.html

データ集 掲載内容



「データ集」もあわせてご覧ください。

各事業会社の詳細な財務データについては、別冊「データ集」をご参照ください。
なお「データ集」は、SFHホームページのみの開示とさせていただきます。

http://www.sonyfh.co.jp/ja/financial_info/annualreport.html

SFH 財務データ(連結)

主要な経営指標等の推移

連結貸借対照表

連結損益計算書及び連結包括利益計算書

連結株主資本等変動計算書

連結キャッシュ・フロー計算書

ソニー生命 財務データ

貸借対照表

損益計算書

株主資本等変動計算書

1. 債務者区分による債権の状況

2. リスク管理債権の状況

3. 経理に関する指標等

4. 経常利益等の明細(基礎利益)

5. 有価証券等の時価情報(一般勘定)

6. 有価証券等の時価情報(会社計)

ソニー生命 業務指標等

1. 直近5事業年度における主要な業務の状況を示す指標

2. 主要な業務の状況を示す指標等

3. 保険契約に関する指標等

4. 資産運用に関する指標等(一般勘定)

5. 保険金等の支払能力の充実の状況

6. 特別勘定資産残高の状況

7. 個人変額保険及び個人変額年金保険の状況

8. 代理店数の推移

9. 従業員の在籍・採用状況

10. 平均給与

ソニー損保 財務データ

貸借対照表

損益計算書

株主資本等変動計算書

キャッシュ・フロー計算書

1. 債務者区分による債権の状況

2. リスク管理債権の状況

3. 資産・負債の明細

4. 損益の明細

5. 時価情報等

ソニー損保 業務指標等

1. 主要な経営指標等の推移

2. 保険引受の状況

3. 資産運用の状況

4. 単体ソルベンシー・マージン比率

ソニー銀行 財務データ(連結)

連結貸借対照表

連結損益計算書

連結包括利益計算書

連結株主資本等変動計算書

連結キャッシュ・フロー計算書

ソニー銀行 財務データ(単体)

貸借対照表

損益計算書

株主資本等変動計算書

1. 資産査定状況

2. リスク管理債権の状況

3. 損益の状況

4. 時価情報

ソニー銀行 業務指標等(単体)

1. 主要経営指標

2. 営業の状況(預金)

3. 営業の状況(貸出金)

4. 営業の状況(有価証券)

ソニー生命 MCEV

1. MCEVの計算結果

2. 前提条件

3. MCEVの計算方法

4. MCEVの概要

5. MCEV関連用語集

用語集(あいうえお順)

あ行

いじょうきけんじゅんびきん

異常危険準備金 損保

保険業法施行規則により、異常災害による損害のてん補に充てるため、損害保険会社が毎決算期に収入保険料を基礎として計算した金額を積み立てることとされている責任準備金のひとつです。損害保険会社の担保する危険が広範囲であるという特性から、地震、台風などの異常災害発生による巨額の保険金支払いが必要な場合に備えて、積立を複数事業年度にわたって累積的に行い、異常災害が発生した年度に取崩すという仕組みが設けられています。

いっぱんかんじょう

一般勘定 生保

特別勘定を除いた財産を経理する勘定で、ここでは一定の予定利率を保険契約者に保証し、生命保険会社が資産運用のリスクを負っています。

いりょうほけん

医療保険 生保 損保

被保険者が病気やケガで入院・手術をしたときに入院給付金や手術給付金などをお支払いする保険です。

えきむとりひきとうしゅうし

役務取引等収支 銀行

役務とはサービスのことで、役務を提供することで得られる銀行振込手数料、投信販売手数料などの収益から、役務提供に係る費用を差し引いたものです。

ALM(Asset Liability Management) 生保 損保 銀行

資産と負債の特性を勘案して総合的に把握・管理することで、安定的に予定利率を確保するリスクマネジメント手法です。

生命保険会社の負債は、契約時に固定された予定利率により積み立てられる責任準備金(超長期の負債)が大部分を占めるため、この特性を踏まえたALMが必要となります。

EV(エンベディッド・バリュー) 生保

生命保険会社の企業価値を示す指標のひとつです。ソニー生命はMCEV Principlesに準拠したMCEVを開示しています。MCEVの詳細についてはデータ集の「ソニー生命のMCEV」をご覧ください。

か行

がいかだてほけん

外貨建保険 生保

保険料が外貨建で運用される保険です。ソニー生命では、米ドル建保険を取り扱っており、保険契約者は、米ドル建の保険料を円に換算して払い込み、保険金などは円または米ドルのいずれかを選択して受け取ることができます。

かいごほけん

介護保険 生保

被保険者が所定の要介護状態になったときに一時金や年金をお支払いする保険です。ソニー生命では、公的介護保険制度で要介護2以上と認定されたとき、または、65歳未満の被保険者がソニー生命所定の要介護状態となり180日継続したときに保障をする商品があります。

かいやくしつこうりつ

解約・失効率 生保

解約とは、将来に向かって保険契約を解消することです。解約によって契約は消滅し、以降の保障(損害保険の場合は「補償」)はなくなります。一方、失効とは、保険契約者が保険料の払込猶予期間を過ぎても保険料を支払わないときに保険契約の効力がなくなるとをいい、以降の保障はなくなります。

解約・失効率とは、年度始の保有契約高に対する解約・失効高の割合のことです。当該年度の解約高と失効高の合計額を年度始の保有契約高で除して算出します。

かいやくへんれいきん

解約返戻金 生保 損保

保険契約が解約などにより解除された場合、保険契約者に払い戻す金額です。解約返戻金の有無や額は、保険の種類、保険期間、経過年数などによって異なります。

かかくへんどうじゅうじゅんびきん

価格変動準備金 生保 損保

保険会社が保有する株式・債券などの価格変動による損失に備えるため、あらかじめ積み立てる準備金です。

がくしほけん

学資保険 生保

子どもの将来の教育資金のために、満期年齢時に保険金をお支払いする保険です。

かぞくしゅうにゅうほけん

家族収入保険 生保

被保険者が死亡または高度障害状態になった場合に、家族年金または高度障害年金を保険期間が満了するまで年払いや月払いでお支払いする保険です。

きけんじゅんびきん

危険準備金 生保 損保

保険リスク、予定利率リスクなどによる将来の異常な保険金支払いに備えるための準備金のことです。決算時に保険会社が積み立てる責任準備金の構成要素のひとつです。

きそりえき

基礎利益 生保

「経常利益」から、生命保険会社が保有している資産を売却することにより得られる利益など、いわゆる生命保険の本業以外での利益である「有価証券売却損益」や「臨時損益」などを除いて算出したもので、生命保険本業の1年間の期間損益を示す指標になっています。

きゅうふきん

給付金 生保

被保険者が入院したときや手術を受けたときなどに保険会社から受取人に支払われます。

ぎょうむあらりえき

業務粗利益 銀行

銀行本来の業務の収支である「資金運用収支」「役務取引等収支」「特定取引収支」および「その他業務収支」の4つの合計です。粗利益(売上高一仕入れ)に相当するもので、銀行が本来の業務でどれくらいの利益を上げているかの指標となります。

ぎんこうまどはん

(保険商品の)銀行窓販 生保 損保 銀行

銀行が保険代理店となり、銀行の窓口などで保険募集を行うことです。これまでは、販売できる商品が制限されていたが、2007年12月に制限が撤廃され、銀行を通じてあらゆる種類の保険商品が販売されるようになりました。

けいやくしやかしつけ

契約者貸付 生保

生命保険会社の資産運用業務のひとつで、保険契約者は契約している生命保険の解約返戻金の一定範囲内で貸し付けを受けることができます。一般的に、契約者貸付を受けている間も保障は変わりなく継続し、配当金を受け取る権利も継続します。ただし、保険の種類などによっては利用できない場合があります。

けいやくしやはいとうじゅんびきん

契約者配当準備金 生保

保険業法施行規則により、契約者への配当財源として積み立てることとされている準備金のことをいいます。

こじんねんきんほけん

個人年金保険 生保

払い込まれた保険料から積み立てられた資金を原資として、契約時に定めた一定の年齢から年金を受け取る保険で、年金を受け取る期間、年金の形態、保険料の払込方法、年金受取開始日前の死亡保障により、いろいろなタイプがあります。

コンパインド・レシオ 損保

保険会社の正味損害率と正味事業費率の合計値をいいます。保険会社の保険本業での収益力を示す指標です。

さ行

さいほけん

再保険 生保 損保

保険会社が、自己の引き受けた保険のうち、主として高額契約などについて、保険契約のリスクを分散するために国内外の再保険引受会社と結び保険契約のことです。

じぎょうひりつ

事業費率 損保

収入保険料に対する保険の募集や維持管理のために使用した費用の割合で、保険会社の経営効率化を示す指標として用いられます。通常は、諸手数料および集金費に保険引受に係る営業費および一般管理費を加え、正味収入保険料で除した割合を指します。

しきんうんようしゅうし

資金運用収支 銀行

業務粗利益の4つの収支の中でもっとも大きなウエイトを占めるのが資金運用収支です。銀行では一般的に、個人などから集まった預金やインターバンクで市場調達した資金を、個人・法人向けの貸出や有価証券運用に充てています。資金運用収支は、貸出金などから受け取った利息の合計額(「資金運用収益」と預金などに支払った利息の合計額(「資金調達費用」)の差、つまり利息の収支です。利息の収支ということは、金利が変動することによる影響(例えば、預金金利は上がって貸出金利が変わらなければ、そこから得られる利息の収支は減少します)や、預金や貸出金の残高による影響を受けます。

じこしほんひりつ

自己資本比率 銀行

自己資本を総資産で割った比率で、信用リスク・アセット(総資産のうち、万が一の場合に貸倒れの可能性がある資産)などに対して資本金などの自己資本がどれくらいあるかを示す指標のことで、多額の貸出金の回収ができないというような場合には、自己資本を取り崩して処理をすることとなる可能性もあります。自己資本が大幅に減ってしまうと、銀行の経営が困難となってきます。

自己資本比率規制とは、自己資本比率を一定水準以上に保つことによって銀行経営の健全性を確保しようとするもので、自己資本比率は銀行経営の健全性を示す重要な指標のひとつとなっています。海外に営業拠点を持つ銀行に対しては、その健全性を確保する国際的な統一ルールとして8%以上の自己資本比率を、海外に営業拠点を持たない銀行では、日本では4%の自己資本比率が求められています。

じどうしゃそんがいばいしょうせきにん じばいせき ほけん

自動車損害賠償責任(自賠責)保険 損保

自動車による人身事故の被害者を救済するためのもので、法律ですべての自動車に加入が義務づけられている強制保険です。同様のものに自動車損害賠償責任共済(自賠責共済)があります。この自賠責保険(共済)の賠償金の最高支払限度額は1事故1名につき、死亡3,000万円、重度の後遺障害4,000万円、傷害120万円までと決められています。車やモノの損害に対しては保険金が支払われません。

しはらひびきん

支払備金 生保 損保

支払義務が発生している保険金、返戻金その他の給付金のうち、決算期末時点で保険金支払

額が未確定のものや保険金が未払いのものについて、その保険金の見込額や未払額を積み立てる準備金のことをいいます。

しゅうしんほけん

終身保険 生保

被保険者が死亡または高度障害状態になったときに保険金をお支払いする保険です。定期保険と異なり、保障が一生続きます。

じゆん

順ざや 生保

予定利率により見込んでいた運用収益より実際の運用収益が上回る額のことです。

しやうみしゅうにゆうほけんりやう

正味収入保険料 損保

保険契約者から直接受け取った保険料(元受正味保険料)から再保険料を加減(出再正味保険料を控除し、受再正味保険料を加える)し、さらに積立保険料を控除した保険料をいいます。

せいぜんきゅうふほけん

生前給付保険 生保

被保険者が三大疾病(がん・急性心筋梗塞・脳卒中)で所定の状態になったとき、一括して保険金をお支払いする保険です。

せきにんじゆんびきん

責任準備金 生保 損保

保険会社が将来の保険金・年金・給付金の支払いなどの保険契約上の保険会社が負う債務に備え、保険料や運用収益などを財源として、あらかじめ積み立てておく準備金です。責任準備金には、「普通責任準備金」「異常危険準備金」「危険準備金」「払戻積立金」「契約者配当準備金等」などがあります。

たぎやうむしゅうし

その他業務収支 銀行

銀行の本来の業務のうち「資金運用収支」「役員取引等収支」「特定取引収支」以外の業務をいいます。例えば、ドルなどの外貨を売買する業務です。この場合、外貨をある金額で仕入れ、それより高く売った場合は仕入れを上回った分が収益(「その他業務収益」)に、安く売った場合は仕入れを下回った分が費用(「その他業務費用」)になります。

ソルベンシー・マージン 生保 損保

ソルベンシー・マージンとは「支払余力」という意味です。保険会社は、将来の保険金などの支払いに備えて責任準備金を積み立てているため、通常予測できる範囲のリスクについては十分対応できます。しかし、大災害や株の大暴落など、予想しない出来事が起こる場合があります。このような「通常の予測を超えて発生するリスクに対応できる支払余力」をどれだけ有しているかを判断するための行政監督上の指標のひとつが「ソルベンシー・マージン比率」です。この比率が200%を下回った場合、監督当局(金融庁長官)によって早期に経営の健全性の回復を図るため

の措置がとられます。2012年3月期末からは新基準が適用され、マージン参入の厳格化、リスク計測の厳格化・精緻化などがなされています。

そんがいちやうさひ

損害調査費 損保

保険会社が保険事故の調査などに要した人件費・物件費などの社費をいいます。

そんがいりつ

損害率 損保

収入保険料に対する支払った保険金の割合をいいます。保険会社の経営分析や保険料率の算出に用いられます。正味損害率は正味支払保険金に損害調査費を加えて正味収入保険料で除した割合をいいます。

た行

だいさんぶんや

第三分野 生保 損保

生命保険(第一分野)と損害保険(第二分野)の中間に位置する保険のことで、「医療保険」「がん保険」「介護保険」「傷害保険」など、さまざまな種類があります。規制緩和の推進により、2001年7月からは、生命保険会社、損害保険会社ともに第三分野の全保険商品を取扱うことが可能となりました。

たんきばらい

短期払 生保

保険料の払込方法の一つで、保険期間が満了する前に保険料の払込が完了する方法のことです。

ていきほけん

定期保険 生保

契約時に定めた保険期間内に被保険者が死亡または高度障害状態になったときに保険金をお支払いする保険です。

デュレーション 生保

対象となる資産(運用資産)や負債(保険契約債務)の将来キャッシュ・フロー(利息収入、元本償還、保険料受取、保険金・配当金支払いなど)の現在価値が、金利変動によってどの程度影響を受けるかという感応度を示す指標です。さまざまな種類・計算方法のデュレーションがありますが、対象キャッシュ・フローの加重平均残存期間で表す方法が比較的多く用いられます。

とくべつかんじやう

特別勘定 生保

変額保険や変額年金保険など、運用成果を直接契約者に還元するために、会社の有する他の財産とは区分して運用される勘定のことです。

とくやく

特約 生保 損保

主契約に付加して契約することにより、主契約の保障内容を充実させることができます。特約のみでは契約できません。主契約に複数の特約を付加することができます。主契約が満期や解約などによって消滅すると、特約も消滅します。

な行

ねんかんさんほけんりょう 年換算保険料 生保

保険料の支払い方法には、月払い、年払い、一時払いなどがあります。そうした支払方法の違いを調整し、契約期間中に平均して支払うと仮定した場合に、生命保険会社が保険契約から1年間にどのくらいの保険料収入を得ているかを示すもので、経営指標のひとつです。

とうきゆうべつりょうりつせいど ノンフリート等級別料率制度 損保

ノンフリート契約者(9台以下の車またはバイクを所有・使用している方)の事故歴に応じた保険料の割引・割増を適用する制度です。等級は1等級～20等級で、通常は6等級から開始します。等級が高い(数字が大きい)ほど割引率が大きく、数字が小さいほど割引率が小さくなります。

は行

ひほけんしゃ 被保険者 生保 損保

保険の保障・補償を受ける人、またはその人の生死・病気・ケガなどが保険の対象となる人をいいます。保険契約者と同一人の場合もあり、別人の場合もあります。

ひょうじゆんりつ 標準利率 生保

保険会社が将来の保険金支払いのために責任準備金を積み立てるときに使用が義務づけられている計算利率をいいます。標準利率引き下げにより保険会社が積み立てなければならぬ責任準備金の額は大きくなります。責任準備金の積立財源は保険料が中心ですので、必要に応じ、標準利率の改定にともない保険料率を見直すことがあります。2013年4月以降の契約より標準利率は従来の1.5%から0.5ポイント低い1.0%が適用となりました。

ふりようさいけん 不良債権 生保 損保 銀行

経営が破綻している先や業績不振などによって経営が実質的に破綻している先、あるいは破綻する危険がある先に対する債権のことです。元本または利息の支払いが3カ月以上滞っている貸出金や、当初の条件どおりに返済できず金利の減免(引き下げ)や元本の返済が猶予されている貸出金も含まれます。

へんかくこじんねんきんほけん 変額個人年金保険 生保

株式や債券を中心に資産を運用し、その運用の実績によって年金や解約返戻金などが増減する個人年金保険で、資産運用リスクは保険契約者が負います。

へんかくほけん 変額保険 生保

株式や債券を中心に資産を運用し、運用の実績によって保険金や解約返戻金が増減する生命保険で、資産運用リスクは保険契約者が負います。

ほけんぎょうほう 保険業法 生保 損保

保険業の公共性にかんがみ、保険業を行う者の業務の健全かつ適切な運営および保険募集の公正を確保することにより、保険契約者などの保護を図り、もって国民生活の安定および国民経済の健全な発展に資することを目的とする(同法第1条)日本の法律です。

ほけんきん 保険金 生保 損保

生命保険では、被保険者が死亡したとき、高度障害状態になったとき、または満期まで生存したときに、損害保険では、保険契約によって補償される事故により損害が生じたとき、または第三分野商品で被保険者が入院や手術をしたときなどに保険会社が被保険者に支払う金銭のことです。

ほけんけいやくしゃ 保険契約者 生保 損保

保険会社と保険契約を結び、契約上のさまざまな権利(契約内容変更などの請求権)と義務(保険料の支払義務など)を持つ人をいいます。

ほけんけいやくくじゆんびきん 保険契約準備金 生保 損保

保険契約に基づく保険金支払いなどの責任を果たすために、保険業法において保険会社が将来の保険金などの支払いに備えて積み立てることが義務づけられている準備金で、貸借対照表の負債の部に記載されます。保険契約準備金には、「支払備金」「責任準備金」「契約者配当準備金」などがあります。

ほけんひきうけりえき 保険引受利益 損保

正味収入保険料などの保険引受収益から、保険金や損害調査費などの保険引受費用と、保険引受にかかる営業費および一般管理費を控除し、その他収支を加減したものをいいます。なお「その他収支」とは、自賠責保険などにかかる法人税相当額などです。

ほけんほう 保険法 生保 損保

保険契約に関するルールは、1899年に制定された商法の中に定められていましたが、2010年4月より、商法から独立した新しい法律として「保険法」が施行されました。商法の保険契約に関する規定は100年以上実質的な改正がなされていなかったため、保険法では、現代語化への対応などのほか、保険契約者などを保護する観点からの大幅な見直しが行われています。

ほけんりょう 保険料 生保 損保

保険契約者が保険契約に基づいて保険会社に支払う金銭のことです。保険契約の申し込みをしても、保険料の支払いがなければ保障・補償されません。

ほけんけいやくたか 保有契約高 生保

個々の保険契約者に対して生命保険会社が保障する金額の総合計額です。契約者から払い込まれた保険料の総合計額(保険料収入)とは異なります。

ま行

もとけいしょうみほけんりょう 元受正味保険料 損保

元受保険料から元受解約返戻金および元受その他返戻金を控除したものです。

や行

ようろうほけん 養老保険 生保

契約時に定めた保険期間内に死亡または高度障害状態になったときには死亡・高度障害保険金を、満期時に生存していたときには満期保険金をお支払いする保険です。

よていじぎょうひりつ 予定事業比率 生保

保険会社は事業の運営上必要な経費をあらかじめ見込んで、その分保険料を割り引いています。その割引率を予定事業費率といっています。

よていしぼうりつ 予定死亡率 生保

多数の人々のうち、1年間に死亡する人数の割合が死亡率です。予定死亡率とは、将来の保険金の支払いに充てるために必要な保険料を算定する際に用いる死亡率のことで、過去の統計をもとに男女別・年齢別の死亡者数を予測したのとなっていてはなりません。

よていりりつ 予定利率 生保

保険会社は資産運用による一定の収益をあらかじめ見込んで、その分だけ保険料を割り引いています。その割引率を予定利率といっています。

ら行

さいぶんがたじどうしゃほけん リスク細分型自動車保険 損保

保険料算出の根拠となるリスク要因を細分化した自動車保険のことをいいます。保険業法施行規則により、「年齢」「性別」「運転歴」「使用目的」「使用状況」「地域」「車種」「安全装置の有無」「所有台数」の9項目が、リスク細分項目として認められています。

開示項目一覧

保険業法施行規則第210条の10の2、銀行法施行規則第34条の26に基づく開示項目と掲載ページ

保険業法施行規則第210条の10の2

保険持株会社の概況及び組織に関する次に掲げる事項

●経営の組織(保険持株会社の子会社等(法第271条の25第1項前段に規定する説明書類の内容に重要な影響を与えない子会社等を除く。)の経営管理に係る体制を含む。)	82
●資本金の額及び発行済株式の総数	85
●持株数の多い順に10以上の株主に関する次に掲げる事項	
・氏名(株主が法人その他の団体である場合には、その名称)	85
・各株主の持株数	85
・発行済株式の総数に占める各株主の持株数の割合	85
●取締役及び監査役	
(委員会設置会社にあつては、取締役及び執行役)の氏名及び役職名	56～57
●会計参与設置会社にあつては、会計参与の氏名又は名称	該当なし
●会計監査人の氏名又は名称	62

保険持株会社及びその子会社等の概況に関する次に掲げる事項

●保険持株会社及びその子会社等の主要な事業の内容及び組織の構成	29～35
●保険持株会社の子会社等に関する次に掲げる事項	
・名称	83
・主たる営業所又は事業所の所在地	83
・資本金又は出資金の額	83
・事業の内容	83
・設立年月日	83
・保険持株会社が保有する子会社等の議決権の総株主又は総出資者の議決権に占める割合	83
・保険持株会社の一の子会社等以外の子会社等が保有する当該一の子会社等の議決権の総株主又は総出資者の議決権に占める割合	83

保険持株会社及びその子会社等の主要な業務に関する事項として次に掲げるもの

●直近の営業又は事業年度における事業の概況	37～54
●直近の5連結会計年度における主要な業務の状況を示す指標として次に掲げる事項	
・経常収益	2
・経常利益又は経常損失	2
・当期純利益又は当期純損失	2
・包括利益	2
・純資産額	2
・総資産額	2
・保険金等の支払能力の充実の状況を示す比率	2

保険持株会社及びその子会社等の直近の2連結会計年度における財産の状況に関する次に掲げる事項

●連結貸借対照表、連結損益計算書及び連結株主資本等変動計算書	88～94
●貸付金のうち次に掲げるものの額及びその合計額	
・破綻先債権に該当する貸付金	38、45、48、54
・延滞債権に該当する貸付金	38、45、48、54
・3カ月以上延滞債権に該当する貸付金	38、45、48、54
・貸付条件緩和債権に該当する貸付金	38、45、48、54
●保険金等の支払能力の充実の状況(法第271条の28の2各号に掲げる額に係る細目として別表に掲げる額を含む。)及び保険持株会社の子会社等である保険会社の保険金等の支払能力の充実の状況(法第130条各号に掲げる額を含む。)	38、44、48
●保険持株会社及びその子法人等が2以上の異なる種類の事業を営んでいる場合の事業の種類ごとの区分に従い、当該区分に属する経常収益の額、経常利益又は経常損失の額及び資産の額(以下「経常収益等」という。)として算出したもの(各経常収益等の総額に占める割合が少ない場合を除く。)	29、88～94
●保険持株会社が連結貸借対照表、連結損益計算書及び連結株主資本等変動計算書について金融商品取引法第193条の2の規定に基づき公認会計士又は監査法人の証明を受けている場合にはその旨	88

事業年度の末日において、当該保険持株会社が将来にわたって事業活動を継続することの前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況その他当該保険持株会社の経営に重要な影響を及ぼす事象(以下「重要事象等」という。)が存在する場合には、その旨及びその内容、当該重要事象等についての分析及び検討内容並びに当該重要事象等を解消し、又は改善するための対応策の具体的内容 該当なし

銀行法施行規則第34条の26

銀行持株会社の概況及び組織に関する次に掲げる事項

●経営の組織(銀行持株会社の子会社等(法第52条の25に規定する子会社等(法第52条の29第1項前段に規定する説明書類の内容に重要な影響を与えない子会社等を除く。)をいう。以下同じ。)の経営管理に係る体制を含む。)	82
●資本金及び発行済株式の総数	85
●持株数の多い順に10以上の株主に関する次に掲げる事項	
・氏名(株主が法人その他の団体である場合には、その名称)	85
・各株主の持株数	85
・発行済株式の総数に占める各株主の持株数の割合	85
●取締役及び監査役	
(委員会設置会社にあつては、取締役及び執行役)の氏名及び役職名	56～57
●会計参与設置会社にあつては、会計参与の氏名又は名称	該当なし
●会計監査人の氏名又は名称	62

銀行持株会社及びその子会社等の概況に関する次に掲げる事項

●銀行持株会社及びその子会社等の主要な事業の内容及び組織の構成	29～35
●銀行持株会社の子会社等に関する次に掲げる事項	
・名称	83
・主たる営業所又は事務所の所在地	83
・資本金又は出資金	83
・事業の内容	83
・設立年月日	83
・銀行持株会社が保有する子会社等の議決権の総株主又は総出資者の議決権に占める割合	83
・銀行持株会社の一の子会社等以外の子会社等が保有する当該一の子会社等の議決権の総株主又は総出資者の議決権に占める割合	83

銀行持株会社及びその子会社等の主要な業務に関する事項として次に掲げるもの

●直近の中間事業年度又は事業年度における事業の概況	37～54
●直近の3中間連結会計年度及び2連結会計年度又は直近の5連結会計年度における主要な業務の状況を示す指標として次に掲げる事項	
・経常収益	2
・経常利益又は経常損失	2
・中間純利益若しくは中間純損失又は当期純利益若しくは当期純損失	2
・包括利益	2
・純資産額	2
・総資産額	2
・連結自己資本比率	2

銀行持株会社及びその子会社等の直近の2中間連結会計年度又は2連結会計年度における財産の状況に関する次に掲げる事項

●中間連結貸借対照表又は連結貸借対照表、中間連結損益計算書又は連結損益計算書及び中間連結株主資本等変動計算書又は連結株主資本等変動計算書	88～94
●貸出金のうち次に掲げるものの額及びその合計額	
・破綻先債権に該当する貸出金	38、45、48、54
・延滞債権に該当する貸出金	38、45、48、54
・3カ月以上延滞債権に該当する貸出金	38、45、48、54
・貸出条件緩和債権に該当する貸出金	38、45、48、54
●自己資本の充実の状況について金融庁長官が別に定める事項	117～130
●銀行持株会社及びその子法人等(令第4条の2第2項に規定する子法人等をいう。)が2以上の異なる種類の事業を営んでいる場合の事業の種類ごとの区分に従い、当該区分に属する経常収益の額、経常利益又は経常損失の額及び資産の額(以下「経常収益等」という。)として算出したもの(各経常収益等の額の総額に占める割合が少ない場合を除く。)	29、88～94
●法第52条の28第1項の規定により作成した書面(同条第2項の規定により作成された電磁的記録を含む。)について会社法第396条第1項による会計監査人の監査を受けている場合にはその旨	88
●銀行持株会社が中間連結貸借対照表又は連結貸借対照表、中間連結損益計算書又は連結損益計算書及び中間連結株主資本等変動計算書又は連結株主資本等変動計算書について金融商品取引法第193条の2の規定に基づき公認会計士又は監査法人の監査証明を受けている場合にはその旨	88
●連結自己資本比率の算定に関する外部監査を受けている場合にはその旨	該当なし

報酬等(報酬、賞与その他の職務執行の対価として銀行持株会社若しくはその子会社等から受ける財産上の利益又は労働基準法第11条に規定する賃金をいう。)に関する事項であつて、銀行持株会社及びその子会社等の業務の運営又は財産の状況に重要な影響を与えるものとして金融庁長官が別に定めるもの 64

事業年度の末日において、当該銀行持株会社が将来にわたって事業活動を継続することの前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況その他当該銀行持株会社の経営に重要な影響を及ぼす事象(以下「重要事象等」という。)が存在する場合には、その旨及びその内容、当該重要事象等についての分析及び検討内容並びに当該重要事象等を解消し、又は改善するための対応策の具体的内容 該当なし

SFHホームページのご案内

SFHでは、タイムリーな情報発信とソニーフィナンシャルグループをよりご理解いただくためにウェブサイトを積極的に活用しています。

<http://www.sonyfh.co.jp/>



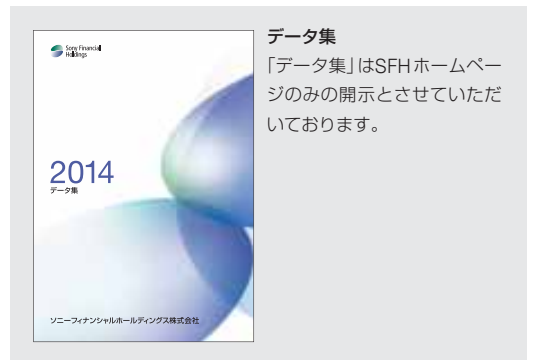
2014年4月にホームページをリニューアルしました。

主な変更点

- トップページおよび全体デザインを見直しました。
- ページ構成を整理し、特に「個人投資家の皆さまへ」ページの 카테고리分けを見やすくしました。
- トップページなど、一部ページをスマートフォンからもご覧いただけるようにしました。



● 本ディスクロージャー誌および財務データがご覧いただけます。



● 中期経営計画を社長がインタビュー形式の動画で説明しています。

